

北海道大学学生寮新設閉寮記念誌

題
字

前北海道大学学生部長
内田文昭



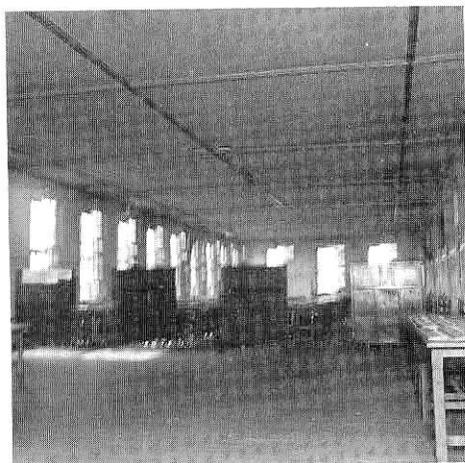
新学生寮



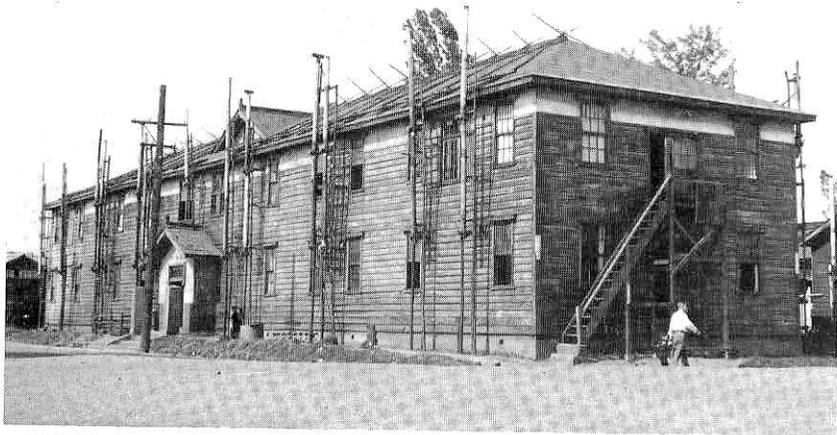
惠迪寮



居室

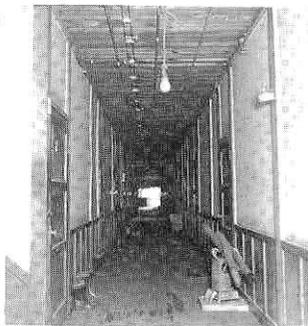


食堂

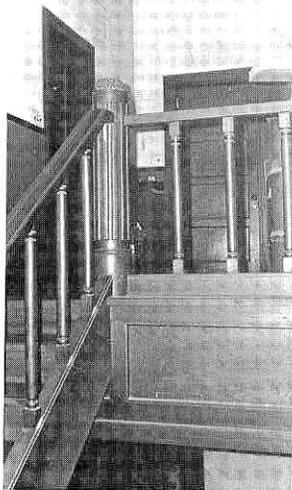


北学寮

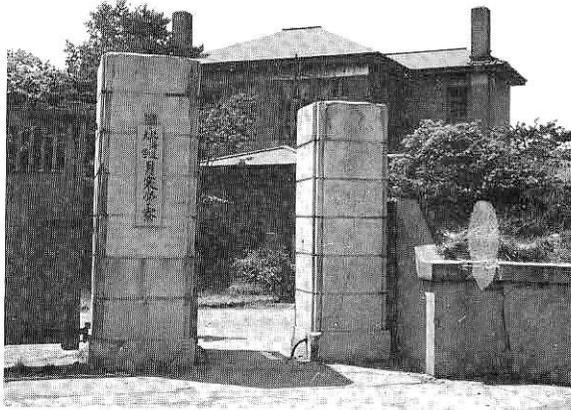
廊下(北学寮)



階段(月寒学寮)



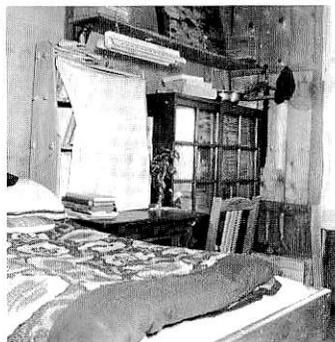
月寒学寮



進修学寮



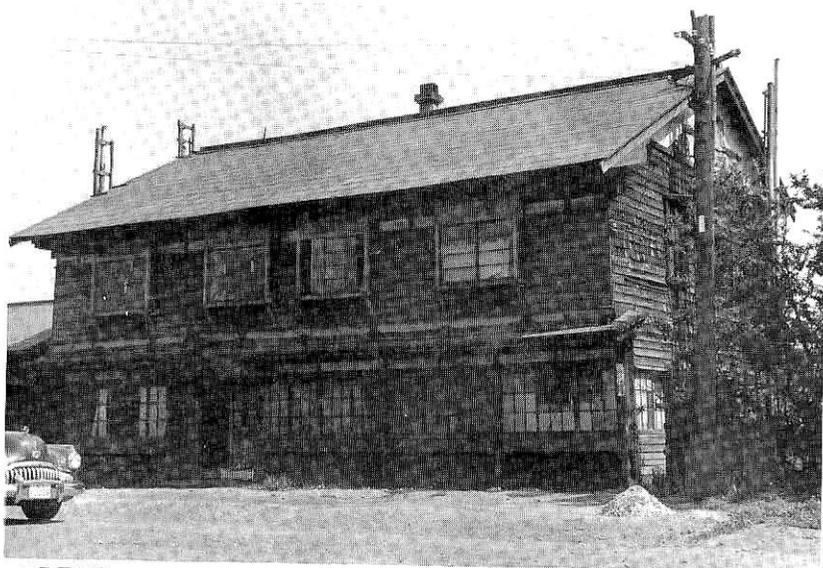
居室(進修学寮)



居室(榆影寮)



榆影寮



旧桑園学寮

桑園学寮





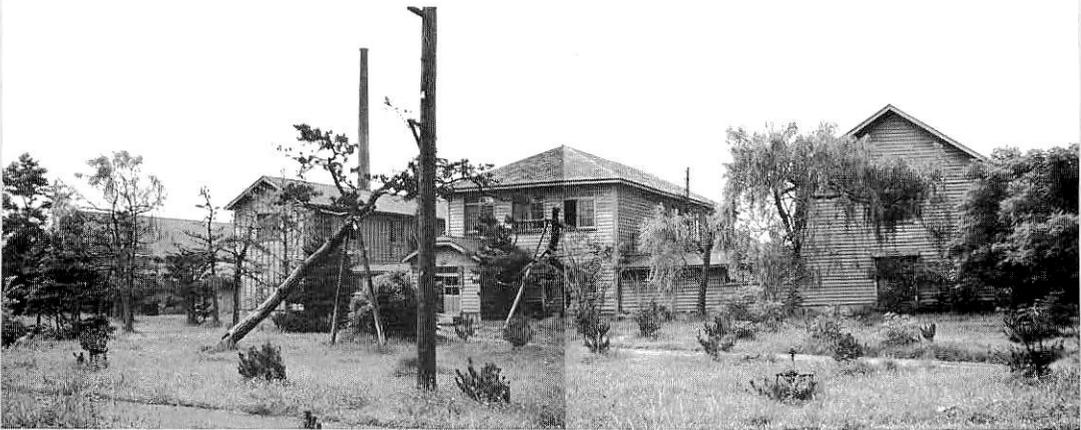
有島寮

女子寮

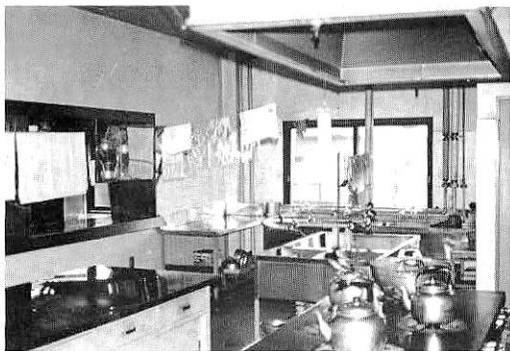


居室(女子寮)





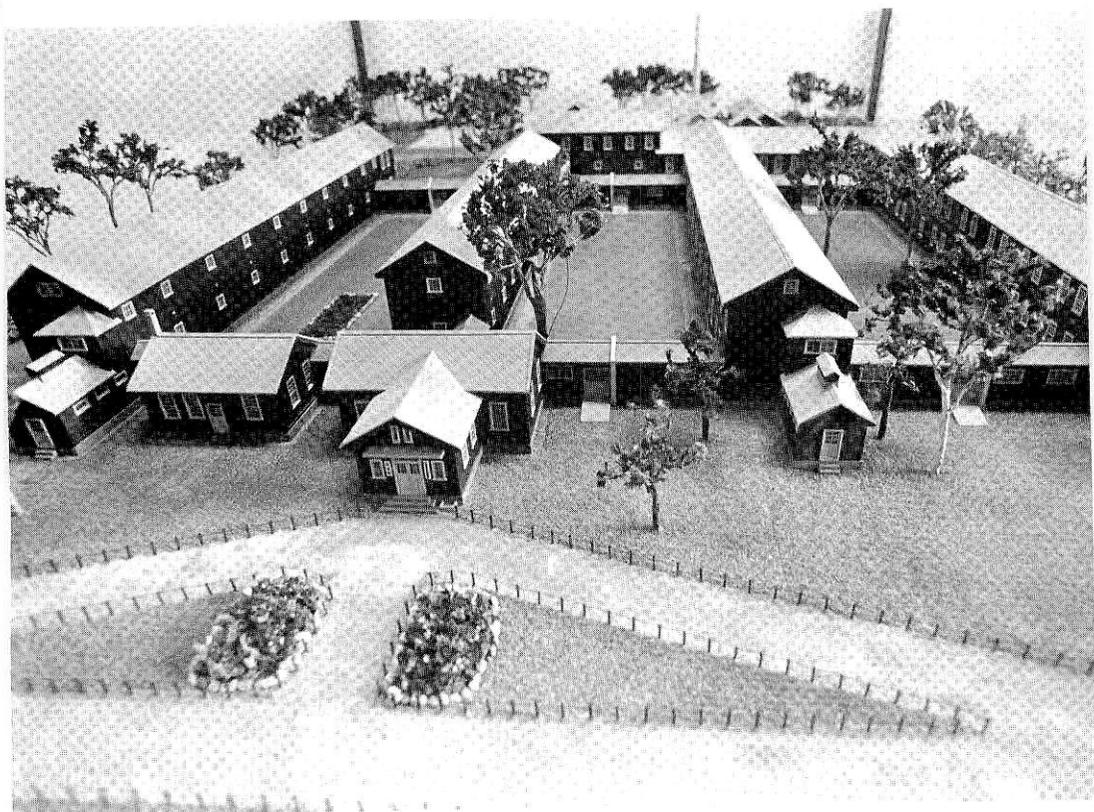
旧北農寮



厨房(北農寮)



北農寮



恵迪家模型 (写真提供 朝日新聞社)

刊行にあたって

昨年四月、学生部委員会は、学生寮の新設、閉寮に伴う記念事業を行なうため、「北海道大学学生寮の新設に伴う記念事業実行委員会要項」を定めた。

この要項に基づいて、学生部に「記念事業実行委員会」が設置され、総務、記念式典、基金制度、関連事業の各小委員会が置かれ、記念事業の各分野を担当した。記念誌の編纂は、関連事業小委員会が受け持ち、編纂委員会を兼ねる形で進められた。

編纂にあたっては、当初の段階から記録報告的なものを基調とすることが考えられていた。従って、記念誌は、学生寮の歴史を跡付ける形となった。寮の戦後史はもとより、遠く明治時代初期の札幌農学校草創期に遡り、寄宿舎の源流に光をあてて、今日的意義を探ることが記念誌を刊行する我々の役目となった。札幌農学校の歴史が始まる明治九年に制定された舎則をはじめとして、昨年一二月に新しく制定された学生寮規則に至るまで全文を掲載したのが、その一例である。また、札幌農学校当時の寄宿舎平面図や、現在は廃寮となっている江別楡影寮、水産学部啓徳寮等の各寮図面が挿入され、

往時の各寮の様子がつぶさに窺われる。

記念誌には、写真集的要素も織り込む予定であったが、諸般の事情から断念せざるを得なかった。しかし、二五年前の学寮関係写真が何枚か見付かり、記念誌の口絵を飾ることができた。また、大学紛争が落ち着きをとり戻し、学生寮の整備が大学の責務となって、学生寮の実地調査が行なわれた、昭和四六年当時の写真も何枚か採録した。

恵迪寮をはじめ、北学寮、進修学寮、桑園学寮、月寒学寮、楡影寮、有島寮が、三月末で閉寮となり、新しい学生寮が、四月から開設されて、本学におけるいわゆる「学寮問題」に一応の終止符が打たれることになった。しかし、「古き良き伝統」は、これを「新しい進展」の礎としなければならぬ。この記念誌が、「新しい学生寮」への一つの区切りとしてまとめられ、刊行できたことを喜び、編纂にあたられた関係各位に感謝の意を表して刊行の言葉としたい。

昭和五十八年三月

北海道大学学生寮の新設に伴う記念事業実行委員会委員長

北海道大学学生部長 内 田 文 昭

『北海道大学学生寮新設・閉寮記念誌』に寄せて

明治初期の時代における天下の輿望を担って開学された札幌農学校に端を発する私どもの母校北海道大学は、百有七年半に及ぶ発展に次ぐ発展の歴史における最も顕著な所産として、約五万六〇〇〇名に及ぶ有為な卒業生を各界に送り続けて今日に至りました。発展の歴史とはいふものの、これは決して平坦なる道程ではなくして、それぞれの時代背景を耐え抜きつつ歩んだ教官、職員、学生など数多き先人達の輝かしき足跡であることは論を俟ちません。

七つの札幌市所在の北海道大学学生寮は、それぞれ永い星霜の間における悠遠のロマンを秘めつつ統合され、この度、五八〇名定員の新しい学生寮の姿となって蘇生することになりました。大学のあるところに学生あり、学生のいるところには青春を育む生活の場あります。学ぶことに憧憬を抱いて相集う北海道全域は勿論のこと、全国津々浦々からの俊秀が生活を共にする学生寮に、類なき伝統と相俟って彩鮮やかな青春譜の奏でられないはずがありません。昨年暮近くに「恵迪寮よ永遠に」と題し、恵迪寮OB有志によって北大恵迪寮閉寮記念文集が編集発行されました。これに溢れているもの

は、麗しき懐旧の情であり、脈打つ伝統醸成の内部醗酵であつて、どの一文も私の心を捉えずにはおかないものばかりです。ここで明記しておかなければならないことは、私は北大在学中一日も学寮に居住する機会がなかったことです。恵迪寮寮祭をただ一度覗いたことと、秋田寮に住んでいた友人を訪ねたこと、中学生の頃通学の途次しばしば新潟寮（現在の北学寮）の前を通りかかつて北大生の生きざまを垣間見た程度です。それでいてなおこの閉寮記念文集に共感するところある理由としては、予科において学んだ共通の体験を思い当たる点が見つかりません。三〇歳を過ぎた頃の二年間アメリカにおいて六〇〇名程度の容量をもった学生寮に住んだ経験があり忘れ難い追憶をもつていますが、それはこの文集に盛られたものとは全く異質のものであります。この記念文集に横溢している感懐には、感受性の強い学生時代の年齢と豊かな将来に対して満を持した青春とが不可欠の要素であり、加えてこれにふさわしい北海道大学という環境が与えられて、はじめて全学に共通する懐旧の情になるのであります。換言すれば、北海道大学なかりせば恵迪寮という北大を代表する心のよすがは生まれなかつたであろうし、たとえ恵迪寮と名付けられた建物があつて同世代の者が相寄つていたとしても、北海道大学という素地なかりせば、かくも慕わしく尽きることのない情を遺す心の環境が作り出されたはずありません。折にふれて北海道大学卒業生が高唱して止まない恵迪寮寮歌に代表されるように、恵迪寮で培われた良き面の精神的風土は寮生OBのみの遺産にあらずして全北大卒業生の

貴き所産であると信じております。こうした恵迪寮の栄光ある歴史を記念し、近く恵迪寮OBの方々の浄財により記念碑が建てられることになっております。この碑に刻まれる撰文については恵迪寮OBであります文学部水野 一教授のお力添えをいただきました。

北六条西一三丁目に所在し、昭和二九年以来女子寮（定員二三名）として使用されている二六〇平方メートルの建物を除き、男子寮としての七寮はいずれも老朽の極度に達して閉寮取りこわしとなります。この中でも恵迪寮はその歴史において抜群に長く、寮歌を生み続けて貢献したその功績に対しては適切な賞讃の辞と謝辞を見出すこともできないところですが、他の六寮についてもそれぞれ世代を越えて受け継がれた消滅し難い情あるものと思料されます。

学生寮として使用された期間にこそ長短があるものの、それなりの歴史に彩られた由緒をもって今日に至るまで学生諸君に住の便宜を提供し、齢尽きて任務を終えようとしている寮ばかりです。愛惜の情尽きないところ、恵迪寮などの寮舎一部保存、名称の存続、寮歌の作成継続が有志の方々によって訴えられています。寮舎保存については、諸般の難点が伏在していて方針を立てかねているのが現状であり、大方のご希望に沿えない事態も予想されなではありません。しかし、他の二件については、将来に亘る学生諸君の英知と協力を期待すれば不可能なこととは思われません。このことに関しては、今年一月の北大時報に一文を寄せてありますので、ここにその該当部分を転記し、この趣旨実

現について全学のご協力をいただけますよう重ねてお願い申し上げます。最後になりましたが、新しい学生寮が今までもにまましてその機能を發揮し、よき伝統を継承発展してゆくように、との期待に応えられんことを願ってこの稿を閉じます。

「教養部、学部、大学院の男子学生ならびに外国人男子留学生を対象とする定員五八〇名の新しい学生寮完成も近く三月末日に迫りました。施設部を中心とする作業班は予定通りの完工を目途にして、遺跡調査関係者の協力を得て着々と工事を進めています。これまでに至る学生部関係者不断の努力が結実する時であり、各寮をこれまで慈み育ててきたかつての寮生であった卒業生各位ならびに現在の寮生諸君開眼の時です。新しい学制が施行されて以来、旧制高等学校の消滅と共に、旧き良き時代より作り続けられていた寮歌の作成は、わが北海道大学恵迪寮歌を除いて途絶えて久しいと聞き及んでいます。旧き尊さを偲び、これを謳歌した後世に伝えんとする心情は誰にでも理解されるところであり、かくあらんことを願う情たるや何等の議論を差しはさむ余地もないところです。しかし、寮歌の一つにもあるように、『移ろふならび、泣くは誰そ』の類の詩心、これまた現実を見ることの要を先人も肯定していた証左ではないでしょうか。新しい学寮が、新しい現代的規範の下で、新しきノスタルジアを育成し、全国唯一の寮歌作成継続を果してここ北海道に青年学徒の意気あることを伝承して戴きたいものと念願しています。』（「北大時報」より）

昭和五十八年三月

北海道大学長 有 江 幹 男

目次

刊行にあたって	北海道大学学生部長 内田文昭	18
『北海道大学学生寮新設・閉寮記念誌』に寄せて	北海道大学長 有江幹男	15
I 寮が建つまで	前北海道大学長 今村成和	12
II 記念式典・祝賀会		10
記念式典・祝賀会次第		9
式辞		1
挨拶		
工事経過報告		

祝 辞	21
表 彰	34
関連事業	35
III 北海道大学学生寮(札幌地区男子寮)の概略	39
新学生寮平面図	42
IV 北海道大学学寮概史	47
第一章 旧学制時代の学生寮概史	48
一 札幌農学校時代(明治九年から明治四〇年まで)	48
二 東北帝国大学農科大学時代(明治四〇年から大正七年まで)	50
三 北海道帝国大学時代(大正七年から昭和二五年予科終了まで)	51
第二章 新制北海道大学学寮問題経過概略	56
一 新学寮の取得	56
二 寮建替への努力と寮規および大学紛争	59
三 新寮建設実現に関する検討と意思決定に至る経過	66

V 寄稿文集

惠迪寮という寮名と寮歌の伝承について	北海道大学名誉教授	星光	78
惠迪寮時代の思い出	北海道大学名誉教授	横田廉一	82
惠迪寮と私	北海道大学名誉教授	明峯俊夫	85
旧学生寮の消えるとき	北海道大学名誉教授	水谷寛	90
戦後の窮乏期と寮の生活	北海道大学教授(経済学部)	是永純弘	93
寮生活の思い出と学生のために計るべきこと	北海道大学助教授(農学部)	太田原高昭	96
炊務事務室からよもやまのこと	惠迪寮栄養士	川越ユキエ	100
水産学部北晨寮新築の思い出	北海道大学名誉教授	斎藤恒行	104
新学生寮の性格をめぐる	北海道大学教養部長	藪重夫	106
資料			111
年表			112

寄宿舎規則(明治九年～昭和五十七年十二月)	123
学寮建設準備小委員会の経過報告(昭和三十八年五月二十五日)	149
北海道大学における新学寮の管理運営のあり方について(答申)	
(昭和三十九年一月二十一日)	154
学寮規則を改正するにあたって(昭和四十年四月二十七日)	156
学寮問題中間報告要旨(昭和五十年九月)	161
学寮問題検討会(五一・八・一八～一九)まとめ	192
現寮における負担区分の正常化について(昭和五十六年七月～五十八年三月)	195
学生寮の定員と入寮生の推移(昭和二六年以降)	221
あとがき	222
寄宿舎平面図	13
歴代学生部委員会委員(昭和二六年五月～昭和五八年四月)	1

I
寮が建つまで

キャンパスの北西部の一角に、新しい五層六棟の学寮が、次第にその全貌を現わし、完成間近を思わせている。四月からは、新しい寮の一角が開かれることになるだろう。思えば長い道程であった。

昭和の初期に建てられた恵迪寮は、昭和三〇年代に入ってから、次第に朽廃の度を加え、やがてその改築は、学生部のゆるがせにできない問題となってきた。しかしそれには、寮の管理運営の問題が常にからまっていたから、その計画は、長い間挫折の繰り返しであった。今ここに、その迂余曲折を跡付けるいとまはないが、私が昭和五〇年五月学長に就任したときの状況はといえば、その前年の一月に、恵迪寮の一部が失火により焼失するという事故が起こったが、一部学生集団の妨害により、学生部は、いまだに、焼跡の整理さえ思うにまかせぬ有様だったのである。

だから、前学長の諮問に基づき、昭和五〇年九月に学生部がまとめた「学寮問題中間報告要旨」は、ペシミスティックな調子に満ちたものであった。率直に言えば、学生に対する不信感が、行間にまざまざと読み取れた。そこには、学生部委員会のメンバーとして、実りなき学生対応に苦渋の時を過ぎ

た教官の、偽りのない思いが込められていたのである。

この報告書は、建替または廃寮までのプロセスに予想される諸問題について、丹念に検討を加え、いかなる途をとるにしても、そこには数々の難問が横たわっていることを示唆していた。五〇年一月の評議会は、この報告書を受け入れ、以後、寮問題は、この報告書を起点として、歩一歩と解決への歩みを進めてゆくことになる。もともと、この報告書自体は、問題の所在を指摘したに止どまるもので、それをこえて、解決の方向を示したものはなかったが、その際ひそかに私が心していたことは、廃寮の途は選ぶべきではないということであった。とはいうものの建替の可能性について、当時は、廃寮の途は選ぶべきではないというものであった。切り拓いてゆくよりほかに途はないのであった。

2

昭和五十一年の年頭の挨拶で、私は、「学内における意思の疎通は何より重要なことであります」といい、「本年は、教養改革問題、寮問題のように、とくにそのことの必要な問題の解決に迫られている時期であります。教職員並びに学生諸君の良識により、建設的な結論が導き出されますことに、私としては、大きな期待を寄せている次第でございます」と述べた。

寮問題の解決のために、寮生諸君との話し合いが必要であることはいうまでもない。それと共に、

基本方針は評議会にかけて決める。これは、私が在職中一貫してとってきた方針であったが、寮生諸君との話し合いは、主として、学生部に委ねてきた。とくに、五一年一月の評議会で、「寮の建替に向かつて妥協し得ない四つの基本線」を決めてからは、私が学生との話し合いの席に出ることはなかった。これは少し頑なに過ぎると思つたこともあつたが、基本線を動かし得ない以上、あとは学生部にまかせてよい問題しかなかつた。

もつともある日、私がいつものように百年記念会館で昼食をとっていたら、数人の学生がやつて来て、恵迪寮の執行委員と名乗り、私に話し掛けてきた。そこで約一時間も話し合つたらうか。学生諸君の口振りでは、玉虫色の解決を望むようにも受け取れたが、政治家の悪いまねはよそうということ、話は終りになつたことであつた。

四つの基本線というのは、学寮の性格は厚生施設とすること、入寮の選考は大学が責任をもてるものとする、光熱水料の負担区分を適正にすること、これらの原則を踏まえた新寮規を制定すること、を骨子とするもので、これらはすでに先の中間報告要旨の指摘したところに基づくものであつた。

昭和五二年の年頭挨拶では、「寮問題に関しましては、学生部長を中心とする学生部の真剣な御努力

により、事態は非常に改善されております。学生諸君の良識ある態度と相まって今年こそは、建設的な結論が導き出されますことを、強く期待している次第でございます」と述べているが、「条件をととのえて寮を改築する」方針が評議会で認められたのは、この年の一二月のことであつた。だが、「条件がととのつたかどうか」は、評議会の認定にまつ、ということ、ここでゴアのサインが出たわけはなかつたのである。

しかもその後も様々なハプニングがあつて、事態はなかなか進展しなかつた。ようやく、学長二期目の五四年一二月の評議会に提出した建替案が、各学部教授会の審議を経て、翌年一月の評議会で承認される運びとなつた。この案にも、場合により「中止もあり得ること」との留保条件はついていたが、ともかくも、これにより新寮建設の方針が決定し、そのための予算を、五六年度の概算要求に乗せることができたのである。

しかし、昭和五五年の年頭挨拶でも「今回の建替案におきましても、その基本構想につきましても、いまだに、寮生諸君の十分な納得を得ておりません。従いまして、依然として、時期尚早の感を持たれる向きもおありかと存じますが、新寮建設は、寮生諸君も熱望しているところでございますし、大衆としての基本構想——いわゆる四条件——に対しましても、その下で、学生の要望を容れよといふのが、寮生諸君の主張となつて参りました。私共といたしましては、現時点において、のぞみ得る

最良の寮を作りたいと考えておりますし、四条件に反しない限りにおきましては、学生の希望をとり入れることに、もとより吝かではございません」と述べたように、学生の納得を得るといふ点では、学内外の動向をにらみ合わせての見切発車であることを免れることはできなかった。

しかし、それからの作業は順調に進み、翌五六年一月の、私の最後の年頭挨拶では、「昨今計画しておりますのは、教養並びに学部学生のみならず、大学院生及び留學生の一部をも収容することのできる大規模な新寮でございます。昭和五六年度の予算で建設に着手するよう鋭意準備を進めているところであります。この寮に近接いたしましたは、現に建設中のサークル会館並びに厚生施設（食堂）を設けることになっておりました、これらが完成の暁には、近代的設備を誇る一大学生団地が出現することになるのでございます。現在、その利用方法につきましては、必ずしも、学生諸君の充分な納得を得ておりませんが、折角の設備が立派に完成し、十二分に活用されるようになりますことを、心から念願している次第であります」と述べることができた。そして、所期の通りに、昭和五六年度及び五七年度の二カ年計画で、新寮及び厚生施設の建設が進められることになったのである。

以上が、私の学長時代における経過のあらましである。そして遂に、このたび新寮の完成をみるに

至ったことは、まことに慶賀にたえない。今ここで来し方を振り返ってみると、何よりも、菅原照雄、内田文昭両教授二代にわたる学生部長の下で、学生部がねばり強く続けてきた努力の成果が、ここに実ったものであることを思わざるを得ないのである。

菅原教授は、私の学長就任後間もない昭和五〇年六月、急遽学生部長就任を引き受けられ、その後一期二年の任期を二期半、合計五年という異例の長期にわたって在任された。何よりもここに成功の秘密があつたことは、疑いの余地のないことである。その間教授は、当初は何の見通しもなかつた新寮の建設計画を、徐々にはあつたが確実に推し進められ、さらには、文部省の了解を得て、いち早く、予算の獲得の素地を作られたのである。

菅原教授のあとを受けた内田教授も、昭和五五年四月就任以来、既に在任三年に及んでいる。その間、このたびの新寮の発足に先立ち、現学長の下で、困難な負担区分の問題を解決すると共に、新寮規の制定もなし遂げられた。そしてこの寮規に基づいて、現寮生の新寮への移行もスムーズに行われることになつたと聞いている。

もとより、両部長の働きを支えたものに、歴代の学生部委員や学生部次長、課長ほかの職員諸氏の協力と補佐がある。また、本部事務局の力強いバック・アップもあつた。さらに遡っていえば、戦後三〇年をこえる学生部の歴史があり、その総力が、新寮の完成となつて結実したものであることは、

多言を要しないところである。

5

I 寮が建つまで

さていよいよ新寮の歴史が始まる。その主人公は、いうまでもなく寮生諸君である。寮生活は、いつの時代にも、青春の消えることのない思い出のひとこまとなるものである。それをどのように形づくってゆくのか。新寮はそのための新しい素材である。「居は氣を移す」という古い諺があるが、寮生諸君が古い殻を脱ぎ捨てて、新寮にふさわしい寮の自治を育てあげ、友情に満ち、心豊かな寮生活を送られることを、心から期待したいと思う。

II
記念式典・祝賀会

記念式典・祝賀会次第

北海道大学札幌キャンパスの男子学生寮完成を祝う記念式典および祝賀会の次第。

記念式典

日時 昭和五八年三月一九日(土) 午前一一時

場所 京王プラザホテル札幌(三階) 雅の間

司会 北海道大学教授 木村道也

奏楽(エルムの鐘) 作曲 川越 守

演奏 北大交響楽団

開式の辞 北海道大学教授 大金永治

式辞 北海道大学学生部長 内田文昭

挨拶 北海道大学長 有江幹男

工事経過報告 北海道大学施設部長 宮本武祐

祝辞 文部省大学局長 宮地貫一

北海道大学学生寮の新設に伴う記念事業後援会会長

今村成和

祝電披露

表彰

閉式の辞

奏楽（都ぞ弥生）

祝賀会

北海道大学理学部長 伊藤英治

北海道大学東京同窓会理事長 関 四郎

北海道大学関西同窓会会長 天野毅彦

北海道大学北海道同窓会会長 高倉新一郎

北海道大学助教授 安藤義宣

演奏 北大交響楽団

日時 昭和五八年三月一九日（土） 午後〇時三〇分

場所 京王プラザホテル札幌（二階）エミネンスホール

司会 北海道大学教授 牧田 章

北海道大学教授 山村悦夫

開会

挨拶 北海道大学学生部長 内田文昭

祝杯
北海道大学長 有江幹男

テーブルスピーチ

乾杯
北海道大学名誉教授 星光一

閉会

式 辞

北海道大学学生部長 内田文昭

本日は、北海道大学学生寮新設・閉寮記念式典にご臨席賜り心から感謝申し上げます。新しい学生寮は、一昨年に着工して以来、工事も順調に進みこの二二日学生部に引き渡される運びになりました。あとは、四月に入寮生を迎えるばかりでございます。これも偏に文部省当局をはじめ、ご臨席いただいております関係各位の並々ならぬお力添えの賜物とお礼申し上げます。特に公務御多忙中を御来臨いただきました文部省大学局斉藤諦淳審議官、井上孝美学生課長、本日の式典を含めました記念事業を後援下さいました記念事業後援会の今村成和会長はじめ諸先生、諸先輩には、改

めて心から感謝申しあげたく存じます。

一方愛惜のなか今年度限りで閉寮となります。恵迪寮をはじめとする各寮について申し上げますと、恵迪寮は、ご承知のとおり明治九年に設置された寄宿舎を前身とし、昭和六年に現在地に移転しております。数々の寮歌を生み出し、幾多のすばらしい先輩を世に送り出して参りました。

さらに、戦後、新制大学となりましてからは、戦後の混乱期に世情を反映して各寮の誕生を見ました。

すなわち、昭和二四年、新潟県人会から新潟寮木造二階建て建物を「北学寮」として譲り受け、清水工業株式会社から木造二階建て建物を購入して「桑園学寮」とし、昭和三六年に現寮に移転しております。又、大蔵省から元北部軍司令官官邸の所管換を受けて、「月寒学寮」としております。「進修学寮」は、昭和二六年財団法人南葵育英会から購入したものであります。さらに、昭和三一年には、旧北大病院の建物の一部を譲り受け移築し「楡影寮」としました。同寮の前身は、敗戦後間もなく江別に開設された寮であります。「女子寮」は、昭和二九年、高砂香料株式会社から購入したものであります。又、「有島寮」は、昭和四六年、当時、女子職員寮として使用されていた有島武郎邸を大学院学生の学寮として用途換を行なったものであります。水産学部のあります函館地区には、今回の学生寮新設・閉寮とは直接関係がありませんが、昭和二四年水産学部の発足と共に函館水産専門学校の寄宿

舎を継承した「北農寮」があります。北農寮は、昭和四〇年に現在地に移転し、逸早く新寮に切り替わっております。

わが北海道大学では、恵迪寮をはじめとする「旧寮」、旧寮に対する水産学部北農寮の「新寮」、新寮に対して新設されるこのたびの「新々寮」へと、時代の流れを反映して、厚生施設としての位置づけを強めながら、大学が学生寮の管理運営の主体としての責任を持つ体制がかたまっております。しかし、これが「自治」「自律」の否定ないしは軽視を意味するものでないことは、敢えて多言を要しません。

さて、このたびの「新々寮」としての北海道大学学生寮は、恵迪寮・北学寮・桑園学寮・月寒学寮・進修学寮・楡影寮・有島寮の「旧寮」に代るものでありまして、教養部学生、学部学生のほか、大学院学生、留学生をも含むうる入寮定員五八〇名、建築面積一万一二〇平方メートル、共用棟、各寮棟からなる鉄筋五階建ての雪の結晶を象った瀟洒な建物であり、原生林を通り抜けた本学の北西地区に建設されました。周辺には、サークル会館をはじめ、陸上競技場等の各種体育施設もあり、居住環境として最適の場所に位置することになります。今後更に北西地区の環境整備が整い、寮生諸君が青春の一頁を印すに相応しい地域に発展することを期待してやみません。一つの時代を画する学生寮の新設は、学生部にとりましても画期的な事柄でありましたが、このことは戦後における学寮問題の終

焉を意味するのではなく、単に、手掛りを得て、緒をついたばかりということもできません。各大学における学寮問題の状況を省みるとき、特に、その感を深くするのであります。

幸いなことに、本学におきましては、事務局の全面的なご理解と学生部委員をはじめとする各部署教職員各位のご支援、学生諸君の理解の下に今日あることができました。このことを思いますときこれからの学生部に課せられた課題は、残された「女子寮」の新設等を含めた現実的な学生寮の管理運営にとどまらないものと考えます。二一世紀に向け、次の世代を担う学生諸君、寮生諸君の良き理解者として、学生部自身がこれまで多方面から寄せられましたご高配に感謝申し上げますとともに自らを反省し、さらには的確な将来展望の上にたった力強い一步を踏み出すときであろうと存じます。来賓各位をはじめ北海道大学内外各層各位のより深いご理解とご支援をお願いする次第であります。

挨拶

北海道大学長 有江幹男

近代歴史の一駒としてふりかえっても、めまぐるしかったと表現できる、時代の変遷を背景とし、

熱っぽく、悲喜交々の経緯を経て、本日ここに北海道大学学生寮新設並びに恵迪寮・北学寮・桑園学寮・月寒学寮・進修学寮・楡影寮・有島寮の閉寮という記念すべきときを迎えました。

日本の夜明けといわれた明治初期の時代に天下の与望を担って開学された札幌農学校に源を発する私どもの北海道大学は、百有七年半に及ぶ発展に次ぐ発展の歴史における最も顕著な所産として、約五万六〇〇〇名に及ぶ有為な卒業生を世に送り続けて今日に至りました。発展の歴史とはいうものの、これは決して平坦な道程ではなくして、それぞれの時代の動きに耐え抜きながら歩んだ教官・職員・学生など数多き先人達の輝かしき足跡であることはいまでもありません。

札幌市に所在する七つの木造男子学生寮は、風雪に耐えてその機能を果し、世代を越え悠遠のロマンを秘めて統合され、五八〇名定員の新しい学生寮の姿となって蘇生することになりました。大学に学生あり、そして学生のいるところには青春を育む生活の場があること当然です。学ぶことに憧憬を抱いて相集う北海道全域は勿論のこと、全国津々浦々からの俊秀が生活を共にする学生寮に類なき伝統と、織りなす彩鮮やかな青春譜の奏でられない筈はありません。昨年暮近くに「恵迪寮よ永遠に」と題する恵迪寮OB有志による北大恵迪寮閉寮記念文集が発行されました。これに溢れているものは、麗しき懐旧の情であり、脈打つ伝統醸成の内部醗酵であって、どの一文も私の心を捉えずにはおかないものばかりでした。私自身、北大在学中に学寮での生活経験はありませんが、それでいてなおこれ

らに共感するところある理由としては、北大予科の時代という共通体験からではないかと思われれます。三〇歳を過ぎた頃の二年間、アメリカにおいて六〇〇名程度の容量をもった学生寮に住んだ経験があります。これはこれとして約三〇年を経た現在でも鮮烈な記憶として脳裏に浮んでくるところですが、この文集に盛られているものとは全く異質であることを感じます。私がこの記念文集に横溢している感懐を寮生OBの諸君と共有できるためには、感受性の強い学生時代の年齢と豊かな将来に對して満を持した青春とが不可欠な要素であることを見逃すことができません。さらにはこの時代を育んでくれるに相應しい北海道大学という環境が与えられていたことに琴線相通ずるものがあるのではないかということです。いかえますと、北海道大学なかりせば、恵迪寮という北大を代表する心のよすがは生まれなかつたでありましょうし、たとえ恵迪寮と名付けられた建物があり同世代の若者が相寄つていたとしても、北海道大学という素地なかりせば、このように慕わしく尽きることのない情を遺す心の環境が作り出されることはなかつたでありましょう。折にふれて北海道大学卒業生が高唱して止まない恵迪寮寮歌に代表されますように、学生寮で培われた良き面での精神風土は、寮生のみ遺産に非ずして全北大卒業生の貴き所産であると信じております。

それぞれの学生寮は、使用された期間にこそ長短はありますが、それなりの歴史に彩られた由緒をもって今日に至るまで学生諸君に住の便宜を提供し、今まさに齡尽きてその任務を了えようとしてお

ります。閉寮という一抹の淋しさを乗り越えるために、またこれに関わる諸行事遂行のために「北海道大学生寮新設に伴う記念事業後援会」が結成されて天下の浄財を托鉢して下さったこと、今村成和会長はじめ各同窓会など後援会の各位に心からなる感謝の意を表しますと共に、募金に応じて下さいました多くの方々に対しまして北海道大学を代表して限りなき謝辞を呈する次第です。

関係者の努力により見事に完成した新しい学生寮が今までも増してその機能を発揮し、従前にも増してより良き伝統が育まれ続けることを信じて疑いません。

重ねて、関係各位のこれまでの御労苦と遺跡調査関係者の御協力に対しまして、深甚なる敬意と感謝の意を表し、御挨拶いたします。

工事経過報告

北海道大学施設部長 宮本 武祐

北海道大学学生寄宿舎新営工事の工事経過及び工事概要について報告させていただきます。

本学札幌地区には八つの学生寄宿舎がありますが、いずれも建築後三〇年ないし五〇年以上を経過

している木造建物で老朽危険な現状であるため、これらを廃寮とし、全く新しい構想のもとに統合した学生寄宿舎の整備をはかるため、昭和五十六年度から二年度にわたる建物の新営を要求しましたところ、その予算が認められ、昭和五十六年九月着工、このたび竣工披露の運びとなったものでございます。しかしながら、本学としても大工事でありまして、これにいたるまでには施設部にかかわることだけを申し上げても、近年まれな天候に恵まれたこととはいえ、業者各位の並々なぬ努力と遺跡調査にあられた関係者の絶大なる御協力があったことは忘れることのできないことであります。

さて、建物につきまして御説明いたしますと、この建物は、A、B、C、D、E及びFの六つの寮棟と、その中央の共用棟のG棟からなっており、それぞれの寮棟と共用棟は一階部分が渡り廊下でつながっております。寮棟は鉄筋コンクリート造、地上五階建て、共用棟は鉄筋コンクリート造、地上二階、地下一階、渡り廊下は鉄筋コンクリート造で、全体の延面積は一一・二一九・七六平方メートル、着工は昭和五十六年九月二九日、竣工は昭和五十八年三月一八日で、工事費は総額一六億九〇〇万円を要しております。

基本設計及び施工管理は本学施設部が行なっており、施工は、地盤調査については株式会社建設コンサルタント、建築工事については、A、B、G棟が大成建設株式会社、C、D、E、F棟の軸工事が飛鳥建設株式会社、同じく仕上工事が古久根建設株式会社、電気工事については、A、B、G棟が

II 記念式典・祝賀会

株式会社(北)弘電社、C、D、E、F棟が六興電気株式会社、管工事については、A、B、G棟が丸紅設備株式会社、C、D、E、F棟が近電温調株式会社、さく井工事については東洋さく井工業株式会社、通信工事については浅川通信株式会社が請負っております。

建物内の配置につきましては簡単に申し上げますと、A、B、C、D、E棟これは各棟一六一四・六三平方メートルで一階は寮室一八、浴室、補食談話室、倉庫、洗面所、二階から五階は寮室二〇、補食談話室、洗面所。F棟一七三六・七三平方メートルは一階が寮室一八、浴室、補食談話室、倉庫、洗面所、シャワー室、二階から五階は寮室一八、補食談話室、洗面所、シャワー室。G棟一一八七・八四平方メートルは地階がボイラー機械室、電気室、休憩室、浴室、一階は玄関、ホール、事務室、宿直室、売店、下足室、二階は図書資料室、面談室、休養医務室、共同談話室、語学演習室、小会議室などがあります。

最後になりましたが本施設の完成に一方ならない御配慮をいただきました、文部省札幌工事事務所に對しまして改めて感謝を申し上げ、工事経過及び工事概要の報告とさせていただきます。

祝 辞

文部省大学局審議官 齊藤 諦淳

本日ここに北海道大学の学生寮の新設を祝う記念式典が挙行されるに当たり一言お祝いの言葉を申し上げます。我が国の国立大学には学生の勉学と生活を援助するために全学生の約一割が入寮できる学生寮が設置されております。しかしながら、これらの学生寮について施設の面から見ると、明治、大正時代からの歴史をきざんで今なお利用されているものや、終戦直後に応急的に他の建物を転用して設置されたものなど、早急に建て替えるを要する老朽寮が数多く残っております。また管理運営につきましても当面、解決を要する幾つかの課題が残されております。文部省におきましては、学生の生活環境を整備する一環として、寮生が良好な修学環境を持つことができるようにするため、国立大学に対しては、老朽化した学生寮の整備計画の策定とその実現のための条件整備をお願いしてきたところであります。ところが現実の問題として、これらの老朽化した学寮は、独自の伝統・慣習を持っており、これが新しく整備する際に学寮の管理運営方針と異なる場合が多いため入寮中の学生との話し合い等

祝 辞

による条件整備に多大の努力を願わなければならない現状にあります。

北海道大学は歴史と伝統を有する大学の例にもれず、学生寮に関してはこれまで様々な問題の解決策をさぐって努力してこられました。その結果、老朽化した学生寮については創造的、発展的に整備充実するとの基本方針のもとに、学内諸施設の整備の一環としての学生食堂の整備と関連させつつ総合的に整備する計画を立てられ、しかもこれを短期間に実現されたのであります。統合した寮の数七寮、竣工なった新しい寮の入寮定員五八〇人、いずれをとっても全国に例を見ない大型の整備事業にもかかわらず、本日の式典に象徴される整備を達成されたのであり、全国の大学にその範を示していただいたのであります。

この間学生との話し合い等の諸条件の整備に当たっては、多大な労苦を要したと伺っているところでありますが、学長・学生部長そして事務局長をはじめとする大学本部の関係者、評議員、学生部委員をはじめ教官の方々の熱意と御労苦に対し敬意を表しますとともに、新しい学生寮の開設を心からお祝い申し上げる次第であります。

新しい学生寮は、エルムの学園内に雪の結晶を模した斬新な配置により誕生しました。この学生寮が設置目的に沿って適切に運営されることを関係の方々にお願ひ申し上げるとともに、本日御出席の皆様方の暖かい御理解と御支援により、この新しい学生寮に、恵迪寮をはじめとする旧寮の良き伝統

を受け継ぎながら、新しい時代に適合した生活と伝統がはぐくみ育てられていくことを期待するものであります。

北海道大学及び新しい学生寮の今後の充実発展をお祈りし、お祝いの言葉といたします。

(文部省大学局長宮地貫一氏からの祝辞を予定していたが、当日、所用のため出席できなかつたので変更になった。)

北海道大学学生寮の新設に伴う記念事業後援会会長 今村成和

ひとことお祝いの言葉を述べさせていただきます。この機会を与えていただきましたことを、まず、深く感謝いたします。

永年の懸案でございました、寮の新しい建物がついに完成し、四月からは新学寮が開寮の運びとなりましたことは、何よりも喜ばしく、心からお祝いを申し上げます。

古くなった寮を、建替える必要がある、と感じられるようになりましたのは、かれこれ二〇年位も前のことなるうかと存じます。それ以来、歴代の学生部長を中心に、たゆみない努力が積み重ねられて参つたのであります。建替えに伴って生ずる寮の管理運営の在り方や費用負担の問題をはじめとし、実に様々な問題につきまして学生諸君との話し合いがつかないために、長い間、計画を具体化

することができませんでした。

そのため、一時は、一部に廃寮説もささやかれておりましたし、好むと好まざるとにかかわらず、建物の朽廃により、自然廃寮のやむなきにいたることが、憂えられたこともございました。

しかし、わが北海道大学には、昨日の合格者発表でもおわかりのように、毎年、道内はもとより、全国各地から、大勢の俊秀が集まって来ております。そしてその上に、わが北大の歴史が築かれて来たのでありますから、寮のもつ意義を軽々に考えますならば、大きな悔を将来に残すことにもなりましよう。

幸にして、ここ数年来、事態は次第に好転して参りました。そのためここに、こうして素晴らしい寮の完成を祝うことができるようになりましたことは、まことに、御同慶のいたりでございます。これはひとえに、各方面の御理解、御支援の賜物であることは、申すまでもありませんが、あわせて、歴代の学生部長や学生部委員の先生方と、学生部の職員諸氏の並々ならぬ努力が、ついに実を結んだものであることを、思わざるを得ないのであります。

それとともに、この新寮の開寮に伴い、現在ある恵迪寮、北学寮、進修学寮、桑園学寮、月寒学寮、楡影寮及び有島寮は、それぞれその歴史を閉じることになります。まことに愛惜の念に堪えませんが、長い歳月に亘り、人々の魂の交流の場となり、多くの人材を育て上げて来た各寮の良き伝統は、必ず

や新寮の中に再生することでありましょう。

現在の寮生諸君も四月には新寮に移ると聞いております。これも大変うれしいことであります。居は氣を移す、と申しますが、新しい寮には、新しい伝統が生まれましょう。新しい革袋には、新しい酒を盛るべきであります。学生諸君が、新しい寮にふさわしい寮の自治を打ち樹てることを期待いたしますとともに、大学当局も、これを尊重し、生かす途を考えていただきたいと存じます。

なお、終りにりましたが、本日の私の肩書は、「北海道大学学生寮の新設に伴う記念事業後援会会長」ということでございますが、皆様の御厚情により、後援会への募金も、このむずかしい時節柄にもかかわりませず、短時日の間に、大変順調に運んでおります。まだ中間的ではございますが、ここにこのことを御報告申し上げ、皆様に厚くお礼を申し上げますとともに、なお一層の御支援を賜りますようお願い申し上げます。この御挨拶を結ばせていただきたいと存じます。

北海道大学理学部長 伊藤英治

木造の旧学生寮の老朽化に伴い、これに代る寮の新設が考えられて以来、二〇年に及ぶ産みの苦しみを経て今日を迎えるに至りましたことは、文部省の御理解、歴代学長、学生部長始め学生部関係の

教官、職員各位の御尽力と、全学の御理解協力賜物の御賜物であり、深く感謝の意を捧げる次第であります。旧学制下の学寮は、集団生活を通じて、学生相互の切磋琢磨を促し、人格の育成に資する教育施設の意味あいをもち、寮生活を通じて生涯の友人が得られてきました。しかし、新学制の下では、学生数の増加、学生の資質の一般化、住宅事情の改善等諸条件の変化に伴い、学寮の意義、性格はもとより、その必要性についても疑念がもたれ、さらに、寮の存続に一定の意義を認めるにしても、その運営に費やされる大学と国の有形無形の負担に値するか否か、また、本学に学寮を適正に運営する能力があるか、すなわち学寮をもつ資格があるかどうか、が問われるにいたりました。第一の問に対して、寮は厚生施設として有意義であり、必要であるとの合意を得て、建物の竣工の日を迎えたのであります。しかし、運営能力についての問に対する答は将来に残されています。

新寮に於いては、個人の生活と信条の尊重を基盤とし、この上に立つての各人の交流と交友が期待されています。この期待が現実のものとなるか否かは、新寮に住む学生諸君の英知にかかっております。特に、教養部学生、学部学生、大学院学生、外国人留学生の寮を集中し、年齢、意識、国籍を異にする各層の交流を期待することは、これにより、いわば世界の人々に公開し、住んでいただいても恥ずかしくない環境を作り出そうとするもので、この新しい試みの効果は注目に値するものであります。

新寮の出発は本学に大きな希望をもたらすとともに、かつて経験したことのない試練を課するものであります。本学の一員として、この試練に耐えるべく決意を新たにするとともに、全学の御協力を願う次第であります。さらに寮生諸君が、秀れた伝統を継承しつつ、新しい情況に賢明に対応され、勉学の間、学生の生活の場にふさわしい雰囲気寮内に醸し出されんことを祈念し、祝辞に代えさせていただきます。

北海道大学東京同窓会 六戸昌夫

祝 辞

ただいま、ご紹介のありました六戸でございます。昭和一七年に医学部を卒業した者でございます。実は、ただいま、ご案内がございましたように、東京同窓会の関理事長が、よんどころない用事がございますまして本日参上でできませんので、私に代って祝辞を申し上げるということでございます。私は、他人の祝辞を代読するのは嫌だと申しましたら、かまわないから君の言うことを言ってくれという伝えがございましたので、私の個人のお祝辞をもって代えさせていただきますいと存じます。

何はともあれ、新しい学生寮が完成を見ましたことを、本当に心からお祝い申し上げたいと存じます。さきほどのお話にありましたように、全国の大学でも稀にみる立派な寮ができましたことは、誠

におめでたいことでございます。学生部長さんを始め大学当局が、大変なご努力をされたことに心から敬意を表する次第でございます。

なお、また、後援会ができて、いろいろな記念事業が次から次へと目の目をみて、育英資金等々の企画が完成していますことは、心からご同慶に堪えない点でございます。

一方、恵迪寮を始め七寮が閉寮になったということは、誠に愛惜の念に堪えない次第でございます。私は、昭和一〇年から三年間、恵迪寮に在寮いたしました。その恵迪寮に於ける生活が、私の人生の中に、非常に大きな力を与えたということは否めない事実でございますし、ご案内の如く北大の卒業生の中の、たくさんの先輩諸君が本当にこの恵迪寮の生活において得たものを力として、日本といわず世界各地に雄飛をしていることも事実でございます。この長い伝統も私達は、にわかに、捨て去ることができないわけでございます。

しかしながら、この新しい学生寮、これは全く違った性格であるかも知れませんが、そうしたものができたからには、それが、北海道大学における一つの学生寮としての新しい一步を踏み出すべきだろうと思います。そのためには、単なる物理的な建物というだけでなく、そこに住む学生諸君が、そこに生活の本拠をおいて学問をする、その学生諸君が、いったいこれから、その学生寮をどうして行くかが課題であると思います。

私も、横浜市立大学に昨年まで在職しておりまして、学寮問題につきましても経験を持っております。医学部におりましたけれども、大学評議員として、学寮問題に頭を突っ込んでおりましたので、北海道大学の動き等についても良く知っております。いま、そうしたことをくどくど申し上げませんが、新しくできた寮に、新しい、これからの歴史が始まるのであります。となれば、そこに住む学生諸君が、どのように考えて、どのように運営し、どのように存在するかということが非常に問題であろうと思うのであります。恵迪寮以外の六寮にも、古い伝統を持った寮がございました。そこにも、たくさんのお優秀な先輩諸君が、輩出しておりました。

そういう伝統を踏まえて、新しい創造は、そうした伝統の中にあるものを一つの糧として、発展して行くものであらうと考えます。どうかそういう意味で、この学生寮を、私は外部から見守って参りたいと思っております。

東京同窓会と申しますのは、名簿の上では一万人を超える会員を持った北海道大学全学部同窓会でございます。これは、他の大学ではどこにもみられない組織でございます。クラーク精神を高揚して関東各地に大変な力を持って活躍しているものでございます。その北海道大学東京同窓会の一人一人が、北海道大学に親愛の情を持ちながら、新しい寮の建設というものに注目して参りました。そういう意味で、この新しい学生寮の建設は、北海道大学東京同窓会としても喜ばしく考えているわけ

ですが、要は、これからそれがどのように発展して、どのように存在して行くかということに尽きるかと思えます。

私は、個人的な見解として、恵迪寮にあった伝統が、何かの形でこの寮に生かされればという気がします。形式は厚生施設であるかも知れませんが、しかしながら、そこに住む学生が、どのように考え、どのように行動するかということが、新しい学生寮の存在価値を決めるものであるという気がいたします。そういう意味で、新しい学生寮が発展されることを、私は心から祈念いたします。

最後に、北海道大学のますますのご発展を祈念いたしまして、ご祝辞に代えたいと思います。ありがとうございます。

（北海道大学東京同窓会理事長関四郎氏からの祝辞を予定していたが、当日所用のため出席できなかつたので変更になった。なお、本稿は当日の録音テープから採録した。）

北海道大学関西同窓会会長 天野毅彦

栄えゆく我等が寮を誇らずや……。

寮歌祭で若い人達と一緒にこの一節を口ずさむ時、六〇年の歳月をこえて私の胸内に熱いものがこみ上げて来るのを禁じ得ません。

本日伝統ある恵迪寮を始めとする七つの学生寮がそれぞれその務めを果し、母校北大の新しいシンボルとして誕生した新々寮への旅立ちの日を迎えました事は、関係各位とともに心からお祝いしよろこびいたします。

顧みれば二世紀に亘る北大の歩みの中で、学生寮の果して来た役割はそのまま大学の歴史でもあります。旧寮生にとっても青春時代の想い出のよすがとして、いま閉寮解体の時を迎えることはまことに哀惜の念に堪えません。

明治、大正、昭和とその時代、時代に寮の歴史を作りつけて来た寮生と先生方のたゆまぬ熱意と情熱は、激動の波を越えていま、大きく豊かな結実となって花開く日を迎えました。また、輝かしい寮歌の伝承はビーアンピシャスの建学精神とともに北大に於ける精神文化の一つとして学生寮の位置づけを明確にいたしました。それは札幌農学校以来の全人教育を目標とし独特な北大人の気風を育て来た源泉でもあります。

最近の世相は教育問題も重要な政治課題としてさえ取り上げられる時代になりました。いまや学生数も一人を超えマンモス化したキャンパスには、戦後教育の中で多様化した価値観をもって育って来た学生達とともに、新しい時代への模索が続けられているのを耳にしますが、伝統によって培われた文化は新しい時代への豊かな土壌であります。

グローバルな視野に立って二世紀をにらんだ展望の中で新しい学生寮の生々発展を期待します。目の先にとらわれず古くそして輝く伝統の上に新しいユニークな学生寮の将来像を形づくって欲しいと念願します。これらは母校への名誉と誇りを心の支えとし、厳しい社会生活の中で活躍している私どもの熱い願いであります。

各寮の閉寮と新々寮の建設に当りその実現に向けて献身された関係各位の御努力と御尽力に対し、心から敬意を表し重ねて新しい学生寮の健全な発展を祈念し、愚見を添えてお祝の言葉といたします。

北海道大学北海道同窓会会長 高倉 新一郎

北海の天地にも漸く春のいぶきが感ぜられる今日の佳き日に、北海道大学学生寮の新設、閉寮の記念式典が挙行されるに当り、北海道大学北海道同窓会を代表してお祝の言葉を述べる機会を得ましたことは私の無上のよろこびとするところであります。

北海道大学は、明治九年に札幌農学校として開学以来、すでに百有余年の星霜が流れましたが、いまや、わが国屈指の総合大学の一つとして発展し、その間有為な社会人、優れた研究者、教育者を養成し、国家社会に多大の貢献をなしていることはまことに慶賀に堪えないところであります。

北海道大学には明治三八年に設置された恵迪寮をはじめ九つの寮がありますが、これらの学生寮は著しく老朽化したので、今回創造的、発展的に整備充実する基本方針にもとづく総合的な整備計画により女子寮、北農寮を除く七つの学生寮を統合した新しい学生寮が教養部校舎の西側に建立をみたのであります。

新築された学生寮は六角形の共同棟を中心に鉄筋五階建ての個室棟が六つの方向に広がり、上からみると雪の結晶を模したものであり、北海道大学の学生寮としてはまことにふさわしい近代的な建築様式のものであります。

「都ぞ弥生」の寮歌で全国あまねく知られる恵迪寮をはじめとして統合された七つの寮には、それぞれに、はぐくみ育てられた伝統に愛惜の情を禁じ得ないものがあり、閉寮への一抹の寂しさがひとさわ募るものがあります。

このたびの新しい学生寮が開寮する機会に、新天地北海道に理想の新社会を建設する指導者のために設立された札幌農学校の源に由来する北海道大学の建学の精神を、いやが上にも高揚する人材の養成に役立つ学生寮として新たな気風が醸成されますことを心から祈念しましてお祝の言葉といたします。

表彰

多年にわたり北海道大学学生寮のために努力献身された各位を表彰し、表彰状並びに感謝状を贈り、感謝の意を表した。

○ 功労者表彰（歴代学生部長一四人）

橋本俊彦 高倉新一郎 大塚 博 田口啓作 安倍三史 星光一 板倉忠三
鈴木朝英 小池東一郎 大野公男 有江幹男 相沢 幹 菅原照雄 内田文昭

○ 永年勤務者表彰（二〇年以上勤務者一六人）

佐藤清志 鍵谷市太郎 長谷川 稔 長谷川房子 松生武夫 井林ミネ 松永キミエ
吉村智恵子 阿部ハナ 川越ユキエ 藤沢アサ 安保あさよ 小阪多恵 北林静江
芦原クニ 水野 巖

○ 感謝状贈呈（在職者一四人）

與田耕作 川元末吉 能登屋幸子 鈴木久美子 阿部吉之助 内山ミヨコ 齋藤道子
濱崎絢子 石村安子 佐藤吉昭 中川 規 富沢ミネ 鎌倉ヨシイ 飯野ユリ子

関連事業

学生寮の新設に伴う諸行事・事業のため、今村成和前学長を会長とする記念事業後援会の募金呼びかけに対し御協力・御支援下さった方々に感謝の意を表する。これによって記念式典および祝賀会のほか、次の諸事業が計画された。

- (1) 育英奨学基金の創設
- (2) 恵迪寮模型の製作
- (3) 記念メダルの製作
- (4) 記念誌の刊行
- (5) 寮生による寮史編纂等の助成
- (6) 寮生による閉寮記念行事の助成
- (7) 記念碑の建設
- (8) 記念植樹
- (9) その他

上記のうち、(1)が最重点事業である。(2)の寮模型は株式会社ヤマネが製作し、五八年二月、完成納

II 記念式典・祝賀会

入された。この製作に当り朝比奈英三名誉教授の御助言を頂いた。(3)のメダルは募金呼びかけに御協力下さった各位に贈呈する。また、(4)の記念誌刊行が本誌としてまとめられた。(5)(6)は五七年秋以来行つて来た。(7)以下は今後の仕事である。

なお、以下に学生寮の新設に伴う記念事業実行委員会の構成を記すこととする。

○委員長 学生部長 内田文昭

○総務小委員会

文学部教授 宇都宮芳明 法学部教授 中村睦男 理学部教授 土井公二

歯学部教授 中村進治 水産学部教授 箕田 嵩 事務局長 内田 新

一 医療短大教授 森 二三男 保健課長 高橋香織

○記念式典小委員会

医学部教授 牧田 章 薬学部教授 木村道也 農学部教授 大金永治

教育学部助教授 安藤義宣(教養部) 環境研教授 山村悦夫 学生課長 小池紀久夫

○基金制度小委員会

文学部教授 青柳謙二 教育学部助教授 杉村 宏 法学部教授 荒木俊夫

経済学部教授 森 泉 医学部教授 広重 力 工学部教授 丹保憲仁

關連事業

農学部教授 水谷純也
獸医学部教授 戸尾祺明彦
文学部教授 大朝雄二(教養部)

厚生課長 小椋 環

○關連事業小委員会

教育学部助教授 小林 甫
経済学部教授 白井孝昌
歯学部教授 山崎岐男

薬学部教授 米光 宰
工学部教授 田頭博昭
獸医学部教授 菅野富夫

文学部教授 水野 一(教養部)
理学部教授 多賀光彦(教養部)
学生部次長 川代重富

III
北海道大学学生寮（札幌地区男子寮）の概略

III 北海道大学学生寮(札幌地区男子寮)の概略

札幌農学校以来の伝統を有する恵迪寮、および、太平洋戦争後の新制北海道大学が取得した楡影寮・北学寮・桑園学寮・月寒学寮・進修学寮・有島寮を一括閉寮とし、収容定員五八〇人の男子学生寮が学内北西端の北一八条西一三丁目相当の位置に建設され、五八年四月開寮の運びに至った。古い恵迪寮舎のそば、「都ぞ弥生」の歌碑を左に見て原始林の間の道を通り抜けると、球技場と陸上競技場の先に新しい五階建の寮が見える。詳細は図面に示す通りで、玄関から二階建の共用棟に入ると、このホールから六方向に五階建の寮棟へ廊下がのびている。一人一室の個室制で、個室一〇ないし八に対して一つの補食談話室を備えている。教養部在籍学生二七〇人、学部学生二二〇人のほかに、多年の念願であった大学院生五〇人分が確保され、さらに外国人留学生四〇人を収容する。

かつての恵迪寮は大正一〇年まで学部学生と予科生とを共に収容していたし、明治三五年以来昭和に至るまで外国人留学生も入寮していたのであるし、大学院博士課程前期は年齢と見識とにおいて昔の学部生に相当するのであるから、新学生寮は寮生の構成において昔の形にもどり、さらに積極的に拡充したものとも言えるであろう。面目一新した新しい寮において、今後寮生活の好ましい形が生まれ育ち、堅実な学生生活が営まれることを期待する。なお、寮のそばに北西食堂が開設される(図面参照)。

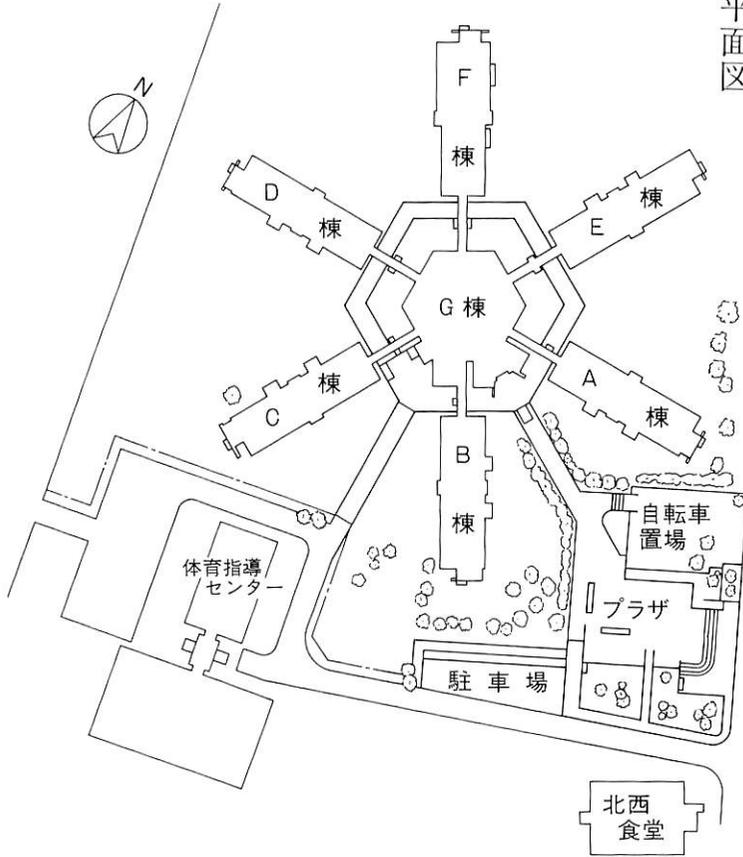


北西食堂平面図

このたびの新生活寮実現に至るまでの背景として、北海道大学生寮の百余年にわたる歴史は無視し得ないものである。以下に章を改め、旧学制時代の寮概史と新制北海道大学以来の寮問題の経過概略を述べる。寮運営の変遷と諸問題は大学をめぐる時代の流れをそのまま映し出すものである。この間にあつて北海道大学が選択した、あるいは選択し得た一つの結論が新生活寮である。

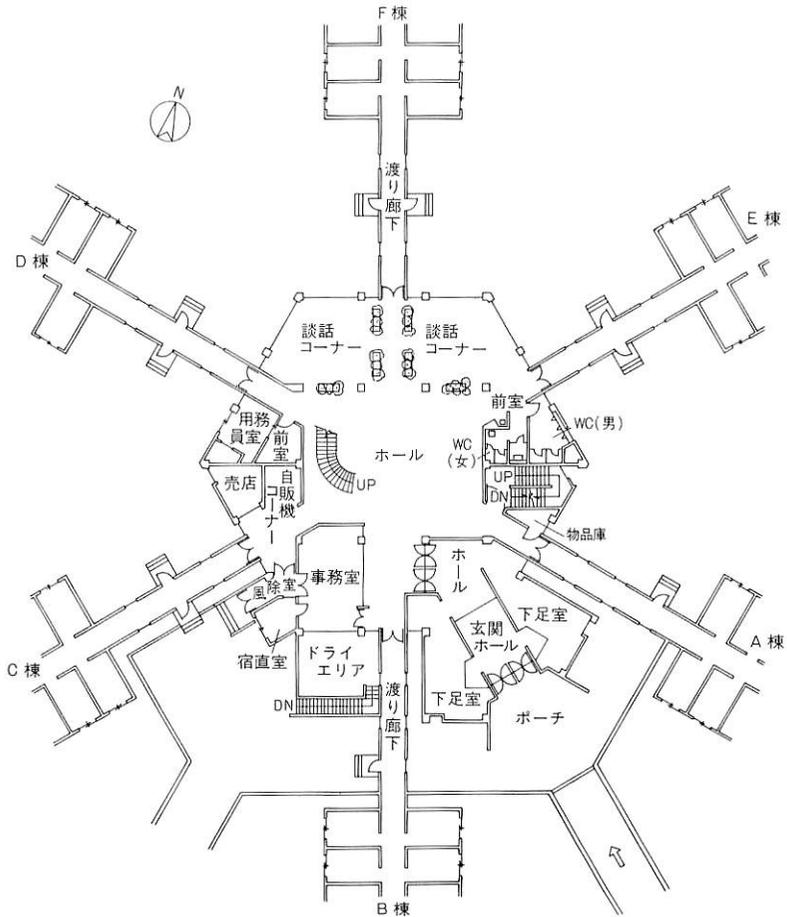
III 北海道大学学生寮(札幌地区男子寮)の概略

新
学
生
寮
平
面
図



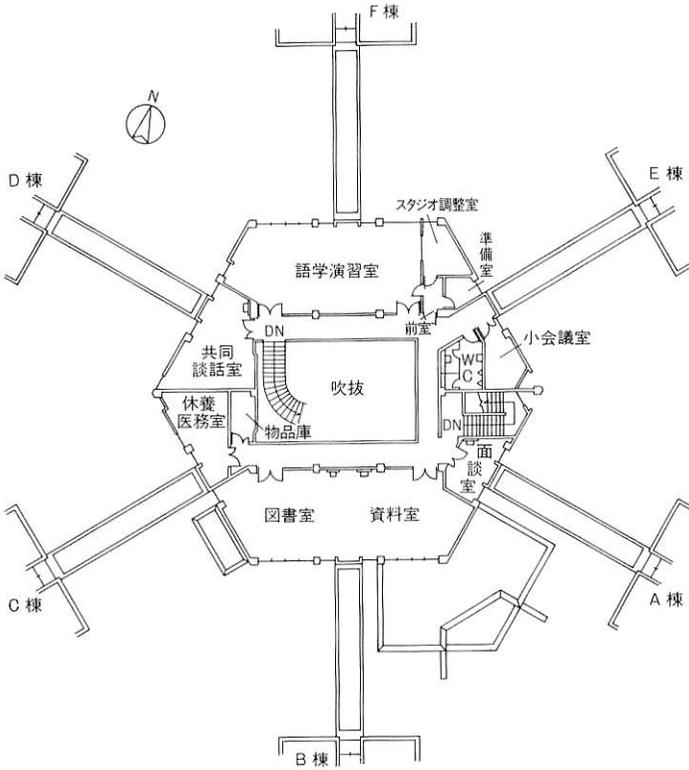
配 置 図 (全棟)

新学生寮平面図

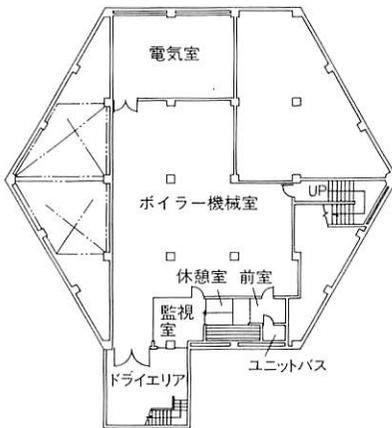


共用棟〔G〕1階平面図

III 北海道大学学生寮(札幌地区男子寮)の概略

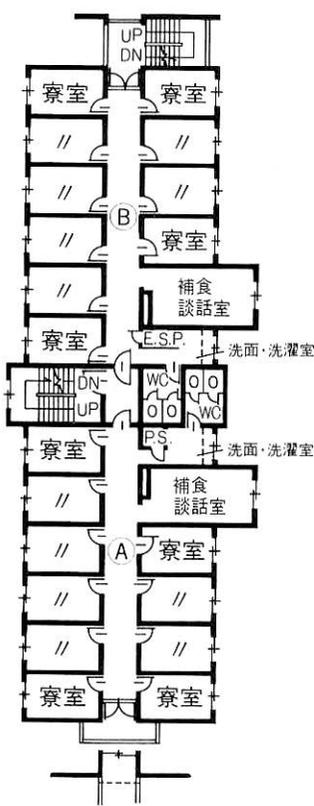


共用棟〔G〕2階平面図

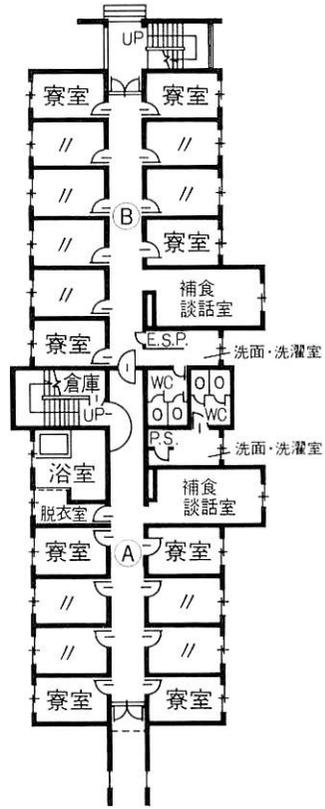


共用棟〔G〕地下階平面図

新学生寮平面図



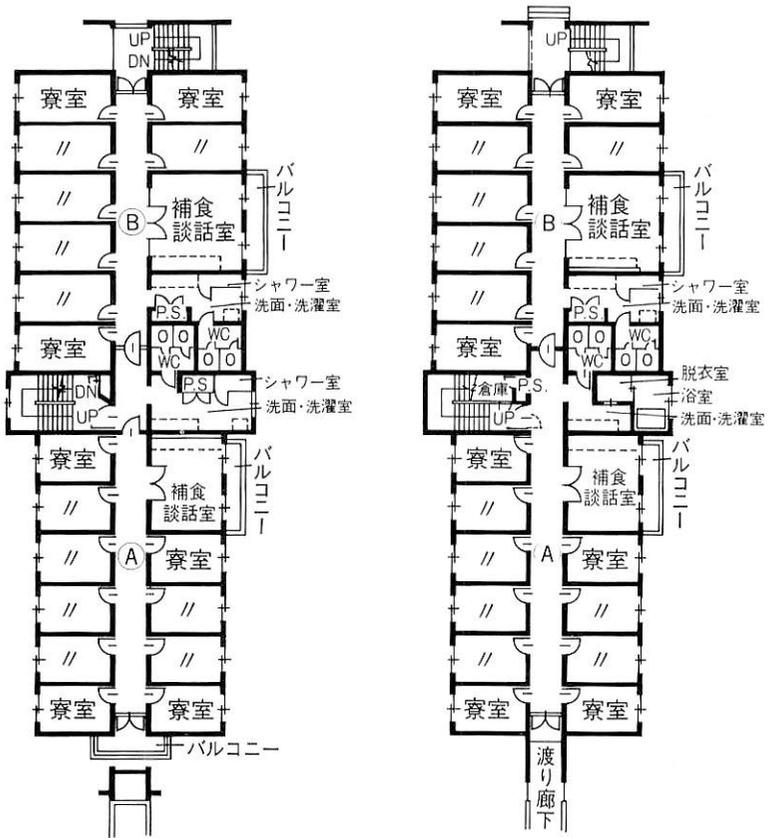
寮棟〔A B C D E〕
2～5階平面図



寮棟〔A B C D E〕
1階平面図

A, B, C, D, E棟は教養部生及び学部生。①②はブロックの表示。

III 北海道大学学生寮(札幌地区男子寮)の概略



寮棟〔F〕2～5階平面図

寮棟〔F〕1階平面図

F棟は大学院生(A)及び外国人留学生(B)。

IV

北海道大学学寮概史

第一章 旧学制時代の学生寮概史

一 札幌農学校時代（明治九年から明治四〇年まで）

札幌市北一条西二丁目の通称「時計台」（旧札幌農学校演武場・昭和四五年重要文化財指定）は市内観光の名所になっている。この位置に明治九年以来札幌農学校寄宿舎があった。札幌農学校は明治三二年から現在の北大キャンパスへの移転を開始し、寄宿舎も明治三六年七月移転のため閉鎖となり、明治三八年四月北一条西七丁目相当の位置、現在の教育学部付近に新築落成した。これは以前の寄宿舎に比べ、収容数は一二〇人余に拡大され、建物も木造二階建、南寮と北寮の二棟を持ち、形態が一新されたものであった。なお、先に触れた時計台は旧寄宿舎の北に建っていた。それが、寄宿舎移転の跡に移設されて今日に至ったものである。

明治三二年六月一日施行の寄宿舎舎則は二七箇条からなり、概略次の諸項を規定するものであった。

(1) 校費生の収容を本旨とするが、私費生も許可があれば入舎できる。

(2) 舎生の遵守事項として、起

床・就寝・外出・食事・入浴の時間、および消火消燈・室内の清潔整頓の定め。(3) 部屋の備品リスト。(4) 寄宿舎に関する願・届は舎監部に提出すること。(5) 舎生の互選による委員長・委員は舎監部の監督のもとに学費の出納・寄宿生に関する命令その他の伝達を行なうこと。

この舎則に即して、舎生の協議によって、同年九月に二二箇条からなる寄宿舎規約が作られた。この規約は、第一条に寄宿舎の秩序を保ち、公益を計るために規約を定める、と目的を示しており、事實上、舎則の実行細則と見ることができ、舎生の自治と自律の姿勢が強く表現され、この時点で、委員会による寄宿舎の自治が始まったと理解されている。

明治三六年に舎則が変わったが、その冒頭に綱領が置かれている。この綱領は明治四〇年九月改正の舎則で、次のように字句の一部が改められた。

- 一、淳朴ノ風ヲ養ヒ剛毅ノ徳ヲ成シ特ニ公德ヲ重スヘキコト
- 二、友愛ノ情ヲ篤クシ切悞ノ実ヲ尽シ互ニ一家人ノ如ク親ムヘキコト
- 三、礼讓ヲ尚ヒ規律ヲ守ルヘキコト
- 四、摂生ヲ重シ清潔ヲ務ムヘキコト

この綱領は、その後の舎則改正に左右されず、綱領として独立の地位を占め、長く舎生のモットーとされた。

二 東北帝国大学農科大学時代（明治四〇年から大正七年まで）

明治四〇年六月に札幌農学校は東北帝国大学農科大学となった。これに先立ち、同年四月に舎生は寮名を定めた。予科漢文助教教授新居敦二郎に教えを乞い、『書経』の中の「恵迪吉從逆凶惟影響」から恵迪（みちにしたがう）を取り、恵迪（けいてき）寮と命名したのである。同時に舎生は寮歌を作った。「一帯ゆるき」がそれであって、以後毎年新寮歌が作られることになった。

明治四〇年九月改正の舎則は二一箇条からなり、前記の綱領に次いで、およそ次の事項が定められている。(1) 入舎・退舎の願い出は委員長を経て学生監部に提出すること。(2) 舎内整理のため委員若干名を置き、学生監部の監督のもとに自治を行なわせること。(3) 舎内秩序維持に関して遵守すべき事項。(4) 舎生は綱領に基づき舎生規約を定め学長の許可を受けること。

同年十一月十九日、舎監部から、入退舎の許可は委員会の決議によって行なうように、と通知され、自治の範囲が拡大された。また、舎則改正にともない、寄宿生規約（舎生申合規約）が作られ、認可を受ける手続きが踏まれている。

明治三八年の新築開舎以来、明治四四年一〇月まで、舎生の先輩にあたる若手の教官が寄宿舎係と

して寮に住みこんで後輩の指導にあたった。半沢洵、森本厚吉、有島武郎、高松正信、田中義麿、吉田新七郎の各氏である。

明治四五年寮歌「都ぞ弥生」は名寮歌として全国に知られるものとなった。明治四一年六月一日から、食堂の舎生による運営、すなわち自炊制が実施され、委員が会計・献立・使用人の雇用監督にあたった。舎生はそのために自炊制度規約を定めた。大正六年一月二〇日、購買部自営制を実施し、舎生ばかりでなく、ひろく学生のために日用雑貨・学用品の安価販売を行なうことになった。大正八年一月二二日に舎生が定めた「有限責任恵迪寮購買組合定款」は七章四三条にわたる詳細なものである。

三 北海道帝国大学時代（大正七年から昭和二五年予科終了まで）

医学部設置にともなう予科生徒定員増に対処して大正八年八月、南寮一棟が増築され、従来の南寮は中寮となった。続いて工学部の設置による生徒増のため大正一〇年一〇月、新寮一棟が増築され、恵迪寮は南・中・北・新の四寮棟二四〇人収容の規模になった。

寮の自治は学部学生である委員の指導のもとに行なわれていたが、予科生徒の増加にともなって、

大正八年から予科生が委員会を構成することになり、大正一一年からは予科生だけの寄宿寮に変わった。寮は予科の管理下に入った。

大学書記の津田竹馬は剣道師範でもあり、長年にわたって寮の世話をし、寮の基礎を築いた功労者として舎生の人望を集めていた。大正一〇年三月の退職にあたって、寮では送別会を行なった。

大正八年に寮誌『恵迪』が発刊された。翌九年、委員長加納一郎は『恵迪』に「本寮自治制の過去現在及び将来」と題する長文を発表し、寮の現状と将来についての反省を呼びかけている。大正一三年、大山恭次郎は寮務部長に就任の際、寮生活の弊害について反省すべき具体的諸点を指摘した。自治の体制にゆるみが生じ、自炊制は食費の滞納によって維持困難となり、購買部の利益で埋めあわせをしていた。そのうちに、購買部も売掛金の回収難から運営に行きづまり、大正一三年、購買自営を放棄するに至った。自炊制は昭和二年に崩壊し請負制にもどった。

大正一五年一月に舎則が改正された。一四箇条からなり、入舎願を学生主事（予科教授の兼任）に提出し、学生主事に面接し銓衡（以下では選考と書く）を受け、入舎を許可されることなど、予科の管理が明示されている。委員会については、委員長・委員を寮生が選挙し、学生主事の承認を受けることが細則に示されている。「自治」という言葉が消えているのは時代の反映であろう。しかし、寮の自治についての規制条項はない。この舎則通りの入寮選考が実施されるのはしばらく後のことであ

る。

昭和四年、寮生は学風振起の中心としての誇りを表わす寮生章を制定し、恵迪寮史の編纂事業を起こした。昭和六年、寮移転の問題が生じた。法文学部を寮の位置に建てようとした計画は認められず、寮移転の費用だけが認められたのである。同年五月、閉寮となり寮生は一時市内に分散した。この時、寮歌「別離の歌」が作られた。また、閉寮記念メダルには、独語外人教師アーノルド・グブラーの選んだラテン語「Per aspera ad astra」が刻まれている。苦難を経て幸星を仰ぐ、という意味である。分散している寮生の団結をたもつため『寮報』が発刊された。

同年一月、北一七条西八丁目相当の位置に新恵迪寮が完成した。規模は旧寮と同じであるが、新たに講堂がついた。翌七年には寮プール（防火用水池）も完成した。請負制の食堂のもとで大負債の返却に努力した結果、昭和八年三月、待望の自炊制が復活し、同年一月には『恵迪寮史』が完成し、翌九年九月に寮の購買部自営制も復活した。自治運営のための舎生申告規約は大正九年と昭和四年に改正され、昭和七年にさらに改正された。それは四六箇条からなる。また寮の評議会規約二三箇条、炊務部規約七一箇条があり、九年六月には購買部自営規約が作られた。その他にも、寮内の娯楽室、図書室を運営し、寮誌『恵迪』、『恵迪寮寮報』を発行し、畜産園芸、卓球、庭球、旅行の各部の活動を行なうなど、いずれも寮生の自発的努力の成果である。予科桜星会運動部の活動は大正末期から著

しい成績をあげるようになった。その各運動部にとって、寮は絶好の合宿所であった。運動部活動に熱中するあまりに、寮の自治に消極的になる傾向が見られ、昭和一〇年から部屋割問題について真剣な討議が行なわれ、一三年に部屋割仮規定の実施によって、寮が単なる合宿所とならないように計った。

昭和八年春、入寮試問を予科で行ない、寮生側から立会人が出る形をとった。この新入生の入寮試問の方法は以後年毎に異なつて必ずしも一定しなかつたようである。昭和一一年から留年者の退寮を予科が決定するようになった。一五年一〇月、舎生大会において門限と起床時刻が定められた。同年一二月、従来の委員会に代わつて幹事会が発足した。寮生と学校とが相談・人選して、幹事長以下各幹事を学校が任命する形になつたのである。明治時代から毎年秋に行なつていた定山溪旅行は、昭和一五年から支笏湖旅行になつた。一六年寮歌「湖に星の散るなり」は名寮歌の一つであるが、緊迫した時世が歌いこまれている。一八年に決められた日課表は午前五時半の起床から午後一〇時の消燈に及ぶものである。太平洋戦争の激化にともない、学徒勤労動員によって寮生もしばしば寮を離れた。二〇年八月一五日、敗戦当時の寮に残っていたのは三〇人ほどの防空要員だけであつて、少数の幹事が寮内をとりしきつていた。

二〇年一〇月、戦時中の日課は廃止となり、翌二一年四月、幹事会は解散し、もとの委員会制になつ

た。敗戦後は燃料用石炭と食糧の欠乏はなほだしく、寮生活の維持は困難をきわめ、冬期休暇は特に長期にわたった。また、食糧調達のために生活部委員は学業を放棄して奔走しなければならなかった。

二四年四月、寄宿舎規程が改正された。第一条に「本学寄宿舎は学生生徒を寄宿させるものとし舎生が協同生活を通じて友情を培い学問を収め教養をつみ人間たるの資質を錬磨することを目的とする」と規定し、入舎の願書を学長に提出し、その選考は寮生が行ない、その結果によって学長が入舎を決定するとして、寄宿舎の運営は舎則に基づいて舎生の自治によって行ない、舎則の改廃は学長の承認を要する、としている。この寄宿舎規程は旧制予科恵迪寮にとって最後の規程であり、同時に二四年発足の新制北海道大学の最初の寮規程でもある。旧制の予科は二五年三月末日をもって閉校となった。

第二章 新制北海道大学学寮問題経過概略

一 新学寮の取得

昭和二五年六月、恵迪寮では舎生大会において、在寮期間を二年間と決定した。以後恵迪寮は教養課程在籍学生の寮となった。

敗戦後の経済事情悪化により、学生生活は困窮をきわめ、下宿難を救うため、一時、予科の教室の一部や武道場が校内寮にされたほどである。

敗戦後間もない頃、江別町（二九年市制施行）の医師日野本男氏の尽力によって、同地所在の製紙工場の工具宿舎を借り、医学部の学生数人が生活を始めた。これが江別楡影寮の発端である。新潟医大から北大医学部に転学した横井潤二氏はその最初の寮生の一人で、日野氏の没後、日野医院を引き継いで今日に至っている。二三年、大学が製紙会社から借りて収容数四八人の学寮とし、医学部以外の学部学生も入寮するようになった。やがて製紙会社から建物の返還を求められるに至り、三二年一

月二〇日、学内北一六条西八丁目相当の地に楡影寮が開設された。これは附属病院内の財団法人協済会から同会所有の売店（北一四条西五丁目）の寄付を受け、同じく附属病院長から仮病室（北一五条西九丁目）の寄付を受け、二つの建物を移設結合して成ったものである。

北大新潟県人会より、二四年三月二六日、新潟寮（北一四条西二丁目）の寄付を受け北学寮とした。

清水工業株式会社から、二四年三月二九日、北三条西一四丁目所在の建物（木造二階建一五五坪）

を購入し桑園学寮とした。借地であったため、三六年五月八日、建物を大蔵省へ引き継ぎ、代わりに旧水産実習所（学内北八条西九丁目、戦後教養部第五講堂）を桑園学寮とした。

二四年四月二〇日、大蔵省から旧北部軍司令官官邸（月寒東二条二丁目）を所管換えによって取得し月寒学寮とした。

二四年七月から和歌山県南葵育英会の第三進修学舎（北七条西一三丁目）を借用して進修学寮とし、二六年三月二六日購入し、正式に学寮の列に加えた。

二八年一月一〇日、高砂香料株式会社から北六条西一三丁目の建物を借用して女子寮とし、翌二九年八月二三日購入した（土地は借地である）。

以上に略記の如く、学寮の取得によって収容数の増加を計り、各寮の修理などに努力した。また、大学と寮生との間に信頼の關係が存し、入寮選考には職員が立ち会い公平を期することができた。な

お、二五年固定資産税改正以来、多くの私設寮は財政難に加えて、この税に苦しむことになった。学生部はこれら私設寮の固定資産税を過去にさかのぼって減免するように札幌市長に働きかけを行なった。

新制北海道大学の水産学部が発足し、旧函館水産専門学校から北晨寮（函館市港町二五三番地、昭和一〇年五月建築）を引き継いだ。また、二七年四月一日啓徳寮（函館市松陰町一二）を加え、五〇年三月三十一日まで使用した。

多数の学寮を抱えるに至って、二九年九月一日、新たに北海道大学学寮規則が制定された。この制定にあたっては、前年から学生部委員と各学寮代表とより成る学寮規則起草委員会が討議して成案に至ったのである。この規則では、各学寮は自治運営に関する寮則を作り、これを学生部長に届出ると、また、各学寮は入寮生を選考し、これを学生部長に届出る、学生部長は各学寮が決定した者に入寮許可を与えること、となっている。

二七年七月五日、五人の学生活動家が住民登録票を強奪して恵迪寮に逃げ込むという事件が起こり、警察の寮内強制捜査寸前の事態となった。深夜の寮生大会の結果、逃げ込んだ寮外生五人を警察に引き渡し、寮内に警察が入る危機は回避された。

二八年六月、恵迪寮では寮生大会の討議の結果、代議員会、監査委員会、懲罰委員会、執行委員会

等を含む新規約を作った。恵迪寮に革命が生じたと言われる時期である。他の学寮も二五年から三一年までの間に寮規約を定めている。三〇年、北海道大学学生寮連合（北大寮連）が結成された。

三二年九月二四日、「都ぞ弥生」の歌碑除幕式が行なわれ、作曲者赤木顕次氏が参列された。赤木氏はこの時恵迪寮を訪問し、寮舎の老朽化を知った。後、赤木氏は杉野目学長に寮改善について配慮を求めた。赤木氏の指摘を待つまでもなく、学長は寮改築の構想を持っていたが、学長が寮の建替えをしようとしても「学生が怒る」のであった。当時、寮生の中には、寮建替えで金を出したことから、文部省の方針や通達によって寮の自治への侵害、文部省・大学の干渉や弾圧の可能性が強くなることを警戒しなければならない、という意見があった。三五年、いわゆる安保闘争前後から各学寮は学生運動の拠点となった。

二 寮建替への努力と寮規および大学紛争

どの学寮も老朽化は著しい。学生部としては寮建替えを検討しなければならなくなった。

三八年五月二五日学生部委員会内の学寮建設準備小委員会は検討の「経過報告」をまとめた。これは一一回の審議、および学生代表三五人との四回の懇談の結果作成されたもので、その趣旨はおよそ

次のようなものである。

- (1) 学寮は人間形成の場として、その教育効果が重要視される。
- (2) 大学の教育施設として、その管理運営の最終責任は当然大学にある。しかし、学生を信頼し、自主的に運営させ、共同生活を体験させることによつて教育効果があがるのであるから、寮の運営を実質的にどこまで学生にまかせるか、これを慎重に扱わねばならない。
- (3) 学生による入寮選考の現状は、民主的で妥当な方法によつていとみなされる。すなわち、投票によつて選考委員を選出して委員会を設け、選考に必要な書類と事務手続について学生部と打ち合わせた上で選考を行なっている。
- (4) 大学が入寮選考に深く介入することは、自主的運営の熱意を失わせることになる。
- (5) 「学徒厚生審議会答申(三七年七月二五日、大学における学生寮の管理運営の改善の整備目標)」が言うように、学寮内にいわゆる助言者を配置するのでは、逆効果の面が出るおそれがある。学生部委員・学生部職員・学生代表の三者からなる「学寮運営協議会」を組織し、随時相談に應ずることにするのが適当である。
- (6) 学寮従業員の採用・解雇なども学生の意見を重んずるべきで、その費用もなるべく国費であることが望ましい。経費の負担区分も学生の負担を極力軽くするように考慮することが望ましい。

(7) 学寮の規模としては、自宅外通学者の三分の一程度の収容を目標とする。食堂・談話室・体育室などを中央棟として、ここから廊下で大学院・学部・教養部の各寮を結び、水産学部学生を除く約一〇〇〇人を収容する。

三九年一月二一日、学生部委員会は学長に対し「北海道大学における新学寮の管理運営のあり方についての答申」を提出した。この答申は短い歯切れのよい文章にまとめられている。それをさらに要約すれば次のような趣旨である。

(1) 入寮選考など学寮の運営は、学生にその能力があるかぎり、学生の自主的運営を認めるべきであり、北大の学生には、現状においては、その能力があると認められる。指導助言については「学寮運営協議会」を通して処理するのが望ましい。

(2) 大学は学寮を国有財産として法令に基づき管理するが、学寮は学生が昼夜の別なく活動する場であるという現実を考慮し、有効適切な管理をしなければならぬ。

(3) 寮医を置くことが望ましい。

(4) 寮生の経済的負担を軽くするように配慮しなければならないが、一般学生のための学生経費が学寮のためにかたよって支出されるのは望ましくないから、学寮経費の国費増額を得るように努力すべきである。

この答申は評議会に報告し了承を得た。

四一年寮規

三九年二月、文部省通達「学寮における経費の負担区分について」が出た。同年五月、学生部委員会の中に学寮小委員会が設けられ、先の答申に基づいて学寮規則案の作成に着手した。同年八月、文部省の「〇〇大学学寮管理運営規則」（参考案）という規則作成例が知らされたので、これの検討をあわせて行ないつつ、寮規作成にあたった。文部省の規則作成例では、寮生の自治活動への介入・規制が強すぎると判断された。この作成例を参考にはするが、これにとらわれず、大学の管理の中で歴史的自治をいかに残すか、また、負担区分をいかに表現するか、などを検討し、自治への制約を加えず、入寮選考にあたっては寮生の意見を尊重しつつ、大学の責任において入寮生を決定するという考え方をとることになった。

四〇年二月、学生部委員会は一応の成案をまとめ、「北海道大学学寮規則要綱」を学長に答申した（いわゆる「二月案」）。またこの間に、学生の求めによって話し合いを八回（のべ四〇時間以上）行なった。学生の意見としては、自治を奪う管理強化と寮費値上げには反対である、また、豚小屋のような寮であつても安い寮の方がよい、ということであつた。たしかに、新寮になると寄宿料は月三〇〇円になる。木造の旧寮は一〇〇円である。学生は寄宿料が三倍になる、と言ってゆずらなかつた。当時、町

の食堂でカレーライスが一二〇円程度であった。三〇〇円はカレーライス二皿強の辛抱であると説得しても学生は応じなかった。また、学生部委員会は管理強化の意図は全く持っていなかったが、これも学生の理解を得るに至らなかった。

四一年一月、学長の諮問によって前記の「要綱」に基づく「学寮規則案」の作成に着手した。二月以降、学生は寮規改正案の公表と話し合いを求めた。四月一九日に至って、原案がまとまり、学生との話し合いは四月から六月にかけて、札幌と函館とにおいて計一五〜一六回設定されたが、学生側はこれを一方的な説明会であると非難し、あるいは、学生部の考えをゆがめて宣伝し、抗議行動の反覆に終始した。

学生部委員会は四一年四月二七日「学寮規則を改正するにあたって」という文書を公表した。その要旨は次のようである。

- (1) 大学が教育的責任を負い得るように、入退寮の決定について学寮規則を改めねばならない。
- (2) 寮生の経済的負担は軽減されることが望ましいが、会計法の建前に適合した学寮経費の合理的運用が計られねばならない。
- (3) 寮生の共同生活における自治は当然尊重されるが、これと大学が責任を負う管理運営は別のものである。

この訴えも学生の同意を得るに至らなかった。新寮規のもとでも、実質的には従来通りの寮生活が保証される新寮が営まれるのであったが、この最後のチャンスで学生は自ら見のがしたのである。札幌キャンパスにおける新寮建設は実現を見ないこととなった。

四一年七月一日、新寮規が施行されたが、北大学生寮連合（寮連）はその白紙撤回を主張し続けた。水産学部の新しい北寮は四〇年三月二五日亀田町（現在函館市）中道に新築落成したが、寮規に關して大学と学生との対立が続き、約一年四カ月にわたって空き家のまま放置された。四一年八月二〇日の寮生大会で、新寮へ移転すべきであるという意見が大勢を占め、同年九月四日、新寮規の手続きによって全員の入寮が行なわれた。

札幌の各学寮では、四一年九月から四四年一月までの間に、新寮規の手続きによらないで入寮する者が計八〇〇人を超えるに至った。四二年三月二三日、大学は前年秋に寮規に反した入寮選考をした四寮長（楡影寮、女子寮、月寒学寮、恵迪寮）に対する無期停学処分を公示した。

大学紛争

四四年から北大は大学紛争の激流にのみこまれる。新寮規施行後三年半の間に学生部委員会（小委員会・学部長団を含む）と寮生との話し合いは八五回行なわれている。寮規によらぬ入寮が続き、四四年一二月二〇日において、札幌キャンパスにおける学寮入居者のうち大学の許可を受けた入居者は

一二人にすぎない。ただし、多くの学寮からは入寮募集届が提出され、それに基づいて学生部長は入寮募集公示を行ない、寮生は入寮決定者名簿を学生部に提出している。学生部は入寮者の氏名だけは把握している。新寮規はその成立過程も内容も改めるべき欠点を含んではいないのであるから、寮生がそれに従わないにしても、白紙撤回すべき性質のものではない。この段階において、大学は在寮生の氏名・所属が明確に把握され、寄宿料が納入され、日常の寮運営において学生部と寮生との関係が円滑であれば、ひとまず我慢しようと考え、四五年二月二七日、学生部長と寮連執行委員長との間に確認書が交わされ、四五年年度の入寮選考から、入寮募集届・入寮決定者名簿・入寮届の三書式を正式に受理し、寄宿料を受けとり、正式の寮生として認めることとした。水産学部では四二年八月、北農寮の入寮募集と選考手続きを寮の入寮選考委員会に委託した。だが、四三年度からはこの方式も無視されるに至った。

この間、負担区分通達をめぐって、電気・水道・燃料などの経費のうち、大学が支払う分と寮生が支払う分の分析が行なわれているが、事実上は、ほとんど全額を大学が負担してきた。炊事人の人件費に関しては、パートタイマーのフルタイマー化、あるいは公務員化について、実現可能のものから実施する考えであったが、大学予算の限界と負担区分通達の制限はきびしいのが現実である。四七年と四四年に負担区分について会計検査院からは是正の指摘を受けた。

四四年四月一〇日、クラス反戦連合の学生が入学式場（体育館）を封鎖する挙に出た。この時点から、北大は全国的大学紛争の渦中に入り、一年有余にわたって、正常な授業の維持も困難になった。先の確認書もこの混乱の中で取り交わされた性質のものである。

大学紛争中、楡影寮・桑園学寮・北学寮などが警察の立ち入り捜査を受け、逮捕される学生があり、楡影寮長の自殺という事態も生じた。

三 新寮建設実現に関する検討と意思決定に至る経過

四六年四月、大学院生の寮として、定員わずか一四人ながらも有島寮（北二八条東三丁目）が開設された。有島武郎が大正二年八月、北一二条西三丁目に建てた家で、有島が札幌を離れてから人手に渡り、三五年六月、三井武光氏から北大に寄付され、財団法人北海道大学住宅建設協会が現在地に移築し、職員宿舎として使用していたものの用途変更である。大学院生は近い将来に本格的な院生寮が実現されることを目ざし、入寮選考・負担区分などについて、学生部と緊密な連絡を保った。

四六年一二月、学生部庁舎の新築が成った。

四七年九月、北海道大学改革検討中間報告が発表された。この報告のうち、第四―一専門委員会は、

学生寮に関して当面の問題として、貧弱にして老朽化した学生寮を、厚生施設として整備改善・更新すべきことをあげ、将来建てられる学生寮は、厚生施設として一大学の問題としては解決できない状態に至っており、他大学学生と共通の地域学生寮を考える道がある、と示唆している。

木造老朽寮では火災寸前の事故、あるいは小火が時々生じた。四九年七月、学長は学寮の老朽化は放置しがたい状態にあるので、建替えを行なうか、建替えるとすれば問題点は何か、実現可能な具体的構想はどのようなものか、建替えずに廃寮とした場合はどのような問題があるか、を学生部委員会に諮問することについて評議会の了承を得た。この諮問に対する学生部の答が五〇年九月にまとめられた「学寮問題中間報告要旨」である。たまたま、四九年一月一日、恵迪寮の北寮に火災が発生し、六室二一九平方メートルが焼失した。「中間報告要旨」が学寮の現状分析において恵迪寮火災を教訓例として取り上げているのは当然である。

上記の「中間報告要旨」は以後、大学が学寮に関して意思を決定してゆく方向を示すものとなる。それ故、以下にその趣旨を若干詳細に記しておく。

中間報告要旨

(1) 学寮の現在の諸問題

(a) 管理責任について。学寮という集団共同居住施設は、防災上、他の学内施設と異なり、定時巡

回も火災の際の防火責任者による立ち入り消火も困難である。また、誰がどの部屋に入居しているかもわからない。

大学の管理責任は寮生の自治との調整が困難であって、十分な管理が行ない得ないにもかかわらず、事故が生ずると管理責任はすべて大学が負わねばならない。

(b) 学寮の意味の変化について。一般に学生生活の個性化・多様化が進み、個人生活(プライベート)重視の傾向が著しい。

学寮の老朽化と乱雑な居住状態のために学寮の魅力が減じ、各寮には常に欠員がある。

恵迪寮が旧制予科の寮であった時代には、教育の場としての「狭義の教育機能」を有していたが、新制大学になって以来、学寮運動家はこのような学寮の機能を「中教審路線」と称して攻撃した。

しかし、大学はすでに四一年寮規の作成の際、寮の意味をこのようにとらえてはいなかった。むしろ、三九年の「新学寮の管理運営のあり方について」と、四〇年の「学寮規則を改正するにあたって」は、寮を共同生活による人格形成の場としての「広義の教育機能」を有するものとしてとらえていた。これは寮生の主張する自治とほぼ意見の一致するところであった。

だが、今日では自治の意識は「学寮のパートナー化」傾向によって希薄になっている。では厚生

施設としての機能はどうであるか。大学は入寮募集に応募した学生や入寮した学生の経済的条件を把握できない現状であるが、学生全体の中で経済的条件の比較的低い者が入寮しているものと推測され、安い費用で勉学することのできる厚生施設としての意味を持っていると思われる。

(c) 管理運営について。寮規は実施保留で、実効のある明文規則のない過渡的状态にある。入寮選考の暫定措置としての「三書方式」では、大学は入寮者氏名しか知り得ないが、大学は本来、資料を含めて選考過程を知らねばならない。

二つの寮では今なお寄宿料不払いが続いているにもかかわらず、大学は職員を配して管理責任を負わねばならないのは問題である。

(d) 負担区分について。負担区分は過渡的な方式によって、光熱水料・暖房料の全額、炊事・風呂用燃料の全額または一部、寮生雇いの非常勤従業員の人件費、これらを大学が負担している。

負担区分の線が明確でないために、寮生は大学の負担分を増加させる意図で、年中「要求獲得」運動を繰り返している。しかも、寮生雇い炊事人の公務員化という寮生の要求は定員削減の現実と衝突する。

本来、学生の教育研究に使われるべき校費から、学生の一部が居住している寮運営のために多額を拠出しているのは問題であって、会計検査院の指摘を受けるに至っている。

(e) 学生部委員、特に学寮担当小委員である教官は、寮問題の検討と寮生との対応に時間と労力をとられることが多大であって、委員の仕事と教育研究とは両立不可能である。しかも、能力の限界を越える委員の努力も実効をあげ得ない。

(2) 新寮の構想と問題点

(a) 新寮の性格について。厚生施設に比重を置いた寮とならざるを得ない。寮は全国から入学生を迎える北大にとって、門戸を広げる意味からも有意義であるし、寮生間の交流・共同生活の効果も期待できる。

(b) 新寮の管理運営方式について。大学が形式的許可権だけを持ち、選考に一切関与できずに管理責任だけを負う方式であってはならない。選考と許可を一体のものとしてとらえ、大学が入寮許可権を持つこと。

選考は恣意的要素の介入を排し、経済的条件を基準とする。選考基準も結果も透明のものとする。この仕組みが機能するならば、選考を大学が行なっても寮生が行なっても結果は同じであるが、選考に用いる経済的条件を記載した資料は個人のプライバシーに関するものであるから、選考に寮生を関与させるべきではない。つまり、守秘義務を持つ大学教職員による選考という考えが示唆されている。

負担区分は、従来の大学丸抱え方式を、寮生は権利のごとく思っているかもしれないが、経費負担の境界が不明確な現状を放置しては、新寮建設実現は不可能である。寮生の個人負担経費を納入させるため、大学は個々の寮生と契約関係を設定する方法を検討すべきである。

新しい寮の機能に適合した新しい寮規を作らねばならない。寮食堂運営の仕組みには難問が山積しているし、寮食堂での摂食率も低い。食堂を寮内に設けず、寮生は学内の食堂を利用するか、寮内の自炊設備を活用するようにする。

(c) 新寮の構想について。私的生活が保証される生活の場を提供し、安定した修学に寄与するもの。多人数の居室をさけ、個室制とし、他に共用施設を設けること。

当面、現有寮の定員に見合う規模の寮に建替える。

教官が教育研究の本務を犠牲にして寮の管理運営に関与することがないようにする。

(3) この中間報告要旨は、建替え、または廃寮までのプロセスに予想される諸問題について検討を加え、難易度の推測にまで及んでいる。

四つの基本線

上記の「中間報告要旨」は五〇年一月二六日の評議会において「おおむね間違いなし」とされ、翌五一年一月二一日、評議会は寮の建替えに向かって妥協し得ない四つの基本線を立てた。それは

- (1) 学寮の性格は厚生施設に比重を置いたものとする。
 - (2) 入寮選考は選考基準を明確にし、透明なものとする。換言すれば、経済事情を基準にして、大学が責任を持ち得る方式とすること。
 - (3) 負担区分は受益者負担の原則に基づき、私生活にかかわるものは、入寮者が負担すること。
 - (4) 以上の要件をみたく新しい寮規則を制定すること。
- 以上の四つの条件である。

項目別まとめ

五二年九月二一日、評議会に「学寮問題の項目別まとめ」が提出された。これは先の「中間報告要旨」に準拠し、関係法令を勘案した新寮規素案と言ふべきものである。同年一二月二二日の評議会で、管理責任と負担区分の明確化、教官の委員としての負担軽減の方針、現有各寮の一括統合、個室方式、専用食堂を設けない、という考えが了承された。五五年一月二三日の評議会において、先の「学寮問題の項目別まとめ」の基本線にそつた寮規則を作ること、もし大学の責任体制確立が困難な事態に至つたならば新寮建設の中止もあり得ること、として学寮の建替えが諮られた承を得、五六年度概算要求の準備をすすめることになった。五五年五月二八日の評議会において、大学院生五〇人分を包括した新寮舎の建設が決定された。

四九年七月から五五年一月二三日までの間に、学寮問題について、評議会一八回、学生部委員会六〇回、学生部第一小委員会一二九回におよぶ討議が重ねられた。また、学生部委員会は学生との話し合い二五回、学長は寮連代表との懇談を二回行なった。なお、学生との話し合いには次の方針をもって臨んだ。すなわち、話し合いは学生部委員会を通じて行ない、北大寮連を相手とし、個々の寮とは話し合わない。話し合いは学生部会議室で勤務時間内に、おおむね二時間を限度として行なう。以上である。

寮連執行部は半年ごとに交替し、要求に変化が生じ、学生相互間に対立が存在した。また、寮連の表明する意見は必ずしも全員の意見を代表するものとみなし得なかった。話し合いは多く平行線をたどったが、学生部委員会は、大学としての意思決定が重要で、学生との合意が条件となるものではないことを表明した。学生側の要求は、大衆団交実現、「中間報告要旨」と「四つの基本線」の白紙撤回、そして、無条件新寮建設、学寮の自主管理、負担区分の撤廃、食堂・集会室の設置、個室反対などである。

寄宿料未納の桑園学寮・月寒学寮・女子寮は四七年から四八年にかけて支払いの正常化をみた。進修学寮とは五一年五月六日、同じく楡影寮とは同年一月三〇日、それぞれ正常化の話し合いが合意に達した。

五六年六月二九日の評議会において、現寮規のうち凍結になっていた負担区分の正常化を一〇月一日から実施することが決定された。同年七月一五日の評議会において、新寮を準硬式野球場の位置に建てることゝ了承された。同年九月、寮舎着工のはこびに至った。

五〇年十一月、恵迪寮史編纂委員会は『恵迪寮史』の復刻版を刊行し、昭和八年以後の寮史編纂に着手した。五二年六月二五日、新制大学発足以来、一貫して学寮掛として尽力した水野巖氏の退職を惜しんで、恵迪寮で送別会が開催された。五三年秋、恵迪寮生は自由独立の砦として土幌小屋(チセ・フレップ)を作った。

負担区分正常化決定の後、学生部は寮生の負担すべき光熱水料の納入について寮生および父兄に対し理解協力を要請し、徴収通知、納付告知、督促、再督促、嚴重注意、退寮処分予告、退寮処分書の發出を順次行ない、他面では事情によっては延納を許可し、数カ月ずつ遅れながらも納入をみている。

新築中の寮のそばに、五七年八月北西食堂が着工された。これは寮生のみならず、付近で課外活動を行なう学生や教職員も利用する食堂である。

五七年四月以来、「学生寮の新設に伴う記念事業実行委員会」「記念事業後援会」が発足した。新寮開設の記念式典、現有学生寮の閉寮にともなう関連事業、そして困窮寮生に対する奨学資金貸与のための基金などについて検討、実行する組織である。恵迪寮同窓生の間には、恵迪寮寮舎の保存、寮名の存

続などの運動が起こり、五七年八月、恵迪寮食堂において閉寮を惜しむ同窓生の会食が行なわれた。

学生部第一小委員会は、五七年四月以降、主として入寮選考基準について討議し、選考基準に自宅からの距離による差をとり入れ、遠方から北大に入学する者に対して配慮することとした。同時に新寮規の基本方針を検討しつつ、寮連との話し合いを行なった。寮連の主張は従来そのの反覆に終始し、大学の基本方針に合致するところはなかった。十一月二日、第一小委員会は今後新寮規の具体的立案に入る旨を告げ、原案作成にかかった。一月一六日と二〇日の両日、学生部長と寮連との話し合いも進展することなく、同月二二日の評議会において新寮規が審議され、学生部原案の通り決定された。

五八年一月以降は現寮生の新設寮への移転に関する暫定措置の扱いを残すだけとなった。

学生はかねてから、大学の方針はやむを得ないものとしても、学内措置によって学生の要求にそうように、と繰り返し求めた。しかし、これは実質的に大学の方針を空洞化する危険をはらむものであると言わざるを得ない。

学生部が五八年度以降検討すべき事項は、女子寮の建替えであり、また、寮新築のためにつぶした野球場の新設をはじめとする、その他の体育施設などの計画である。

新しい寮の開設によって閉寮となる七寮と、つづいて建替えが予定されている女子寮の要目を表示

する。

昭和58年2月1日現在

寮名	所在地	入寮対象	収容定員 名	学寮 開設年度	建 物				備 考
					建築年度	経過 年数	建築 構造	面 積 m ²	
恵 迪 寮	札幌市北区 北17条西8丁目 キャンパス内	教養部 男子学生	292	明治38年	明治38年 (昭和6年)	52	W ²	建 3,433 延 5,251	明治40年恵迪寮と命名 昭和6年11月改築
北 学 寮	札幌市北区 北14条西2丁目	学 部 男子学生	78	昭和24年	昭和8年	50	W ²	建 600 延 1,018	昭和24年3月寄付
進 修 学 寮	札幌市中央区 北7条西13丁目	学 部 男子学生	28	昭和26年	昭和9年	49	W ²	建 338 延 479	昭和26年3月購入
桑 園 学 寮	札幌市北区 北8条西9丁目 キャンパス内	学 部 男子学生	37	昭和36年	明治40年	76	W ¹	建 649 延 649	昭和35年5月所属換 (用途変更)
月 寒 学 寮	札幌市豊平区 月寒東2条2丁目	学 部 男子学生	22	昭和24年	昭和15年	43	W ²	建 366 延 448	昭和24年4月所管換 (大蔵省より)
楡 影 寮	札幌市北区 北16条西8丁目 キャンパス内	学 部 男子学生	48	昭和31年	昭和5年	28	W ²	建 612 延 731	昭和30年10月寄付
有 島 寮	札幌市東区 北28条東3丁目	大学院 男子学生	14	昭和46年	大正2年 (昭和35年)	70	W ²	建 238 延 342	昭和35年11月移設
女 子 寮	札幌市中央区 北6条西13丁目	教養部 女子学生	23	昭和29年	昭和8年	50	W ²	建 148 延 237	昭和29年8月購入

注) 建物面積には附帯施設面積を含む。

V
寄稿文集

恵迪寮という寮名と寮歌の伝承について

北海道大学名誉教授 星 光一

北大恵迪寮が、最初に札幌農学校寄宿舎として創設されたのは明治九年であったが、それから約三〇年もの長い間、特定の寮名がつけられていなかった。何とか立派で適当な名前をつけようではないか、という気運が舎生の間を高まってきたのは明治二八―三九年頃であった。そこで、舎生から寮名を募集し、併せて寮歌も毎年新しく作っていかうではないかということになって、明治四〇年一月二七日の第一九期寄宿舎委員会において、寮名および寮歌募集の件が議決された。こえて三月二六日に開催された開識社の例会で応募寮名が披露された。投票の結果五つの寮名に選ばれ、田中善麿君のものが最高得票であった。しかし、何れもあまり適当なものではないので、結局その決定は寮名寮歌選考委員会に付託されることになった。だが、実際にその決定は到底舎生のよく成し得るところではなかったらしい。遂に、予科助教教授であった湘香新居敦二郎先生に依頼して、幾つかの例を挙げてもらい、その中の一つを選んで「恵迪」という名に決定したのである。書経の大禹謨の「禹日、恵迪吉従逆凶惟影響」―迪みちに恵しんへば吉よ―から新居先生が採って示されたものであった。かくして恵迪寮と

いう名前がつけられ、札幌農学校から北大の今日に至るまで七五年の間呼びならわされ、親しまれてきたのである。ここで特に銘記すべきことは、この恵迪寮という寮名は学校がつけたものではなく、寮生みんなが自主的に選び、学校当局もこれに双手をあげて賛同し、これが公的に認められたということである。たまたま、明治四〇年は私が生まれた年に当たるので、後年私が北大予科に入学して恵迪寮に入った時から、寮と俺とは同じ年なんだと思つて三年間を暮らすことになった。

一方、寮歌の方も寮名と同時に計画され、同時に発表されたもので、この両者はほとんど一体の如き観があつた。すなわち、同じく明治四〇年一月二七日の委員会で、寮名と同時に第一回の寮歌の募集を行ない、三月二六日に三篇の応募寮歌を発表したのである。だが、その際ただちに決定するには至らず、選考委員会はその作成を委託され、四月二日の委員会ですその中の一篇を選んでこれを修改正することになった。三篇の応募作品のうち、田中善麿君の作詞に、原作者も加わつて深更に至るまで修正を加え、翌三日ようやくまとまつたのが寮歌「一帯ゆるき」であつた。この間に楽譜は高松、早川両君の手で出来上がつていたので、四月三日、田中、早川の両君が歌詞並びに楽譜を謄写版刷りにして全舎生に配布した。八日の記念祭の夜会の席で新作寮歌の力強い合唱をもつて北大寮歌の幕が開かれたのである。これが明治四〇年寮歌、田中善麿君作歌、高松正信君作曲「一帯ゆるき」である。以来寮歌の作成は年中事業の一つとなつて今日に及んでいる。

第二回は、応募寮歌の中から三篇が選ばれたが、これまた何れも満足すべきものではなく、五人の選考委員のほかに応募三篇の原作者が加わって、最高得点の田中善麿君の原作を修正改作して完成させた。すなわち、明治四一年寮歌、田中善麿君作歌、金原善次君作曲「太虚の齡」である。

私はつくづく考えさせられるのである。つまり、恵迪寮の寮歌は、特にその作歌に関して、寮生から数多く寄せられる応募作が非常に厳しく選り抜かれ、十分に満足のゆくまで推敲改作されて出来上がったものであるということである。

特に、第六回、明治四五年寮歌、横山芳介君の「都ぞ弥生」の時には、次のようなエピソードが、横山君自身によって伝えられている。彼はこう書いている。「明治四四年、自分が寮歌の選定委員に挙げられた時、『藻岩の緑』が松山茂助君によって提出された。ところが、自分が之を殆んど全部訂正改作してしまいながら、何の気なしに松山君の作として発表してしまった。それで自分は大いに責任を感じ、翌年赤木顕次君(作曲者)と同室して一心同体、寮歌の作成に苦心したのである。赤木君は少々耳が遠かったが、一度楽器を手にした時の彼の姿は今も忘れることが出来ない。自分はその歌の中に、唯々北海の自然の真実な姿を詠み込もうと努力した。二番、三番は比較的満足に書けたけれども、五番の『貴き野心の訓へ培ひ』の一句は未だに之以上の句は浮ばない」。

ここで特記すべきことは、わが「恵迪寮」の寮名についての提案者も、第一回、第二回の寮歌の作

詞者も、いずれも田中善麿君という同一人物だということである。寮名と寮歌についての異様なまでの彼の熱情を追想して、今さらながら田中君に対して深く敬意を捧げる次第である。

さて、輪奐の美を誇る新寮が今年四月出来上がることになっている。私は当然、元の恵迪寮が装いを新たにして我々の眼前にその姿を現してくれるものとはかり思つて期待していた。ところが、聞くところによると、新寮の名称を大学としてどうしようかということが論議されているらしい。恵迪寮の名は当然のこととして永遠に伝えられるものと信じ切っていた私は、これを聞いてびっくり仰天した。もし恵迪寮の名前がなくなるようになると、七五年間毎年作り続けられてきた恵迪寮寮歌も今年限りでなくなってしまうのではないか。それに一番大事なことは、恵迪寮という名前は、七五年前の寮生みなの願いによって、自主的につけられた名前であり、それを学校も快く受け入れ、むしろその労を多とし、全学一致の祝福のうちに名付けられたということである。この世にもまれなる尊い歴史が音もなく崩れ去ろうとしていることを、私は心から残念に思うのである。私は、七十有余年の歴史に培われた背景のもとに、北大のある限り、恵迪寮の名もまた永遠に受け継がれ、恵迪寮寮歌が永遠に作り続けられ、歌い続けられることを切に念願するものである。

恵迪寮時代の思い出

北海道大学名誉教授 横田廉一

思いがけなく編集委員より「恵迪寮時代の思い出など」についての執筆の御依頼を受け、私などが思ったものの、懐かしさに耐えず、文才のないのは充分承知の上で書くことにした。

私が恵迪寮に入寮したのは、五二年前の昭和五年四月で、当時の寮は理学部の前にあった。私にとり寮生活は予科生活であっただけに、在寮時代の思い出は多いが、特に印象に残っているのは、移転問題であり、自炊制度の復活問題である。

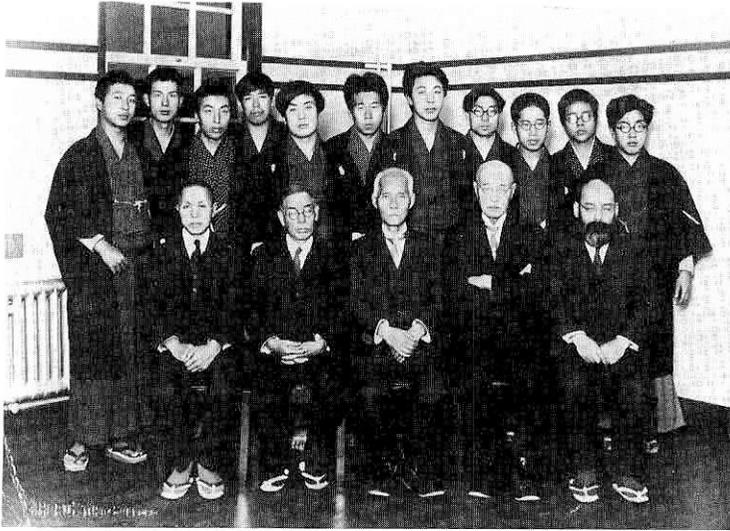
移転問題は寮で初めて迎えた正月（昭和六年）に始まった。学校当局から突然北一八条の運動場の端への移転を聞かされた時は全寮生がびっくり仰天した。早速舎生大会が開かれ対策委員会が設けられて、二寮ずつの移転や新設場所の変更等を学校当局に要望したが、結局認められず、四月を以て一時、閉寮と決まって、寮生は涙と共に市内に分散した。

当時の寮生は大部分が桜星会の何らかの運動部に属していて、寮は総合合宿所の様な状態にあった。この事に対して一面では強い批判もあったが、一面では北大予科の名声を全国に響かせる根源とも

なっていた。私は柔道部に所属していたが、柔道部では部員の統制と和を図るため、閉寮中は一軒の宿屋を借り切り全員で合宿した。一月になり、全寮生が待ち望んでいた新寮がようやく完成し、欣喜雀躍して帰寮した。私もその一人で、昭和八年の三月まで在寮した。この移転問題のため、新旧二つの寮に在籍したのは、昭和四年の予科入学者約三〇名と、昭和五年入学者約三五名の計約六五名で、五二年を経過した現在、果たしてこの内何名が健在かと思うと感無量である。なお、私は不思議な運の巡り合わせで、寮を出た四月には農学部のプロパーに進んだが、ここでもプロパー講堂の改築があり（現在の農学部正面の建物）、新旧両講堂で学生生活を経験した。この二つの改築を経験した現存者は現在、故郷の新潟県で健在の、在寮時代同じ第九七期委員会の寮務部長であった親友の山口輝武君と私の二人だけである。

次に自炊問題は昭和二年より始まった請負制度を自治寮本来の自炊制度に戻そうという運動で、昭和六年の舎生大会で決まったものの、同時に起こった移転問題と積もり積もった借金のため、順調には進まず、私の炊務部長時代に、ようやく「炊務部規約」が出来上がって、自炊復活の実現をみたのは八年の四月であった。当時同じ炊務委員だった山崎嘉四男君、佐藤文造君と、市内の物価調査を行ったり、食器の購入交渉に出かけたことなどが頭に浮かぶ。

そのほか、深い思い出としては、寮の防火用に作られた用水池を利用して、第一回水泳大会が行な



前列右から来賓：藤原学生主事、佐藤初代総長、南総長、青葉予科主事、岩瀬学生主事。

後列右から第97期委員：加藤(購買)、山口(寮務部長)、養田(寮務)、富本(購買)、土田(委員長)、山崎(炊務)、横田(炊務部長)、土屋(衛生)、木村(衛生)、宇田川(購買部長)、佐藤(炊務)。

われ、琵琶湖育ちの自信を持って出場したものの優勝できず残念だったことや、昭和六年一月二日に移転開寮記念祝賀晩餐会が開かれ、南総長、佐藤初代総長、青葉先生などが御出席になられ、御一緒に写真をとらせて頂いたことなどがあり、この時の写真は今も私の手許に大切に保存されている。

昭和一年の三月、私は無事に農学部を卒業し、満洲に渡った後、恵迪寮との縁はほとんどなかった。昭和三四年に思いがけなく北大に勤務することになり、懐かしい札幌に二三年振りに戻った時、真っ先に恵迪寮を訪ねた。改築が完成し喜んで入寮した当時と建物の形は変わら

ぬものの、古色蒼然とした寮を見た時は、つくづく月日の流れを感じた。北大の在職は結局一七年間であったが、その期間中は仕事に追われ、ほとんど寮を訪ねることもなく終わって、申しわけなかったと思う反面、寮からもほとんど何の連絡もなかったことを残念だったとも思う。

いよいよ近く、私にとっての新寮も姿を消すとのこと、淋しいことながら、これも世のならいで致し方あるまい。今度の新しい寮が先人達の築きあげた輝かしい伝統の上に立って、益々躍進発展してゆくことを心より祈りつつ筆をおく。

私と寮迪恵

北海道大学名誉教授 明 峯 俊 夫

私は予科生時代は自宅通学であったので、残念ながら寮生活の経験はない。恵迪寮に関係を持つようになったのは、まだ予科の新米教師であった戦後間もなくの頃である。予科長になられたばかりの恩師宇野親美先生はこよなく予科生を愛され、とりわけ恵迪寮生に対しては「異常」といつてもよい程の愛情を注いでおられた。その宇野先生が突然私に恵迪寮の面倒をみてくれないか、との仰せである。私は驚くというよりは慌ててしまった。というのは、私の予科生時代、恵迪寮生達は札幌農学校

の伝統を受け継いでいるのはわれらであると呼号し、私達をドサンコと頭から莫迦にしていたのを思い出したからである。植物学の時間に「エゾノエンゴサク」という植物の名を教えられると、たちまち「おい、明峯、お前はエゾの田吾作だ」とからかう奴が出てくるという始末であった。私はそんな寮生達に別に反感は持たなかったけれど、彼等が何故こんなに強固に団結するのか、不思議でたまらなかつた記憶があつた。今でも寮外生をそんな眼で見るといふ氣風が漂っているに違いない。恵迪寮に乗り込むことに、正直なところ一種の恐怖を覚えたことは事実である。ところが、そんな私の危惧にもかかわらず、初めて晚餐会に招待された私達に寮生諸君は熱烈な歓迎の意を表してくれたではないか。私の感激は頂点を極めた。かくして私の頻繁な恵迪寮訪問が始まつたのである。

戦争中、寮生活を縛りつけていた寮規は撤回され、全くの自治と自由を得た寮生達の意気込みは素晴らしく、私達の期待を十分に満たしてくれた。委員会の連中は私達を信頼してくれ、謙虚のうちにも全責任を持って自らの自治を推進していったのである。こと恵迪寮に関する限り、私達は何の懸念を払ふ必要もなく、ただ見守っているだけで充分であつた。

私は委員会の連中ばかりでなく、一般の寮生とも親しく交わろうと努めた。そうしているうちに、私は宇野先生がどうして恵迪寮生に「異常」な愛情を持たれたかがよくわかるようになったのを自覚し始めてきた。寮には教師の泊まる部屋があつたが、夜、廊下を歩いているうちに、ふと氣が変わる

と眼の前の扉をノックする。誰が住んでいるかなどは関係ない。そうしてその部屋に一晩泊めてもらうことがよくあった。朝になると「先生、朝飯を食べに行きましよう」と誘ってくれる。遠慮すると、生活部の委員達も「ぜひ寮生がどんな食事をとっているかを体験して行って下さい」と言ってくれる。戦後間もない頃、日本中は飢えに苛まれていた時代である。食堂には食卓が並んでいる。一つの卓には四人の席がある。真ん中にはお鉢が一つ置いてある。中には水の方が多くくらしいの薄いお粥がほんの少し入っているだけである。はじめに席についた寮生は自分の茶碗に八分目くらいのお粥を盛る。はじめだといって多く盛ることは全くない。二番目、三番目も同様である。四番目になるとお鉢の中にはやや余計のお粥が残っている。しかし彼は他の者と同じ量だけしか盛らない。底に残ったお粥には誰も手を出さない。食べ終わると丁寧に頭を下げて立って行く。私は彼等の行動に打ちのめされる程の感動を覚えたものである。これこそ友情なのだ、広い大きな友情なのだ！ この感動は私にとって今でも生々しい。私は恵迪寮生の誇る伝統とはこの大きな友情なのだと悟ったのである。私達が予科生時代に謳歌した友情に比べ何とスケールが違うことか。

思えば、私の亡父は札幌農学校の卒業生で、当時の寄宿舎生活を体験している。生前、私は学生時代のいろいろなことを聞かされていたが、その話の中心は友情にあったと思う。父のクラスは卒業後クラスメート全員の会を作って、一年に一巡する回章をまわし、それが五〇年以上も続いてお互いの

親交を暖め合っていたことを知っている。このような広い大きな友情が恵迪寮生に受け継がれたのを知ったわけである。

寮生諸君も私に親しんでくれたようである。私の家には毎晩のように二人三人の群が訪れてくれる。担任のクラスの生徒を除けばほとんど恵迪寮生である。日曜日に朝からやって来て空き腹をかかえながら裏の畑を耕してくれる連中もいた。「先生と一緒に吞もうと思ってみんなで一週間アルバイトしたんです」といいながら一升壘を何本もぶらさげて来るのは寮の運動部の連中に多かった。

物資に乏しかったあの時代、恵迪寮生を筆頭とする予科生の精神的な生活がこよなく豊かであったのは、慈愛深い宇野先生とそれに応えた生徒諸君の純情であったと私はつくづく思う。この連中こそ自治を全うする能力を担う連中なのだ。

予科が終りに近づく頃、恵迪寮は予科から離れ学生部の管理の下に置かれることになった。宇野先生はその方が物質的にはるかにプラスになると、この方向に積極的だった。管理は学生部に移っても寮生は予科生なのだから、予科の教師と縁が切れたわけではないというお考えだったようである。従ってその後でも、宇野先生や私の家に寮生はよく訪れ、私達もまた寮によく招かれた。畳の敷かれた寮の一室で委員会の解散コンパの席上、招かれた宇野先生や私達は委員達と一緒に立ち上がって円を組み北海盆踊りを踊りまわったことなど思い出の深いものである。

予科がなくなって、教養部となり、学生と教師の間が薄くなってからも、私が寮を訪れることは止まなかった。学生部委員会で寮規の制定が大問題になったことがある。学寮は国家機関なのだからすべて大学の管理下に置くべきで自治などはとんでもない、と強烈に主張する一部の委員に対し、私は寮生を信じて最大限の自治を与えてこそ本當の教育になるのだと繰り返し力説し、遂に私の意見が通った。こうして決まったのが昭和二九年の寮規である。この規定は最も優れたものであると私は今でも信じている。しかしこの寮規はその後批判に批判が重ねられ、遂に、自治に言及しない寮規と引き換えに、新しい寮が建てられる羽目になったと聞いている。古い寮を懐かしみ、友情を暖め合う昔の寮生の集会在去年は何度か開かれたようである。私も三度の会に招かれたが、よばれた元の教師は市川先生を除けば私一人だった。いつしか寮は教育の場ではなくなったのか。教師と寮生の信頼はなくなってしまったのか。私の感懐は極めて深いものだった。私は彼等に和して声を限りに「都ぞ弥生」を歌った。

かつての寮生が寮を懐かしむ「よすが」が消え失せるというこれから先、札幌農学校以来の伝統であるあの「広い大きな友情」はどこへ行ってしまうのであろうか、と憂えるのは老いた私のセンチメンタリズムにすぎないのであろうか。

旧学生寮の消えるとき

北海道大学名誉教授 水谷 寛

北大の中で、長い伝統を誇ってきた旧学生寮が、いままさに消えようとしている。それに代わるものとして、新たな構想になる学生寮の建設がすすめられてはいるが、旧学生寮を知るわれわれとしては、何とも残念である。

旧学生寮は、自治寮として、その運営のすべては寮生に委ねられていた。その代わり、寮生は学生寮という一つの社会を立派に機能させる責任を負わされていたことになる。寮生たちはこの責任を果たすために、プランを練り、検討を重ね、寮生たちみんなの力を結集する術を探り、具体的な方策を立てて頑張ったのである。そんな寮生たちの真摯な営為の積み重ねによって、彼らはその身も心も磨かれ、豊かな人間性を備えた人格へと成長していったと考えてよいだろう。これこそが、自治寮を教育寮といわしめた所以でもあろう。

旧学生寮には、ほかからの束縛がないので、自由な雰囲気があり、自ら求めた苦労はあっても、自由な共同生活の場があった。だからこそ、その中では、自由な語らいが可能だった。自由な心で社会

の在り方を論じたり、本当の人生の生き方は何かを考えることも出来た。そんな討論や思索を通して、各人が、その人間性を高めることが出来たのだ。

学生寮の自治は、寮生と大学・文部省との間の信頼関係の上に成り立つものである。ところが近時、一部の寮生の行為に、この信頼関係を損なうもののあることを過大に配慮したためか、文部省には、学生を信頼しない風潮が現われるようになった。文部省は学生を信頼することをやめ、学生寮を自治寮（教育寮）から厚生寮へと変えようとしている。

文部省のこの考えは、今に始まったことではない。古くからこの考えがあり、寮問題としてくすぶり続ける源を作ってきた。われわれは、寮問題の解決への道は、学生を信頼することから出発せねばならないと思う。寮生を信頼することによって、学生寮は、教育寮であり続けるものと信じているのである。

われわれの、この信念の誤まっていることを証明するような事件が起こった。昭和四一年一〇月一四日のことだった。教養部の学生寮である恵迪寮で、寮生間に暴力行為があり、一人が負傷し、警察がこれを傷害事件として扱おうとした事件である。当時の教養部の学生委員会では、大学自治の観点から、この問題は学内で処理すべきであると判断し、しかも学生寮は教育寮であるべきだという基本的な立場に立って、この問題の処理は寮の自治によってなされるべきであると思った。そして警察権

力の介入を阻止するとともに、寮生には、寮の自治の精神にそって善処するよう要請した。寮生はこれに応えて、寮の懲罰委員会の討議を重ね、暴力行為を行なった学生に対しては、その行為に対し、自発的に謹慎させるとともに、今後、同じ過ちを繰り返さないように誓約させた。

われわれは満足し、寮生を信頼したことは間違っていないかと思つた。そして、この事件処理が、寮生の自治によってなされたことは、それによって寮生の胸に、明るい確信の火を灯すことになつたであろうと思つた。寮における、このような日常の営為の積み重ねこそが、学生たちの人格を形成する、本当の人間教育ではなからうか。旧学寮においては、折にふれて、このような、自治寮ならでの輝かしい成果があつたのに、文部省はそれを認めようとはせず、管理構想の新寮の建設がすすめられ、自治寮として長く続いた旧学生寮が、まさに消えようとしている。

全人格の形成という教育本来の目標のためには、教育機関である大学に欠くことの出来ない自治寮が、大学から消えるのは悲しい。

大学教育を教育の本来の姿に戻すためには、人間教育の場である自治寮の復活を図るか、それとも、それに代わる別の道を探さねばならないだろう。学生寮に教育寮という姿をとり戻すために大切なのは、学生たちが教育寮の持つ真の意味を悟り、それを強く望むことである。そして、その願いを学生時代だけでなく、社会に出てからも持ち続けるならば、それは大きな力となつて、道は必ず開けるだ

ろう。また人間教育の場として、自治寮のほかに、それに代わるものを探そうとする場合にも、学生と卒業生の多数が、それを強く望む心を持つことが、何よりも大切なことではなからうか。

戦後の窮乏期と寮の生活

北海道大学教授(経済学部) 是永純弘

昭和二三年から二五年頃までの、北大の学生生活は、世間一般の混乱と極度の窮乏のさなかでの、たしかに骨身にこたえる厳しいものでした。その頃を恵迪寮について北学寮ですごした一人として当時の断片を回顧してみますと、不思議なことに、苦しさや厳しさの想い出よりも、そのなかに何か新しい芽が萌え出るような気配とロマンの方がいまつよく印象に残っているのは、やはり夢多き青春、予科生のおおらかさの賜物かもしれません。

何といってもひどかったのはあの頃の学生の衣食住でした。「ゾル」帰り(復員軍人)の少なくともなかった教室には心ならずもミリタリー・ルックの軍服・軍靴が横行し、予科帽も学生服もほとんど見ることさえありませんでしたし、だいいち衣服などに気を配る余裕もないほどの生存最低限の毎日でした。復員・引揚者の一人として、戦後一、二年八畳一間に六人もの家族で暮らしたことのある小生にとっ

て、寮という住居は「恵まれた」ものでした。華美なものは何ひとつない恵迪寮ながら、三〇年前、まだ建物は堂々として、戦後のチャチなブラック建に比べればまさに「高きを誇る」殿堂でした。畳つきのベッドも、四々五人に与えられた一室の空間の広さも、天井の高さも、「誇りうる」われわれの住みかの有様でした。

それにひきかえ、毎日の食事の質と量は、寮生全員に不本意ながらの低カロリー減量食を強いる猛烈な、生存最下限以下のものでした。「ザメダン(ザーメン団子)」と称する奇怪な固型物の浮遊する、水分と海藻たっぷり雑炊は、寮の常食であり、当時まだ正門右横(現在の事務局北側)にあった予科の寮生食堂には、これとトウモロコシのパンをのせたりヤカーが毎日の昼食を運んでくれたものです。

こうした中での恵迪寮生活部委員諸兄と炊務の職員の方々の惜しみなき努力と献身には、いまなお感謝の念を新たにせざるをえません。主食の遅配・欠配が普通で、白米の食事などとうにあきらめていた寮生でしたが、トラックの上乗りなどのムスケル・アルバイトに出る者だけには、かなり大きな握り飯(米と麦)に沢庵のネーベンまでつけて支給されたのも、年一回の寮祭のごちそうに寮歌の調べが一段と高まったのも、生活部諸兄の陰ながらの御努力の賜物であったことを忘れません。

正確性は保証できませんが、次のようなカロリー収支不等式がまことに成り立ったかもしれません。

〔食堂での食事のカロリー摂取量〕 \wedge 〔各部屋から食堂までの往復に消費するカロリー支出量〕 \therefore ハンストではないが、〔断食して終日ベッドです〕す方が生命維持上合理的である。ましてや、遠い教室までの往復（北一八条 \times 北八条）に要するカロリーの補填には寮の食事では全く不足で、そのために毎晩夜食の売店が開かれ、名物のカボチャ、時にはポテトなどの特売は盛況でしたが、売り子のメツチェンがシェーンであったことの方が、うれしかったというのが寮生の心意気でした。「エッセン」室と称する共用の電気ヒーター利用場所も盛況でした。艱難辛苦（？）の結晶として手に入れた馬鈴薯を原料とする特殊な「モチ」の製造に、毎晩多量の電力が消費され、屋根ぞいの電柱の変圧器の青白いスパークが夜空にたえなかつたのがまのあたりに思い出されます。

学部に入り、恵迪寮に別れ、新潟寮（現在の北学寮）に入っても、衣、食、住の状況にはほとんど変わりがありませんでした。ここでの毎日、空腹をかかえながら、ボロ服ボロ靴をまとい、寒さにふるえながらのアルバイト生活でした。恵迪寮に比べるとやや質の悪いこの寮の部屋では、冬期間、一日一部屋あたり、バケツ一杯の火つきの悪い褐色の石炭が配給されるだけだったのには一番弱りました。火の気のない食堂に深夜まで残った麦飯がコチコチに凍ったのを、フライパンのマーガリンでいため、正油をかけた「パルメ焼飯」（エッセンのパルチザンの入手に由来）がひと頃さかんでした。生来、食い意地がはっているせい、あの頃の寮の食生活だけに話が尽きそうですが、こうした中

でも、寮生はやはりあくまでも志高く、世俗を超え、新しい時代への激しい情熱をもやっていたのでした。

この窮乏の時期に毎年作詞され歌われた寮歌のいくつかにも、そのあとがしのばれますし、カストリや焼酎のコンパでの高歌放吟に現世を忘れた一時も、今は懐かしい思い出の一片です。

寮、大学をとりまく世間の情勢も激しく変わり、「イールズ」「白鳥」と北大の歴史にかかわり深い事件は寮生にも多くの犠牲と教訓を残しました。「今こそ理論を棄て、輝かしき実践へ！」と叫んで蔵書を処分し、消えていった友の後姿が目には浮かびます。

欠食・欠乏の日常だったわれわれの青春の一時、寮のあけくれの中にも、やはり歴史はその流れを止めてはいなかったようです。半ば飢えつつ、こごえつつも、キラリと鋭い純粋なまなざしの中に、真理と自治を求めている寮友たちの生活を通して。

寮生活の思い出と学生のために計るべきことと

北海道大学助教授(農学部) 太田原 高昭

私の北大入学は昭和三四年であった。新入生同士がライラックの花盛りの植物園で撮った写真が

残っているが、それを見るとほぼ全員が角帽をかぶっている。その後、新入生の角帽姿を見た記憶はほとんどないから、私たちが「最後の角帽世代」と自認してよいのかもしれない。

角帽に象徴される一つの時代が終り、新しい時代が訪れたことの画期を、いわゆる六〇年安保闘争に置くことに私も異論はない。その嵐は一年生の秋の頃に訪れ、恵迪寮生活の間中、吹きまくった。私たちの一級上の寮生唐牛健太郎が「花の全学連」の委員長になっていたこともあって、恵迪寮は当時の全学連主流派の拠点のようにみられていた。しかし、寮生活の実際はそう単純なものではなく、寮長選挙では、伝統を誇る応援団を核とする「右派」と全学連主流派の「左派」が取ったり取られたりのシーソーゲームを展開し、それに次第に台頭してきた全学連反主流派がからんでかなり複雑な様相を呈していた。私は「左派」にかつがれて第一七〇期の委員長になったが、委員会の「組閣」にあたって「右派」から大量の人材を引き抜こうとして、双方のひんしゆくを買ったものであった。

無期限ストライキと街頭デモの毎日であったが、寮生活に荒廃はなかった。むしろ、考えの違う者の共存のために、みな必死に努力していたし、ない知恵も絞っていたように思う。昼間のデモでは主流と反主流に分かれても、深夜になれば共に酒を飲み、最後は寮歌で統一するのが一般寮生の姿であった。しばらく途絶えていた雑誌『恵迪』の復刊、大運動会の開催なども寮自治健在の証明となろう。

恵迪寮を出て進修寮に引越した頃は、安保の嵐は遠く去っていた。当時の四年生には、現山形大

の有永明人、触媒研の大森唯義などがいて、まだ若かった藤沢おばさんを迎えて寮の行財政改革に張り切っていた。私の同期は工学部の前田隆、物理の市川瑞彦などで、どういいうわけか極めつけの貧乏人が多く、仕送りのある者はほとんどいなかった。中には親に仕送りをしている者もあり、アルバイト学生の巣のようなものであった。それだけに一本のタバコを分けあって喫み、財布を一つにするような生活の中で、今日まで続いている強い連帯が生まれた。寮の隣家である羽幌炭鉱社長宅（いまは北星学園の事務分室になっている）が火事になり、寮生総出で荷物出しを手伝ったことや、夜のキャンパスで寮生の一人がチンピラに襲われ、おっとり刀でかけつけて犯人を追及し、たっぷりと返礼してやったことなど、決してノーブルとはいえない憶い出は尽きない。

精神的には安保の後の沈滞の時代であった。当時盛大に行なわれた寮連文化祭に、野間宏の『暗い絵』を脚色して上演し好評（？）を博したのも懐かしい思い出だが、あれは確かにあの頃の精神状況を反映した出し物だったと思う。うっ屈した心はしかし仲間を見出すことで解放に向かう。私は前田君に誘われて、『雄叫び』と称する怪しげな同人雑誌にまぎれ込んだ。ここには北学寮の小田代政美（勤医協）、村瀬紘二（北海道東北開発公庫）などがたむろしており、政治的立場も文学的立場も不明瞭なカオスの雄叫びをあげていた。この雑誌はやがて『北大評論』という立派なタイトルを得て一二号まで続くが、進修寮の前田君と私の部屋がその初期の編集室のようなものであった。カオスから脱脚し

たとはいえないが、進修寮を巢立つ頃には、私も仲間も自分の生きていく道がほの見え始めていた。

あれから二〇年、寮も学生も大きく変わった。何が変わったのだろうか。もちろん時代も変わった。しかし根本的な変化は「長男の時代」が訪れたことである。かつては長男が家産を継ぎ、次三男は相続権を放棄する代償として大学に進んだ。今は一世帯あたりの子供の数が一・八人という時代であり、平均的にいって長男と長女しか存在しない。学生もかつての次三男集団から長男（女）集団に変わったのである。いま時の学生はおとなくなつた、保守化した、安定志向だ、ふるさと志向だ、と嘆く者は、かつての学生が次三男であり、それ故に、やんちゃも出来、勝手に道も選べたのだということに思いを至すべきである。今の学生は長男（女）であり、親をみなければならないという十字架を背負つた存在なのだ。親からみれば、まことにかけがえのない一人息子（娘）なのである。

だから彼らには欠陥もある。大学が彼らにしてやれることの一つは兄弟（姉妹）を与えることである。そして、その役割を負うのが学寮なのだと思ふ。建物だけを与えるのではない。寝起きを共にし、食事を共にする兄弟姉妹を与えるのだ。その観点から見れば新寮には明らかな欠点がある。新寮の建物を与えてくれた方々のこれまでの労に感謝しつつ、その中身を、長い時間をかけて、現代の学生のために助けとなるものにしていくのが、私たちの世代の任務なのだと自覚している。

炊務事務室からよもやまのこと

恵迪寮栄養士 川越 ユキエ

昭和三四年一〇月、恵迪寮執行委員会一〇人ほどに面接され、そして採用されました。このときに寮の就業規則、労働協約、労使協定などを渡され、それに従って働いておりましたから、実際は大学採用でしたが、気持の上では寮生に雇われている格好でした。勤務時間は朝七時半から夕方五時までで、少しきつかったのですが、栄養士手当として月一〇〇〇円いただいでいました。これは行(二)技能員から医療職技官になったとき返上しましたが、初任給八六〇〇円の時代でしたから、この金額は生活の生命綱のようで大変ありがたいものでした。炊事の方たちも六時半から夕方六時半まで一二時間拘束でした。食数は朝二〇〇、昼晩は三二〇食ぐらいでした。「学食」という北九条の教室まで一〇〇人分ぐらいの昼食をリヤカーで運んでいました。教養部の校舎が北一七条の寮の目の前に移ってき

てからはこの仕事はなくなり、交代制など導入して次第に改善されてゆきました。

朝七時半のエッセン・リングを鳴らすと、さっそく食事を摂るのはアルバイトに出かけてゆく人たちです。アルバイト先との交渉、一講目の時間などの問題のある中から、食事時間は八時〜八時四〇

分になり、私の出勤時間もやがて八時半になりました。

一八条通りは、今は車も走り抜けてにぎやかですが、当時は農場と野っ原でしたから、吹雪の早朝などは、まだ誰も通らない雪の道を、腰まで埋まり雪をこぎ分けてやっと職場までたどりつくといったことがしばしばでした。この一八条通りは寮生がいつも大声で寮歌を歌いながら高下駄をひきずって歩く道でした。深夜になると、酔漢となった彼らは私の住んでいた一八条近くの下宿の玄関先までやってきてストームをしたりしました。そして、意気揚々と寮歌を歌いながら二〇条あたりへ遠ざかってゆくのです。そちらには、若い女性の従業員が二人住んでいて、彼らはストームの梯子をしてまわるらしいのです。

年中行事はとても盛んで、観桜会などは日曜日でしたが私達は全員参加しました。到着時間を見はからって円山の神宮前で、応援団の赤いのぼりが電車通りのむこうに見えかくれするのを待機していました。二〇〇人分もの弁当づくりがやがて中止になり、三〇人ばかりが土曜の午後、応援団のクラブ活動のような形で出かけるようでしたが、昨年あたりからまた参加数が増えているようです。コンパも昨年あたりから盛りあがっていますが一時は一〇〇人を下まわる参加で、年間六回あったコンパは、三回に減りました。当時は八時頃には終わっていましたが、後片づけをしてから帰ったのでしたが、今は酒量もグンと増え、終わる時刻も一二時頃ということ、後始末は寮生がきちんとしてお

き、翌朝の食事に障ることはありません。エッセン・リングと共に忘れ難いのはエッセン・コールでしょう。八時一五分のこの放送のあと八時半までは、ドドドと食堂に向かつて廊下を走る足音が聞こえ、御飯の渡し口に長々と行列が並んだものです。最後の一人に渡し終わると、扉は下に向かつてバシヤンと非情にも閉められます。このあと食堂に駆け込んできてもだめなのですが、この頃は朝食を摂ることが極端に減少しています。三二〇人もいた頃の欠食希望は二〇枚位でしたが、最近は一〇〇人位のうち一五〇人位が最初から欠食なのです。

かつては朝寝坊する理由で計画的に欠食しておく人は、あまりなかったのです。次に、食器類の「沈没」は年間一〇〇%といってもよいほどで、これを補う予算は高額を占めていました。ところがこの数年食器の購入がありません。犬のことも、かつて保健委員会などがあって犬は飼われていないようでしたが、やがて一〇匹ほどそこらを駆け回るようになりました。寮生が汚物をふみつけた足で食堂に入ってきたり、時には四匹ひとかたまりになって歯をむいてきたりして、不潔やら怖いやら何年間が続きました。ただ、今はすっかり室内から出さず、散歩にはきちんと引き綱をつけています。

コンパの人数調べなども手落ちなく報告があり、以前のように焦がれてヒステリーを起こすこともなくなりました。

伝統のように定着した献立は月曜日のカレーライスと木曜日の麻婆豆腐です。パンと麺は日曜日にしっかり定着し、米飯を食べたいと要望されることはなくなりました。

食費の変遷をお知らせします。

年度	一〇	一五	二〇	二五	三〇	三五	四〇	四五	五〇	五五	六〇	六五	七〇	七五	八〇	八五	九〇	九五	一〇〇
食費(円)	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四

食べものの恨みは怖い、と言います。「若い栄養士を採用するから辞めてほしい」と言われたことなどは、お話ししたくない恥ずかしいことです。また、別の日、みぞれの中を法務局の人権擁護課を訪ね救いを求めたこともありました。「僕たちが生まれる前からここに働いていた人」と言われる言葉には、やさしい響きがあります。怒りにも優しきにも、若者らしい純粹で誠実な気風は今も昔も変わりはなく、お陰で世俗の苦勞からは手厚く守られてきました。自然の風物にふところ深く包まれた木造の質素な恵迪寮は、私にとっての生涯と言えるのかもしれない。最後に、共に苦樂を分かちあった良き理解者の調理主任阿部ハナさんはじめ、誠意あふれる鎌倉さん、そして富沢さん、石村さん、斉藤さん、佐藤さん、「秘すれば花」の方々に学ぶことがたくさんありました。

「年若い愛するお友だち会計事務員の鈴木さん。『高遠たかきを誇る自治寮よ』と『別離の歌』が聞こえてきます。恵迪寮で良い人生を賜わり、ありがとうございます。」

水産学部北晨寮新築の思い出

北海道大学名誉教授 斎藤恒行

北晨寮は昭和一〇年函館高等水産学校開設と同時に建てられた学生寮であるが、建築後すでに三〇年を経過し、老朽化が著しいということで、改築が認められたのが昭和三九年であった。これは、北大における学寮改築の第一号となったわけである。同年一〇月には工費一億円で工事が進められ、四〇年三月には鉄筋コンクリート三階建の新寮が完成した。収容定員は二二〇名で、全学部学生の約三分の一は収容可能な、当時として実に快適な生活条件を具備した寮だったと思う。しかしこの寮の使用にあたっては、当時ようやく厳しくなってきた大学側の管理運営の具体的な実行が要求されていた。入退寮者決定の権限を寮生の委員会から学校側に移すこと、経費の負担区分を明確にすること、当時月一〇〇円だった寄宿料を三〇〇円とすることなどで、これまで慣行として行なわれてきたことの一大転換なので、ある程度の困難は予想されたものではあったが、果たしてこの方針が寮生側に伝わると、異常なまでの抵抗を受け、せっかく完成した新寮への即時移転の計画も全く実現不可能となり、爾来一年以上にわたって新寮は空き家のまま放置されるという状態が続いた。当時の水産学部の教官

並びに学生の間には、新寮建築とこの種の規制とが表裏となつていて、という認識が極めて薄かつたので、学部全体のショックもかなり大きなものがあつた。この間、学生部としては、新しく制定した新寮規の骨子を寮生に周知徹底させるという方針に基づき、委員各位の並々ならぬご支援、ご協力があつた。殊に二、三の教官は数回にわたりわざわざ函館まで来られ、寮生との激しい討論を通して、反対する学生の説得に努められた。また、学部内においても、学生委員の教官各位は精力的に対話の機会をつくり、ほとんど連日にわたつて説得に努められた。例えば負担区分の討論には、勢い余つて学生一人当たりのトイレット・ペーパーの使用量とか、一週間内の入浴・洗濯の回数とか、実に細かな問題にまで立ちいつて討論をした。また、具体的な入寮選考にあつては、寮の選考委員と張り合う形で選考を進め、何も知らない学部移行生を巻き込んで、大変な迷惑をかけたこともあつた。また、長期にわたり新寮を空き家としていることに対するマスコミや新寮周辺の人達の批判など、精神的にも実に苦しい二年間であつた。しかしこのような状況下にあつても、学生と教官の対応は平静で、暴力はもちろん、互いに暴言を交わすような場面は全くなかつたことが何よりの救いでもあつた。このような環境下にあつて、学生の側にも早期解決の気運も生まれて具体的に移転の話し合いが持たれるようになった。寄宿料三〇〇円を納めること、寮生委員会、入退寮者名簿を明示して責任を明らかにすること、負担区分についてはさらに話し合いをつめて具体化に努めることなどとし、移転の期限を四

一年八月二五日と約束した。ところが暑中休暇中のため、期限近くになっても移転の状況は悪く、遂に学生側からの懇請によって、九月五日まで移転完了日を延期した。九月一日頃から多数の学生の移転が始まり、五日には約束通り移転は完了した。

旧寮時代には、折にふれて寮生委員会から招待を受け、一升ビンを引っ下げて仲間になり、飲み、食い、歌うの親しい会合を持つことがしばしばであった。この種の慣行は新寮移転紛争以来完全に姿を消し、当方からの接近の試みもホイコットされるといいう日が長く続いた。そしてやがてあの激しい学園紛争の時代へと移っていったのだった。

新学生寮の性格をめぐって

北海道大学教養部長 藪 重夫

多年の懸案であった新寮の竣工も間近に迫り、昭和五八年四月一日から新しい学生寮規則が施行されることになった。これに伴って恵迪寮をはじめとする札幌キャンパスの学寮については、女子寮を除いて閉寮の措置がとられることになる。もう二〇年近くも前のことになるが、かつて学生部委員として旧学寮規則の制定に全力を傾注し、しかもその結果が一部実施保留に終わって、結局新学寮の建

設が挫折せざるを得なかったという苦い体験を持つ私としては、今さらながら深い感慨を覚えざるを得ない。

新旧の学生寮規則を比べると、大学の管理運営責任を明確にし、学寮経費の負担区分のルールを確立することについては変わりがないが、学生寮そのものの性格という点では両者の間にかんりの相違があるものとして理解されている。

すなわち、昭和三九年一月二一日の「北海道大学における新学寮の管理運営のあり方について」という学生部委員会答申には「学寮は、学生の人間形成の場として大学に設けられる教育施設である」と明記され、それを承けて、同委員会が全学の学生諸君に示した「学寮規則を改正するにあたって」という文書(昭和四〇年四月二七日)のなかでは、「学寮における人間形成が寮生の自主的共同生活を通じて行われるものである以上、学寮における共同生活は当然寮生の自治に基づいて営まれなくてはならない。寮生の自治は……学寮にとって不可欠の要素であり、当委員会はこれを承認、尊重していかなければならないと考えている」と述べられていた。このように、学寮の性格を人間形成の場たる教育施設としてとらえたことについては、それなりの理由があったように思われる。当時、近代的な設備をそなえた大規模な学寮の建設を北大が国に対して要求することについては、私自身も率直にいつて一種の後ろめたさを感じないわけにはいかなかった。もし学寮が単なる厚生施設にすぎないも

のであるとすれば、何故一部の国立大学にそれが設置されなければならないのか。私学（殊に夜間の大学）にも経済的な理由から学寮を必要とする学生はいるはずであり、国立大学の学生だけが何故特権的な利益を享受できるのか。厚生の施設であるならば、むしろ北大のキャンパスの外部に私学の学生も等しく共用できる施設をつくるのが妥当なのではないか。この疑問に答えるには、少なくとも北大独自の教育方針のもとに学寮を設置する必要があると考へたからである。

これに対して、新しい学生寮の性格は、昭和五年一月二日の評議会で基本的方針が承認されているように厚生施設に比重をおいたものとされ、それ故に入寮選考も学生の経済的状況に付加して家族状況や地理的状況を考慮するようにその基準が定められ、新しい規則のなかには寮生の自治に関する規定は何ら定められてはいないのである。

しかし改めて新規則をみると、その第二条は「学生寮は本学の学生……に対し、学生生活のための良好な環境を提供し、もってその勉学に資することを目的とする」と規定しているだけであって、殊さらに厚生施設であることを明示しているわけではない。少なくとも新学生寮があたかも厚生省の所管に属するような社会福祉的な厚生施設でないことだけは明らかであろう。国立大学の学生には授業料免除の制度の適用があり、奨学金の制度もあるが、これらは本来の社会保障制度とは異なり、教育基本法三条二項が規定する教育の機会均等のための奨学の方法を具体化する制度とみるべきであ

り、新学生寮の設置目的もこのような方向においてその性格づけがなされるべきであると思われる。他方、ひるがえって考えてみると、前期学生部委員会による昭和三九年の答申及び四〇年の文書も述べているように、当時教育的施設だとされた旧寮が、同時に寮生の経済生活に対して多大の効果を持つものであったことは否定できない。してみると、一方は教育的施設であり他方は厚生の施設であるとはいっても、それは性格の本質的な相違につながるものではなく、比重のおき方による程度の差にすぎないと考えられるのである。

ところで、同様のことは寮生の自治についても言い得る。新規則がそれについて何ら定めるところがないのは前述の通りであるが、このことは寮生の自治を否定あるいは無視するものではないと思料される。学生寮において、多数の学生による共同生活が現実^ニに営まれる以上は、そこに共同生活の秩序や組織・運営などに関する寮内規約の作成、寮生大会その他の寮内集会や行事など、寮内の生活・活動における自治が何らかの形において芽生えることを妨げるなどということが許されないことは当然である。ただし、言うまでもないことであるが、「自治」とは自らの責任において共同生活を律していくことを意味する。したがって、自律の精神が薄れているところに自治は生まれるはずがない。さらに言えば、各人が自己の利益のみに汲々として他者に対する無関心が支配的であるような社会関係のもとでは真の自治は存在し得ない。この意味において、新しい学生寮における寮生の集団生活が、

V 寄稿 文集

それにはふさわしい共同生活の自治を生み出し得るか、それとも単なる学生アパートにすぎないものとなるかは、ほかならぬ寮生諸君自身に問われている課題であるといわなければならぬまい。

資
料

年 表

明治二 (二八六九)	7	開拓使が設置された。	明治一九 (二八八六)	12・28	寄宿舎に舎監制度が設けられた。
明治五 (二八七二)	4・15	仮学校が開校した。 東京芝の開拓使仮学校寄宿舎が設置された。	明治二二 (二八八九)	12・10	札幌農学校舎則が制定された。
明治八 (二八七五)	7・29	開拓使は、仮学校を札幌学校と改称した。	明治三〇 (二八九七)	8・31	札幌農学校寄宿舎舎則が制定された。
	7	札幌学校寄宿舎二階建て四八二坪の新築工事が落成した。現在の北一条と北二条の間(今の時計台の位置)に建てられた。	明治三二 (二八九九)	5・22	札幌農学校舎則が制定された。(六月一日施行)
明治九 (二八七六)	9	札幌農学校開校に当り、札幌学校寄宿舎は札幌農学校寄宿舎となる。 札幌農学校舎則が制定された。	明治三六 (二九〇三)	7・10	改築移転のため寄宿舎が閉鎖された。
			明治三八 (二九〇五)	12・4・1	札幌農学校寄宿舎舎則が改正された。 寄宿舎二棟(南寮、北寮)木造二階建て三二〇坪(三四室、一室四人)、

年	表		
明治四一	(一九〇八)	9・27	寄宿舎舎則が制定された。
明治四一	(一九〇八)	6・1	惠迪寮の自炊制度発足。
大正七	(一九一八)	4・1	東北帝国大学農科大学は、北海道帝国大学となった。
大正八	(一九一九)	8・20	寄宿舎居住棟一棟(南寮)が増築された。従来の南寮は、中寮となった。
大正一〇	(一九二二)	10・20	寄宿舎居住棟一棟(新寮)が増築された。
大正一五	(一九二六)	9・30	寄宿舎規程が改正され、予科生のみ の寮であることが明示された。
昭和二	(一九二七)	2・9	寮の自炊制が請負制となった。
昭和六	(一九三一)	5・1	寄宿舎(惠迪寮)は、移転のため閉鎖された。
昭和八	(一九三三)	3・26	惠迪寮の自炊制度が復活した。
昭和二二	(一九四七)	9・30	北海道帝国大学は、北海道大学と改称になった。
昭和二三	(一九四八)		武道場は、仮宿舎として深叡寮という名で、四八人収容した。(翌年、新制教養課程発足とともに、教室に改装された。)
			北日本製紙株式会社の寮を借用して学寮にあて、江別楡影寮と称した。
明治四〇	(一九〇七)	4	ほかに食堂、浴室、賭場、当直室、廊下二八〇坪が建てられた。(現在の教育学部付近、北一条西七丁目)
			寄宿舎は、「惠迪寮」と命名された。書経の中の「迪に恵へば吉し」からの引用による。
		6・22	札幌農学校は、東北帝国大学農科大学となった。
		9・27	寄宿舎舎則が制定された。
		6・1	惠迪寮の自炊制度発足。
		4・1	東北帝国大学農科大学は、北海道帝国大学となった。
		8・20	寄宿舎居住棟一棟(南寮)が増築された。従来の南寮は、中寮となった。
		10・20	寄宿舎居住棟一棟(新寮)が増築された。
		9・30	寄宿舎規程が改正され、予科生のみ の寮であることが明示された。
		2・9	寮の自炊制が請負制となった。
		5・1	寄宿舎(惠迪寮)は、移転のため閉鎖された。
		3・26	惠迪寮の自炊制度が復活した。
		9・30	北海道帝国大学は、北海道大学と改称になった。
			武道場は、仮宿舎として深叡寮という名で、四八人収容した。(翌年、新制教養課程発足とともに、教室に改装された。)
			北日本製紙株式会社の寮を借用して学寮にあて、江別楡影寮と称した。

料 資

昭和二四
(二九四九)

(楡影寮の前身)

3・26

北大新潟県人会(代表伊藤誠哉)から新潟県人会寮木造二階建建物(昭和八年建築)の寄付を受け、北学寮とした。

3・29

清水工業株式会社(代表清水正次)から桑園学寮木造二階建建物を購入した。

4・1

寄宿舎規程が全面改正され、入寮詮衡など寮運営は学生によって行なわれることが明示された。

4・20

大蔵省から元北部軍司令官官邸(昭和一五年建築)の所管換を受け、月寒学寮とした。

5・31

国立学校設置法が公布され、新制北海道大学が設置された。

水産学部発足とともに函館水産専門学校(寄宿舍北農寮(昭和一〇年建築)を継承した。(居室七五室、定員

二八〇名)

7

和歌山県南葵育英会の第三進修学舎を借用して学寮にあてた。(進修学寮の前身)

昭和二六
(二九五二)

3・26

財団法人南葵育英会(代表三浦伊八郎)から和歌山県人会寮木造二階建建物(昭和九年建築)を購入し、進修学寮とした。

昭和二七
(二九五二)

4・1 水産学部研究奨励会から、教官宿舎として利用していた建物を借り上げて、啓徳寮とした。

昭和二八
(二九五三)

11・10 高砂香料株式会社から北六条西一三丁目の建物を借用して学寮にあてた。(女子寮の前身)

昭和二九
(二九五四)

8・23 高砂香料株式会社から借用の寮建物(昭和八年建築)を購入して、女子寮とした。

9・1

北海道大学学寮規則を制定し、寄宿舍規程を廃した。

年	表				
	昭和三一	1・20	北海道大学医学部附属病院から旧病棟の仮病室であった木造平屋及び、財団法人協済会から木造一部二階建物（旧病院売店）の寄付を受けて、改装し、移築して、楡影寮とした。	昭和三八 1・28	方策を学生部委員会に諮問した。中央教育審議会は、大学教育の改善について答申した。
	(一九五六)			昭和三九 1・21	学生部委員会は、北海道大学における新学寮の管理運営のあり方について答申した。
	昭和三二	9・24	「都ぞ弥生」の歌碑が、恵迪寮南側原生林の中に建立され除幕式が行なわれた。	二・6	北農寮の改築を決定した。
	(一九五七)			2・18	文部省は、「学寮における経費の負担区分について」を各国立大学に通達した。
	昭和三六	4	文部省は、学寮における経費の負担区分について、学徒厚生審議会に諮問した。	8	文部省は、「〇〇大学学寮管理運営規則作成例」（参考案）を各国立大学に通達した。
	(一九六一)			昭和四〇 2	学生部委員会は、北海道大学学寮規則要綱をまとめた。
		5・8	旧桑園学寮建物を大蔵省へ引き継ぎ、かわりに旧水産実習所を桑園学寮とした。	3・25	北農寮は、一部四階建建物、鉄筋コンクリート本建築の新寮が竣工した。
	昭和三七	7・25	学徒厚生審議会は、大学における学寮の管理運営の改善とその整備目標について答申した。	4・27	学生部委員会は、学寮規則を改正す
	(一九六二)				

資料

昭和四一

5・23

学生寮規則の改正をめぐり、学生と大学は対立し、抗議集会が開かれた。

昭和四二
(二九六七)

3・15

学部長団は、解散した。
昭和四一年秋補充入寮選考を実施したことに對し、新寮規則違反で四寮長を懲戒処分した旨公示した。

6・24

北海道大学学寮規則が制定された。
(七月一日施行)

5・20

学長は寮生との懇談会で、新寮規は現存するが、規則の運用面で学生部委員会と寮生が話し合い、合意すれば、旧寮規と一致する運用もこれを認めるとの所信を表明した。

7・1

学寮規則の制定をめぐり、学寮紛争が生じ、負担区分は凍結、入寮選考はたな上げされた。

6・10

評議会は、現寮規の一部凍結を決定した。

7・5

水産学部においては、新寮規則による入寮募集を行なった。

8

いわゆる「水産方式」による北農寮の入寮募集が行なわれた。

9・1

北農寮(新寮)に入寮した。

10・8

学生部委員会は、学寮規則否定に基づく寮生の行為に對する教育的措置(不法入居並びに入寮手続不履行に對する方針方策)について統一見解を示した。

10

恵迪寮の補欠入寮募集が行なわれ、寮生は委託方式(いわゆる水産方式)にも反対し、その結果許可なき入居者を生じた。

12・21

評議会の議を経て、学部長団が発足し、寮学生代表との話し合いがはじまった。

11・13

教養部学生委員会と教養部自治会との話し合いの場として、教養部合同

資料

昭和四九 (一九七四)	7・17	学長は、学寮をめぐる諸問題について、根本的に検討しよう諮問し、学生部委員会は、直ちに検討に入った。	7・30	評議会に「学寮問題中間報告」を提出した。	
	11・18	恵迪寮北寮棟から出火、六室を全半焼した。	10・14	学寮問題中間報告要旨を全学に配布した。	
	11・20	学生部委員会の検討結果について、「北海道大学における学寮の現在の諸問題(第一回)」を評議会に中間報告した。	11・20	学寮問題中間報告要旨に関して、北大寮連と話し合った。	
	12・18	「新寮の構想とその問題点(第二回)」を評議会に中間報告した。	11・26	評議会において、学寮問題中間報告要旨に対する各部署の意見の開陳があり、おおむね妥当と認められた。	
昭和五〇 (一九七五)	1・22	「建て替えまたは廃寮までのプロセスに予想される諸問題(第三回)」を評議会に中間報告した。	12・17	評議会において、学寮問題中間報告要旨に対する各部署から補足意見が出された。	
	3・31	啓徳寮は、廃寮となった。	昭和五一 (一九七六)	1・21	評議会は、学寮問題中間報告要旨を承認し、建て替えの方向をめざして検討するうえで、大学として妥協できない四つの基本線を確認した。
	7・22	学生部委員会は、学寮問題中間報告を評議会に提出することを決定した。			

年 表

(二九七八)	昭和五三 1・24	北大寮連との話し合い、混乱状態が起きた。学生部との話し合いを拒否す	(二九八〇)	昭和五五 1・23	評議会は、現寮を廃止して新寮を建設することを決定した。
	12・26	北大寮連との話し合い。七寮生統一要求が出された。		12・19	評議会上に学寮の建て替えを提案した。
	12・21	評議会は、条件を整えて学寮を建てることを大学の方針とする、条件が整わない場合には、廃寮もあり得るとの決定をした。		11・28	評議会上に学寮問題の経過について報告し、今後の進め方について提案した。
	11・19	評議会は、学寮構想を大筋において了承した。		10・31	評議会上に、学寮における経費の負担区分について会計検査院から指摘を受けた旨の報告が行なわれた。
	9・21	評議会上に学生部委員会の学寮構想を提示した。		9・12	学寮における経費の負担区分について会計検査院から指摘を受けた。
	9・13	学生部委員会は、学寮問題の項目別まとめをした。	(二九七九)	5	新寮問題について、学生との合意による解決は得られないとの判断に達した。
(二九七七)	7・18	学長は、北大寮連と懇談した。	昭和五四	5・9	北大寮連との話し合いが再開された。
	5・18	学寮問題検討経過を評議会上に報告した。			る動きもあり、以降、話し合いはしばらく中断した。
昭和五二	4・26	新寮問題について、北大寮連と第一回目の対応を行なった。			

資 料

- 昭和五六
(二九八二)
- 5・6 学生部委員会は、現察の負担区分を正常化する方針を決定した。
- 5・22 五月二二日および六月一二日に設定した話し合いの申し入れは、北大寮連により拒否された。
- 6・19 学生部委員会と北大寮連は、現察の負担区分正常化の問題に関して事実上の決裂状態となった。
- 6・25 学生部委員会は、現察における負担区分の正常化を一〇月一日から実施することを決定した。併せて、現察規の凍結部分(負担区分)について、凍結解除を求めることとした。
- 6・29 評議会は、現察における負担区分の正常化を一〇月一日から実施することを決定した。併せて、昭和四二年六月一〇日評議会決定の現察規一部凍結を解除した。
- 7・11 評議会決定を承けて、近く学寮にお
- 昭和五七
(二九八二)
- 7・15 新々寮建設の着工、また、設置場所を準硬式野球場とすることが了承された。
- 7・27 寮生父兄に対して、現察における負担区分の正常化について理解と協力を要請した。
- 9・29 新々寮建設着工。
- 10・12 現察における負担区分の徴収について寮生及び父兄に徴収の予告を行なった。
- 10・13 寮長及び寮生に対して、学寮経費個人負担金納付の告知を行なった。
- 1・20 現察における負担区分の未納寮生に対して「嚴重注意」を行ない、併せて各寮に公示した。
- 1・29 学生部委員会は、未納寮生に対して、二月一八日付け退寮処分を行なうこ

資 料

- 3・18 新しい学生寮が竣工した。
- 3・19 北海道大学学生寮新設・閉寮記念式
典及び祝賀会が行なわれた。
- 3・31 恵迪寮、北学寮、進修学寮、桑園学
寮、月寒学寮、楡影寮及び有島寮は、
廃寮となった。

寄宿舎規則（明治九年）昭和五十七年十二月）

札幌農学校舎則（明治九年）

- 第一条 校中諸規則ハ勿論臨時諸達ノ旨趣ヲ遵守シ校中
官員ノ命ニ背クヘカラス
- 第二条 官物及ヒ給貨品ヲ破毀遺失スル者ハ之ヲ償ハシ
ムヘシ
- 第三条 校中ニ於テ奔走シ或ハ吟歌高声等総テ喧噪ノ挙
動アルヘカラス
- 第四条 各舎一人ツ、交番ヲ以テ当番ヲ定メ室内ヲ掃除
スヘシ若シ室中ヲ不潔ニシ或ハ書器等ヲ錯乱セシムル
トキハ当番ノ者其責ニ任スヘシ
- 第五条 猥リニ他室ニ入り或ハ室中ニ飲食ヲ入ル、ヲ許
サス

第六条 沐浴ハ午後四時ヨリ五時半迄ヲ限ル喫飯ハ報鐘
後三十分ヲ過クルトキハ食スルヲ許サス

第七条 臥床時間雑話等ヲ為シ他人ノ眠ヲ妨ケ或ハ猥リ

ニ燈火ヲ点スヘカラス

第八条 帰校ノ時刻ハ午後七時ニ過クヘカラス事故アツ

テ帰校ノ期ニ後ル、者ハ其前当直ニ届出スヘシ

第九条 生徒ハ小使ヲ使役スヘカラス

右条中不便ノ事アルトキハ校長協議ノ上改定スルコ

トヲ得ヘシ

札幌農学校舎則（明治二十二年十二月十日）

- 第一条 寄宿舎ハ校費学生ヲ寄宿スル処トス
- 第二条 私費学生ニシテ校則第六十四条ニ拠リ入舎ヲ乞

料 資

者ハ寄宿舎ノ都合ニ拠リ之ヲ許可ス

但私費學生ニシテ入舎ヲ乞者ハ保証人連署ノ願書ヲ

出シ校長ノ許可ヲ受クヘシ

第三条 寄宿學生ハ本校々則及其他ノ命令規則ヲ遵守ス

ルハ勿論寄宿舎ニ在リテハ舎監ノ指揮命令ニ従フヘシ

第四条 晨起午前七時、就寤ハ午後十時トス

第五条 毎日各自其室内ヲ洒掃シ清潔整頓ノ責ニ任ス可

シ

但シ毎土曜日ニ大掃除ヲ為スヘシ

第六条 暖炉ハ午後九時三十分焼火ヲ消滅シ余燼ヲ除去

スルモノトス

第七条 湯浴日ハ日躍及水躍ノ両日トス

但シ暑中ハ此限ニアラス

第八条 食堂及浴室ニ入ルノ時間ヲ定ムル左ノ如シ

朝食 自午前七時三十分至同八時

昼餐 自十二時三十分 至午後一時

夕餐 自午後五時三十分至同六時

湯浴 自午後三時 至同六時

第九条 消燈時間ハ午後十時トス

第十条 人員檢閲及火ノ元檢閲ノ時間ヲ定ムル左ノ如シ

人員檢閲 校門閉鎖ノ時

火ノ元檢閲 午後十時

第十一条 晨起喫飯湯浴及檢閲ノ時間ハ撞鐘ヲ以テ之ヲ

報ス

第十二条 校門ノ開閉時間ヲ定ムル左ノ如シ

開 午前七時

閉 午後八時

但シ大祀令節日及冬期休業中ハ午後九時閉鎖トス

第十三条 人員檢閲ノ際ハ各自其室内ニアリテ必檢閲ヲ

受クヘシ

但シ檢閲ノ際其室内ニアラザルモノハ外室若クハ外

宿ト見做スヘシ

第十四条 不得止事故アリテ臨時外出ヲ要スルトキハ舎

監ノ許可ヲ得外泊ヲ要スルトキハ保証人ヨリ其事由ヲ

明記シタル書面ニ願書ヲ添ヘ校長ノ許可ヲ得ルモノト

ス

但シ外出中ニ急病又ハ不得止事故ノ為メ歸校時限ニ

後レントス恐アルトキ若クハ外泊ヲ要スルトキハ先方

寄 宿 舎 規 則

ノ証明書ヲ添ヘ書面ヲ以テ其理由ヲ申出テ舎監ノ指揮ヲ受クヘシ

第十五条 三期休業中ノ外下宿又ハ旅行セント欲スルトキハ其事由ヲ詳記シ日數ヲ定メ(三十日ヲ超過スヘカラス)保証人ト連署願出校長ノ許可ヲ受ヘシ

但疾病ニ因ルトキハ医師ノ診断書ヲ添フヘシ且期満ルモ尚帰舎スル不能トキハ追願書ヲ差出スヘシ

第十六条 下宿若クハ旅行ノ許可ヲ得タル者又出張ノ命ヲ受タルモノハ必ス書面ヲ以テ其出立日ヲ舎監ニ届出ヘシ帰舎ノ節モ同様タルヘシ

第十七条 外来人ニ面会スルトキハ必ス応接所ニ於テ面会シ決シテ舎内ニ誘引スヘカラス

但病氣ノ為メ応接所ニ出ルコト能ハサルトキハ舎監ノ指揮ヲ受クヘシ

第十八条 点燈後ハ外来人ニ面会スルヲ許サス若シ不得止事故アルトキハ舎監ノ指揮ヲ受クヘシ

第十九条 疾病ノ為メ食物ヲ変更セント欲スルトキハ医師ノ診断書ヲ添願出ヘシ

第二十条 食堂及浴室等整理上不都合ト認ムル事アルモ

直ニ小使賄人等ヲ指揮セス其旨舎監ニ申出ヘシ

第二十一条 舎内ニ食物又ハ酒類ヲ入ルコトヲ禁ス

第二十二条 寄宿ニ属スル諸物品ヲ紛失或ハ破毀セシトキハ之ヲ処分スルハ勿論假令破毀者不分明ナルモ其室ノ者之カ責ニ当ツヘシ

第二十三条 学資ニ関スル金銭物品ハ舎監若クハ学生中月番ヲ立テ之ヲ授受スルモノトス

第二十四条 給与品ヲ定ムル大約左ノ如シ

冬服夏服短靴帽子ハ一ケ年毎ニ給与ス

外套長靴ハ二ケ年毎ニ給与ス

実業服脚半ハ入校ノ際給与ス

筆墨料ハ毎月二十五日金壹円ヲ給与ス

食料洗濯料ハ本校ヨリ直ニ受負人ニ支出ス

第二十五条 貸与品ヲ定ムル大約左ノ如シ

机壹個椅子壹個寢台壹個枕壹個蚊帳二人共用戸棚二人共用毛布式枚シート式枚蒲団三枚ランプ壹個

第二十六条 貸与品ノ保存ハ各自ノ責ニ任ス故ニ汚穢又ハ破損等ニテ修繕ヲ要スルトキハ学生ノ自弁トス

第二十七条 学生卒業等ノ為メ退校ノトキハ貸与品ヲ返

納スヘシ但返納ノ際破損若クハ品数不足スルトキハ之ヲ代償セシム

札幌農學校舎則（明治三十年八月三十一日）

- 第一条 本校寄宿舎ハ校費生ヲ寄宿セシムル処トス
- 第二条 寄宿生ハ本校々則及其他ノ命令規則ヲ遵守スルハ勿論舎内ニアリテハ教務部舎務掛ノ指揮命令ニ従フヘシ
- 第三条 舎内ニアリテハ特ニ風紀ヲ守リ学生タルノ品格ヲ汚スカ如キ挙動アル可ラス
- 第四条 毎日各自其室内ヲ洒掃シ清潔整頓ノ責ニ任スヘシ
- 第五条 晨起ハ午前七時就褥ハ午後十時三十分トス
- 第六条 暖炉ハ午後十時焼火ヲ消滅シ余燼ヲ除去スルコトヲ怠ル可ラス
- 第七条 消燈ハ午後十時三十分トス
- 第八条 人員檢閲及火ノ元檢閲ノ時間ヲ定ムルコト左ノ如シ

- 一 人員檢閲 平日午後九時
夏期及休日ハ午後十時
- 一 火ノ元檢閲 午後十一時

- 第九条 晨起湯浴及檢閲消燈ノ時間ハ撞鐘ヲ以テ之ヲ報ス
- 第十条 人員檢閲ノ際ハ各自室内ニアリテ必ス檢閲ヲ受クベシ若シ其室内ニ在ラサルモノハ外出者ト見做スヘシ
- 第十一条 本校巡視ヨリ職務上学生ニ対シ尋問スルコトアルトキハ其事実ヲ明答スヘシ
- 第十二条 人員檢閲後ハ外出ヲ禁ス
但シ止ムヲ得サル事故ノ生シタルトキハ教務部舎務掛<sup>執務時間外
ハ当直官更</sup>ニ申出テ許可ヲ受クヘシ
- 第十三条 寄宿舎出入ハ寄宿舎昇降口ヨリ之ヲナシ決シテ他ヨリ昇降ス可ラス
- 第十四条 但シ天災其他非常ノ事変アル場合ハ此限りニアラス
天災事変其他非常ノ場合ニハ寄宿生一致協力其掛員ヲ補佐シ以テ危害ヲ防止スルニ尽力スヘシ
- 第十五条 外出スルニ際シ其居室空舎ニナルトキハ特ニ火ノ元ニ注意シ尚室内ニ相当ノ締ヲ施シ而シテ後外出

寄宿舎規則

スヘシ

第十六条 外泊セントスルトキハ前以テ保証人連署ノ上

教務部舎務掛^{執務時間外ハ当直官吏}ニ願出外泊認許証ヲ受クヘシ

第十七条 外出シタルモノハ人員檢閲時間前ニ必ス帰舎

スヘキハ勿論万一人員檢閲時間内ニ帰舎スルトコト能ハ

サルコトヲ予知シタル場合ハ前以テ其旨願出外認許

証ヲ受クヘシ

但シ外出中疾病又ハ不得止事情ノ為メ檢閲時間内ニ

帰舎スルトコト能ハサルトキ若クハ臨時外泊スルノ必

要ヲ生シタルトキハ其事故ニ關係アルモノ、証明書

ヲ添ヘタル願書ヲ以テ教務部舎務掛^{執務時間外ハ当直官吏}ニ願出

ツヘシ

第十八条 三期休業中外泊又ハ旅行セント欲スルモノハ

其事由ヲ詳記シタル願書ヲ以テ教務部舎務掛ニ願出ツ

ヘシ

第十九条 三期休業中ノ外外泊又ハ旅行セント欲スルモ

ノハ其事由及日数ヲ定メ保証人ノ連署シタル願書ヲ以

テ教務部舎務掛ニ願出ツヘシ
但シ疾病ニ依ルトキハ医師ノ診断書ヲ添付スルハ勿

論尚期満ツルモ帰舎スルトコト能ハサルトキハ追願書

ヲ差出スヘシ

第二十條 外泊若クハ旅行ノ許可ヲ得タルモノ又ハ出張

ノ命ヲ受ケタルモノハ必ス書面ヲ以テ其出立日ヲ教務

部舎務掛ニ届出ツヘシ帰舎ノトキモ亦同シ

第二十一條 外来人ニ面会スルトキハ必ス応接所ニ於テ

シ決シテ舎内ニ誘引ス可ラス

但シ病氣ノ為メ応接所ニ到ル能ハサルトキハ教務部

舎務掛ノ指揮ヲ受クヘシ

第二十二條 点燈後ハ外来人ニ面会スルヲ許サス

但シ不得止事故アルトキハ当直官吏ノ指揮ヲ受クヘ

シ

第二十三條 食堂及浴室ニ入ル時間ヲ定ムル左ノ如シ

朝食ハ自午前七時
至同八時

昼餐ハ自午後十二時
至同一時

夕餐ハ自午後五時
至同六時

湯浴ハ日曜水曜ノ兩日自午後三時
至同五時

第二十四條 食堂及浴室等整理上不都合ト認ムルトキハ
教務部舎務掛ヘ其旨申出ツヘシ

資 料

第二十五条 舍内ニ於テ飲食物ヲ用ユルヲ禁ス

但シ疾病ノタメ許可ヲ得タルモノハ此限りニアラス

第二十六条 舍内ニアリテ放歌吟詩高声拍手等ヲナシ又

ハ樂器ヲ用ユルヲ禁ス

第二十七条 舍内ニ属スル物品ヲ紛失又ハ破毀シタルト

キハ之ヲ弁償セシムルハ勿論假令其破毀者不分明ナル

モ同室ノモノ連帶其責ニ任スヘシ

第二十八条 學術研究ニ関シ必要物品ヲ舍内ニ持込マント

スルトキハ教務部舍務掛ノ許可ヲ受クヘシ

第二十九条 總テ物品ハ常ニ整頓シ置キ舍内ノ混乱等ア

ル可ラス

第三十条 舍内ニ於テハ必ス靴又ハ草履ヲ穿テ下駄ヲ用

ユ可ラス

第三十一条 寄宿舎廊下ニ備ヘアル非常用水ヲ猥リニ分

用スルヲ禁ス

第三十二条 寄宿舎一室ニ備付ノ物品ハ左ノ如シ

一 テーブル 二

一 椅子 二

一 置戸棚 一

一 帽子掛 二

一 ストープ 一

第三十三条 寄宿舎寢室ニ備付ノ物品左ノ如シ

一 寢台 一人ニ付壹台

第三十四条 備品ヲ汚穢又ハ破損シ為メニ修理ヲ要スル

トキ其費用ハ各自ノ自辨トス

第三十五条 卒業其他ノ事故ニヨリ退舎スルトキハ備品

ノ檢閲ヲ受クヘシ

第三十六条 卒業シタルモノ若クハ退舎ヲ命セラレタル

モノハ其命セラレタル日ヨリ三日以内ニ退舎スヘシ

第三十七条 私費生ニシテ入舎ヲ願フモノアルトキハ空

舎ノアルトキニ限り之ヲ許可ス

第三十八条 私費生ニシテ入舎ヲ願フモノハ別紙書式ノ

願書ヲ差出シ許可ヲ受クヘシ

第三十九条 寄宿生中ニ委員長志名委員參名ヲ置キ教務

部舍務掛ノ監督ヲ受ケ左ノ事項ヲ負担セシム

一 學資ノ出納ニ関スルコト

二 寄宿生ニ関スル命令達其他ノ事項ヲ伝達スルコト

第四十条 前条各委員ノ撰抜ハ寄宿生ノ互撰投票ニ依リ

寄宿舎規則

之ヲ定ム

但シ被撰者ハ其旨教務部舎務掛ニ届出ツヘシ

第四十一条 委員長ハ委員ヲ監督シ本条第三十九条実行

ノ責ニ任ス

第四十二条 本舎則ニ背戾シタルモノハ退舎ヲ命スルノ

外本校々則第五章懲罰規程ニ依リ処分ス

別紙

入舎願

某儀入舎仕度候ニ付御許可之上ハ食料其他ノ雜費共ニケ月分一時ニ前納可仕候尚翌月ヨリハ其月三日迄ニ無相違上納可致候若シ遲滞候節ハ保証人ヨリ上納可致依テ保証人連署此段奉願候也

年月日

本科第何年級学生

何ノ誰印

甲保証人 何ノ誰印

校長宛

札幌農学校舎則（明治三十二年五月二十二日）

第一条 本校寄宿舎ハ校費生ヲ寄宿セシムル所トス

但シ私費生ト雖モ許可ヲ得テ入舎スルコトヲ得

第二条 本科私費学生ニシテ入舎セント欲スルモノハ左

ノ書式ニ依リ出願スヘシ

（書式）（用紙半紙）

入舎願

私儀入舎仕度候間御許可被成下度御許可ノ上ハ舎則ヲ厳守可仕候此段奉願候也

本科第何年級学生

氏名印

年月日

属籍住所

保証人 氏名印

札幌農学校長氏名殿

第三条 入舎ノ許可ヲ得タル者ハ其日ヨリ三日以内ニ食

料及諸雜費トシテ一箇月分ヲ舎監部ニ差出シ尚翌月ヨ

リハ其月分ヲ五日限り前納スヘシ若シ本人ニ於テ遲滯
スルトキハ保証人ヨリ直ニ辨納スヘシ

第四条 寄宿生ハ本校々則命令達告示等ヲ遵守スルハ勿
論舎内ニアリテハ特ニ風紀ヲ守リ学生タルノ品格ヲ汚
スカ如キ挙動アルヘカラス

第五条 寄宿生ハ酒類若クハ舎内ノ整頓秩序ニ妨害アル
物品ヲ舎内ニ携持スルコトヲ得ス

第六条 寄宿生ハ舎内ニ於テ放歌吟詩高声拍手等ヲナシ
又ハ樂器ヲ用フルコトヲ得ス

第七条 寄宿生ハ左ノ諸件ヲ遵守スヘシ

- 一 室内ヲ清潔整頓ナラシムルコト
 - 二 舎内ニ於テハ靴又ハ草履ヲ用フルコト
 - 三 午前六時乃至七時晨起スルコト
 - 四 午後九時三十分乃至十時三十分就寢スルコト
 - 五 午後十時暖炉ヲ消火スルコト
 - 六 午後十時三十分消燈スルコト
 - 七 外出スルトキハ消火消燈ノ上室内ニ相当ノ締ヲ施
スコト
- 晨起就寢ノ時間ハ撞鐘ヲ以テ之ヲ報ス

第八条 外人ニ面会スルトキハ必ス応接所ニ於テシ舎

内ニ誘引スルコトヲ得ス但シ病氣ノ為メ応接所ニ到ル
コト能ハサルトキハ舎監又ハ当直員ニ申出指揮ヲ受ク
ヘシ点燈後ハ外人ニ面会スルコトヲ得ス但シ已ムヲ
得サル事故アリテ舎監又ハ当直員ノ承認ヲ得タルモノ
ハ此限ニアラス

第九条 舎監部員及巡視ハ何時ニテモ室内ヲ点檢スルコ

トアルヘシ此場合ニ於テ寄宿生ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス
第十条 臨時必要アル場合ニ於テ舎監ハ寄宿生ニ対シ人
員ノ点檢ヲ為ス但シ時宜ニ依リ当直員之ヲ行フコトアル
ルヘシ

第十一条 寄宿生ノ外出時限ハ左ノ如シ

- 一 平日ハ午後九時迄
 - 二 休業日ノ前日及休業日ハ午後十時迄
- 掃舎ノ定刻ヲ過クルトキハ舎内ニ入ルコトヲ許サス
但シ正当ノ理由アルモノハ此ノ限ニアラス
- 第十二条 掃舎定刻ニ後レタル者ハ其理由ヲ詳記シタル
書面ニ保証人連署ノ上三日以内ニ舎監部ニ差出スヘシ
- 第十三条 寄宿生外出スルトキハ制服ヲ着用スヘシ但シ

寄 宿 舎 規 則

正帽袴ヲ着用スルコトヲ得

第十四条 寄宿生已ムヲ得サル事故アリテ外泊セントスルトキハ其事由及其日数ヲ記載シテ保証人連署出願スヘシ

第十五条 寄宿生旅行セントスルトキハ其事由目的地及日数ヲ詳記シ保証人連署ノ上出願スヘシ但シ定期休業中ニ係ルトキハ書面ヲ以テ届出ヘシ

前項ノ場合ニ於テハ発着トモ書面ヲ以テ舎監部ニ届出ヘシ出張ノトキモ亦同シ

第十六条 寄宿舎一室ニ備付ノ物品ハ左ノ如シ

但シ私費生ノ室ニハ椅子卓等備付ケサルコトアルヘシ

椅子 二 卓 二

寢 台 二 置戸棚 一

暖 炉 一 帽子掛 二

陶器壺 一 亜鉛桶 一

紙屑籠 一

第十七条 舎内ニ属スル物品ヲ紛失又ハ毀損シタルトキハ其共用者連帶辨償ノ責ニ任スヘシ

第十八条 卒業シタル者若クハ退舎ヲ命セラレタル者ハ

其日ヨリ三日以内ニ退舎スヘシ

前項ノ場合ニ於テ室内ノ備品ハ舎監部ニ申出檢閲ヲ受クヘシ自己ノ便宜ニ依リ退舎スル者モ亦同シ

第十九条 寄宿生軽症ノ疾病ニ罹リタルトキハ室内ニ於テ医療ヲ受クルコトヲ得若シ一週間ヲ経ルモ治癒セス又ハ重病及伝染病ニ罹リタルトキハ保証人へ通知シ最寄病院ニ入ラシム

第二十条 総テ示違ハ三日ヲ経レハ一般ニ知了シタルモノト認ム

第二十一条 寄宿舎ニ関スル願届ハ総テ舎監部ニ差出スヘシ

第二十二条 食事及浴湯時間ハ左ノ如シ

朝飯 自午前七時至同八時

昼飯 自正午十二時至午後一時

夕飯 自午後五時至同六時

浴湯 日曜日及水曜日自午後三時至同六時

第二十三条 寄宿生中ニ委員長一名委員三名ヲ置キ舎監部ノ監督ヲ受ケ左ノ事項ヲ負担セシム

一 学資ノ出納ニ関スルコト

資 料

二 寄宿生ニ関スル命令達其他ノ事項ヲ伝達スルコト

第二十四條 前条各委員ハ寄宿生ノ互選投票ニ依リ之ヲ

定ム但シ被選者ハ其旨舎監部ニ届出ヘシ

第二十五條 委員長ハ委員ヲ監督シ本舎則第二十三條実

行ノ責ニ任ス

第二十六條 本舎則ニ背戻シタル者ハ退舎ヲ命ス仍ホ情

ノ重キ者ハ本校々則第五章懲罰規程ニ拠リ処分ス

第二十七條 本舎則ハ農芸科寄宿舎ニモ之ヲ適用ス但シ

晨起就褥門限食事浴湯時間及物品備付等ハ舎監部ニ於

テ経伺ノ上別ニ定ムルコトヲ得

札幌農学校寄宿舎告則 (明治三十六年十二月)

第一條 本校寄宿舎ノ綱領ヲ定ムルコト左ノ如シ

一 淳朴ノ風ヲ存シ剛毅ノ徳ヲ養フヘキコト

二 友愛ノ情ヲ篤クシ切悫ノ実ヲ尽スヘキコト

三 礼讓ヲ尚ヒ規律ヲ守ルヘキコト

四 摂生ヲ重シ清潔ヲ務ムヘキコト

第二條 寄宿舎ハ本科学生ヲ寄宿セシムル所トス

但シ各科ノ生徒ヲ入舎セシムルコトアルヘシ

第三條 入舎セント欲スルモノハ左ノ書式ニ拠リ出願ス

ヘシ

但校費生ハ此限ニアラス

(書式)

入 舎 願

私儀今般入舎仕度候ニ付御許可被成下度此段相願

候也

年 月 日 級 名 姓 名 印

札幌農学校長某殿

第四條 入舎ノ許可ヲ得タル者ハ在札保証人連署ノ上左

式ノ在舎証書ヲ差出スヘシ

(書式)

在 舎 証 書

私儀今般御校寄宿舎ニ入舎御許可相成候ニ就テハ

舎則ヲ厳守可仕此段相誓候也

本籍地

何科何年生

寄宿舍規則

年月日

姓名印

前書何某在舍中同人ニ係ル一切ノ事件ハ拙者ニ於テ引受可申候也

現住所

保証人 姓名印

札幌農学校長某殿

第五条 寄宿生ハ猥リニ退舍スルコトヲ許サス

但シ已ムヲ得サル事由ニ因リ退舍セント欲スル者ハ願書ニ其事由ヲ詳記シ保証人連署ノ上学校長宛生徒監部ニ差出スヘシ

第六条 舍内整理ノ為メ委員若干名及各室ニ室長一名ヲ置ク

第七条 食料ハ毎月末日限生徒監部ノ檢証ヲ経テ賄方ニ支払フヘシ若シ之ヲ支払ハサル者アルトキハ保証人ヨリ徴収スヘシ

第八条 寄宿生ハ左ノ諸件ヲ遵守スヘシ

- 一 静粛ヲ守リ凡テ他人ノ勤學ニ妨害アル所行ヲ為サ、ルコト
- 二 日常制服又ハ袴ヲ着用スルコト

三 舍内ニ於テハ草履若クハ上靴ヲ用ユルコト

四 常ニ室内ノ清潔整頓ニ注意スルコト

五 常ニ火元ニ注意シ消燈後恣ニ点火セサルコト

第九条 起床、食事、入浴、外出、就褥及消燈ノ時間ハ左ノ通り定ム

月	起床	朝食	昼食	夕食	入浴	外出	就褥及消燈
五、六、七、八、九、十、三、四、	午前五時三十分	同六時三十分乃至七時三十分	正午十二時乃至一時三十分	午後五時三十分乃至六時三十分	午後四時三十分乃至七時三十分	平日ハ午後九時迄休業日及午後十一時迄	午後十一時
一、二、	午前七時	乃至八時	右同	午後五時三十分乃至七時三十分	午後四時三十分乃至七時三十分	平日ハ午後八時迄	右同
三、四、	午前六時	右同	右同	午後五時	午後四時	平日ハ午後八時迄	右同
五、六、七、八、九、十、	午前七時	乃至八時	右同	午後五時	午後四時	平日ハ午後八時迄	右同

但シ時宜ニ依リ変更スルコトアルヘシ

第十条 定時限ニ帰舍スル能ハサル者ハ子メ生徒監部ニ願出許可ヲ受クヘシ

第十一条 定時限ニ後レ帰舍スル者ハ出先ノ証明ニ保証人ノ認印ヲ得テ届出ツヘシ

但保証人ノ認印ヲ得ル能ハサル場合ニハ其翌日手續

資 料

ヲ為スヘシ

第十二条 外来人ニ面会スルトキハ必ス応接所ニ於テシ

舎内ニ誘引スルコトヲ得ス

但シ病氣ノ為メ応接所ニ到ルコト能ハサルトキハ生

徒監又ハ部員ニ申出指揮ヲ受クヘシ点燈後ハ外来人ニ

面会スルコトヲ得ス但シ止ヲ得サル事故アリテ生徒監

又ハ部員ノ承認ヲ得タルモノハ此限ニアラス

第十三条 生徒監及部員ハ何時ニテモ室内ヲ点検スルコ

トアルヘシ

此場合ニ於テハ寄宿生ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第十四条 寄宿生外出スルトキハ制服ヲ着用スヘシ

但シ正帽及袴ヲ用ユルコトヲ得

第十五条 寄宿生不得止事故アリテ旅行若クハ外泊セン

トスルトキハ其事由及日数ヲ記載シテ保証人連署ノ上

学校長宛生徒監部ニ出願スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ其出発及帰舎ノ日時ヲ生徒監部

ニ届出ツヘシ

第十六条 寄宿舎一室ニ備付ノ物品左ノ如シ

- 一 椅 子 四個 一 卓 四個

一 寢台(引出付) 四個 一 帽 子 掛 一個

一 陶 器 壺 二個 一 皿 鉛 桶 一個

一 紙 屑 籠 一個

第十七条 舎内ニ属スル物品ヲ紛失又ハ毀損シタルトキ

ハ其使用者連帯弁償ノ責ニ任スヘシ

第十八条 退舎スルモノハ生徒監部ノ検閲ヲ受ケ室内ノ

備品ヲ返納スヘシ

第十九条 寄宿生輕症ノ疾病ニ罹リタルトキハ室内ニ於

テ医療ヲ受クルコトヲ得重病或ハ伝染病ニ罹リタルト

キハ保証人ニ通知シ退舎セシムルモノトス

第二十条 総テ示達ハ三日ヲ経レハ一般ニ知了シタルモ

ノト認ム

但シ急速ノ場合ニハ委員ニ伝達セシムルコトアルヘ

シ

第二十一条 寄宿舎ニ関スル願届ハ室長及委員ヲ経テ生

徒監部ニ差出スヘシ

第二十二条 本舎則又ハ時々ノ示達ニ違背スル者アルト

キハ情状ニ依リ退舎ヲ命ス仍ホ情ノ重キ者ハ本校校則

第五章懲罰規程ニ拠リ処分ス

寄宿舎規則

第二十三条 寄宿生ハ第一条ニ掲クル綱領ニ基キ寄宿生
規約ヲ定メ学校長ノ認可ヲ經テ之ヲ実行スヘシ

寄宿舎舎則(明治四十年九月二十七日)

第一条 本学寄宿舎ノ綱領ヲ定ムルコト左ノ如シ

一 淳朴ノ風ヲ養ヒ剛毅ノ徳ヲ成シ特ニ公德ヲ重スヘ
キコト

二 友愛ノ情ヲ篤クシ切悃ノ実ヲ尽シ互ニ一家人ノ如
ク親ムヘキコト

三 礼讓ヲ尚ヒ規律ヲ守ルヘキコト

第四条 撰生ヲ重シ清潔ヲ務ムヘキコト

第二条 寄宿舎ハ本大学学生及同大学予科生徒ヲ寄宿セ
シムル所トス
但シ他科生徒ヲ入舎セシムルコトアルヘシ

第三条 入舎セント欲スル者ハ左ノ書式ニ拠リ本学学医
ノ健康診断書ヲ添ヘテ願出ツヘシ
(書式)

入舎願

私儀今般入舎致度候ニ付御許可被成下度及御願候
也

原籍地
現住所
科級名

年月日

学長宛

姓名印

第四条 舎生ハ猥ニ退舎スルコトヲ許サス

但シ已ムヲ得ス退舎セント欲スル者ハ願書ニ事由書
又ハ診断書ヲ添ヘテ学長宛学生監部ニ願出ツヘシ

第五条 一度退舎シタル者ハ再ヒ入舎スルコトヲ得ス
若シ特別ノ事情アリト認めタル者ハ詮議ノ上之ヲ許可
スルコトアルヘシ

第六条 舎内整理ノ為メ委員若干名及各室ニ室長ヲ置キ
学生監部監督ノ下ニ自治ヲ行ハシム

第七条 毎月末日限舎費ハ会計課ニ納付シ食費ハ賄方ニ
仕払フヘシ

第八条 舎生ハ左ノ諸件ヲ遵守スヘシ

一 静肅ヲ守リ凡テ他人ノ勤学ニ妨害トナルヘキ所行

資 料

- ヲ為サ、ルコト
- 二 外出ノ時ハ勿論舎内ニ於テモ日常制服又ハ袴ヲ着用スルコト
- 三 舎内ニ於テハ草履若クハ上靴ヲ用ユルコト
- 四 常ニ室内ノ清潔整頓ニ注意スルコト
- 五 室内備付ノ器具ハ猥ニ所定ノ位置ヲ變ヘサルコト
- 六 銃器彈藥其ノ他ノ危險物ヲ猥ニ舎内ニ携帯セサルコト

七 常ニ火元ニ注意シ消燈後恣ニ点火セサルコト

第九條 舎内起居ノ時間ハ左ノ如シ

月	起床	朝食	昼食	夕食	入浴	診察	外出	就寢
五、六、七、八、九、十、十一、十二、	午前五時三十分	午前六時三十分	午後五時三十分	午後四時三十分	午後四時三十分	木曜日午後三時ヨリ	午後十時	消燈
一、二、三、四、	午前七時	午前七時	午後五時	午後五時	迄	迄	午後十一時	

第十條 定時限外外出者ハ予メ学生監部ニ願出テ許可ヲ受クヘシ

但シ午後十一時ヲ過クルコトヲ得ス

第十一條 定時限ニ後レタル者ハ出先ノ証明書ヲ得テ届出ツヘシ

第十二條 外来人ニ面会スルトキハ必ス応接所ニ於テスヘシ応接所ニ至ルコト能ハサルトキハ学生監部ニ申出テ指揮ヲ受クヘシ

第十三條 学生監及部員ハ室内ヲ点檢スルコトアルヘシ
舎生ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第十四條 舎生旅行若クハ外泊セントスル時ハ其事由及日數ヲ記載シテ学長宛学生監部ニ願出テ許可ヲ受クヘシ

但シ旅行ノ場合ハ其發着毎ニ学生監部ニ届出ツヘシ

第十五條 舎一室ニ備付ノ物品左ノ如シ

- 椅子 四個 卓 四個
- 寢台 四個 帽子掛 一個
- 陶器壺 二個 亜鉛桶 一個
- 紙屑籠 一個

第十六條 室内ニ属スル物品ヲ紛失又ハ毀損シタルモノハ之ヲ辨償セシム

第十七條 退舎スルモノハ室内ノ備品ヲ学生監部ニ返納

寄宿舎規則

スヘシ

第十八条 舎生重病或ハ伝染病ニ罹リタル時ハ退舎セシ

ム

但輕症者ハ室内ニ於テ医療ヲ受クルコトヲ得

第十九条 舎生ノ提出書類ハ総テ委員長ヲ經テ差出スヘシ

シ

第二十条 舎生ハ本則第一条ニ掲グル綱領ニ基キ舎生規約ヲ定メ学長ノ許可ヲ受クヘシ

第二十一条 本舎則示達及舎生規約ニ違背スル者ハ退舎ヲ命ス

情ノ重キ者ハ本学学則第一章第三節第九条ニ拠リ処分ス

但シ舎生規約違反者ハ委員長ノ申請ヲ待テ処分ス

寄宿舎規程（大正十五年九月三十日）

第一条 本学寄宿舎ハ予科生徒ヲ寄宿セシムルモノトス

第二条 入舎セントスルモノハ所定ノ願書ニ学医ノ健康診断書ヲ添ヘテ学生主事ニ差出スヘシ

第三条 所定ノ手續ヲ経タル後学生主事ニ面会シ学生主事

事請問ノ上其ノ銓衡ニ合格シタルモノニ入舎ヲ許可ス

第四条 寄宿舎各室ノ人員配置ハ学生主事之ヲ定ム

第五条 転室ノ場合ハ其ノ旨学生主事ニ願出テ許可ヲ受クヘシ

第六条 舎生ハ猥ニ退舎スルコトヲ得ス 但シ病氣又ハ已ムヲ得サル事由ニ依リ退舎セントスル場合ハ診断書又ハ事由書ヲ具シテ願出テ学生主事ノ許可ヲ受クヘシ

第七条 寄宿料ハ一人一箇月金弍円五拾錢トシ毎月其ノ月末日マテニ會計課ニ納付スルモノトス但シ十五日以降ニ入舎シタル場合及十五日以前ニ退舎シタル場合ハ其ノ月ノ寄宿料ハ半額トシ閉舎一箇月ニ亘ルトキハ之ヲ徴収セス十五日以上ノ場合ハ半減トス

第八条 寄宿料納付ノ義務ヲ怠リタル者又ハ舎則ニ違背シタル者ニハ退舎ヲ命ス

第九条 中途退舎スル者又ハハ中途退舎ヲ命セラレタル者ハ即時寄宿料ヲ納付スヘシ

第十条 既納ノ寄宿料ハ如何ナル理由アルモ之ヲ還付セ

ス

第十一条 寄宿料ハ外泊又ハ旅行等ノ為在舎セサルコト

資 料

アルモ之ヲ徴収ス

第十二条 舎内ノ物品ヲ毀損又ハ亡失シタル者ニハ情状

ニ依リ之ヲ弁償セシメ毀損又ハ亡失シタル者判明セサルトキハ舎生一同ヲシテ弁償セシム

第十三条 舎生ニシテ疾病ニ罹リタルトキハ其ノ種類症

状ニ依リ期限ヲ付シ退舎又ハ外泊セシムルコトアルヘシ前項ノ外泊十五日以上ニ及フトキハ寄宿料ヲ減額又ハ免除スルコトヲ得

第十四条 本規程ニ関シ必要ナル細則ハ別ニ之ヲ定ム

附 則

本舎則ハ大正十五年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

寄宿舎規程（昭和二十四年四月一日）

第一条 本学寄宿舎は学生生徒を寄宿させるものとし舎

生が協同生活を通じて友情を培い学問を収め教養をつみ人間たるの資質を錬磨することを目的とする。

第二条 入舎しようとする者は所定の願書に医師の健康診断書を添え期日迄に所定の手続を経て学長に提出す

るものとする。

第三条 入舎しようとする者の詮衡は舎生が別に定める

舎則に基いて之を行いその結果により学長は入舎を決定する。入舎の手続に関しては舎則に之を定める。

第四条 寄宿舎の定員及各室の人員配置は舎則に之を定める。

第五条 舎生の在舎年限は舎則に之を定める。

第六条 疾病その他の事由によつて協同生活に適しないと認められた者及び故なく第七条の舎費を所定の期日迄に納入を怠り催告を受けても尚納入しない者は学長

之に退舎を命ずることがある。

右の事情が消滅した後再入舎を希望する者は事情斟酌の上優先的に入舎させることがある。

舎生の退舎再入舎に関してはこの規程に定めるものの外に舎則に定める所による。

第七条 舎生は所定の舎費その他の経費を左記に依り納入するものとする。

一 寄宿舎費は一人一ヶ年金參百円とし年二期に分ち之を徴収する。

寄宿舍規則

期別	期間	金額	徴収期間
第一期	自 四月 至 九月	金 參 百 円	自 四月十一日 至 四月二十日
第二期	自 十月 至 三月	金 參 百 円	自 十月十一日 至 十月二十日

但し中途入舎の者はその期分を入舎を許可された日から十日以内に納入するものとする。

中途退舎の者舎費未納ある場合は即時納付するものとする。

二 一旦納入した舎費は、如何なる理由によるも之を返付しない。

三 其の他の経費は舎則の定める所による。

第八条 舎内の物品を毀損又は亡失した者には情状により之を弁償させることがある。尚毎年期日を定めて備品調査を行うものとする。

第九条 寄宿舍の運営はこの規程によるの外は舎則に基いて舎生の自治に依つて行い舎則の改変は学長の承認を要する。

第十条 寄宿舍の管理は学長の命ずる者之を行う。

附 則

この規程は、昭和二十四年四月一日から之を施行する。

北海道大学学寮規則（昭和二十九年九月一日）

第一条 北海道大学に左の学寮を置き、本学学生を収容する。

恵迪寮、北学寮、進修学寮、桑園学寮、月寒学寮、

楡影寮、女子寮、北晨寮、啓徳寮

第二条 各学寮は、本規則にのっとり自治運営に関する

寮則をもうけ之を学生部長に届出ねばならない。

第三条 各寮定員は別表で定める。

定員を超えて入寮させるときは、当該学寮に諮らなければならぬ。

第四条 各学寮は、入寮生を詮衡決定し之を書面により学生部長に届出る。

学生部長は、各学寮が決定したものに入寮を許可する。

第五条 寮生は寮費として一人月額一〇〇円を納入しな

ければならない。

正当の理由なく納入を怠り催告を受けてもなお納入しないものには退寮を命ずることがある。

納入の方法は別に定めるところによる。

納入した寮費は、如何なる理由によるも返付しない。

第六条 左のものは在寮することはできない。

一 学医により健康上集団生活に適さないものと認められたもの

一 本学学生たる身分を失つたもの

一 各寮の寮則により退寮を決定されたもの

第七条 学寮の建物及施設を毀損又は亡失したものに對しては、弁償させることがある。

第八条 寮生以外の者を仮泊させてはならない。止むをえない場合には、寮の代表者を経て所定の手続書類により事前に学生部長に願出するものとする。但し、事前に願出することが困難な場合には、事後に届出るものとする。

第九条 寮内に於ける寮が主催する寮外者を含む行事は、事前に学生部長に届出なければならない。

附 則

この規則は、昭和二十九年九月一日から施行する。
寄宿舎規程は、これを廃止する。

別 表

学寮名	定員数	学寮名	定員数
恵迪寮	三二〇名	楡影寮	五三名
北学寮	八〇名	女子寮	二〇名
進修学寮	二九名	北晨寮	二八〇名
桑園学寮	四〇名	啓徳寮	三二名
月寒学寮	二二名		

北海道大学学寮規則

(昭和四十一年六月二十四日)

(目的)

第一条 この規則は、北海道大学(以下「大学」という。)における学寮の管理運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(学寮の管理運営責任者)

第二条 学寮の管理運営責任者は、学生部長（水産学部寮については、水産学部長）とし、各学寮の収容対象及び収容定員は、別表に掲げるとおりとする。

(管理運営に関する審議)

第三条 学寮の管理運営に関する方針及び方策は、学生部委員会において審議する。

(入寮願)

第四条 学寮に入寮を希望する者は、所定の入寮願に大学が指定する書類を添えて、学寮の管理運営責任者に提出しなければならない。

(入寮の許可)

第五条 入寮の許可は、管理運営責任者がこれを行なう。

2 寮生は、管理運営責任者が入寮の許可を行なうにあたり、事前に、入寮を適当と考える者について、意見を具申することができる。

3 寮生から前項の意見の具申があったときは、管理運営責任者は、これを尊重する。

(入寮手続)

第六条 入寮の許可を受けた者は、指定された期限内に、管理運営責任者に所定の入寮届を提出し、入寮しなければならぬ。

2 入寮の許可を受けた者が、前項の手続を理由なく怠ったときは、管理運営責任者は当該入寮の許可を取り消すものとする。

(寄宿料)

第七条 寮生は、寄宿料月額三〇〇円（木造建寮にあつては、月額一〇〇円）を毎月所定の日までに納付しなければならない。

2 入退寮の日が月の中途である場合にあつても、寄宿料は、一カ月分納付しなければならない。

3 既納の寄宿料は、還付しない。

(光熱水料等の経費の負担)

第八条 個人の生活に必要な光熱水料等の経費は、寮生の負担とする。

2 寮生は、前項の光熱水料等の経費については大学の定める額を、毎月所定の日までに、管理運営責任者の

指定する者に納めなければならない。

(施設保全の義務)

第九條 寮生は、学寮の施設・設備・備品等を常に正常な状態において保全することに意を用い、次の各号の定めるところに従わなければならない。

一 管理運営責任者の許可なくして、施設・設備・備品等を、その目的以外に使用し、又は工作を加えないこと。

二 施設・設備・備品等を滅失、破損又は汚染したときは、その原状回復に必要な経費を弁償すること。

三 防火管理、保健衛生管理、災害防止その他について、大学が行なう指示に従い積極的にこれに協力すること。

(退寮)

第十條 退寮を希望する者は、事前に管理運営責任者に所定の退寮届を提出しなければならない。

第十一條 寮生が、次の各号のいずれかに該当するときは、すみやかに退寮させるものとする。

一 本学学生の身分を失った者

二 在寮期限を超えた者

三 長期の休学者

四 三月以上寄宿料を滞納した者

五 学医により健康上集団生活に適さないと認められた者

六 学寮規則に違反し、管理運営上著しく支障があると認められた者

(寮生以外の者の宿泊)

第十二條 学寮には、寮生以外の者を宿泊させてはならない。ただし、やむを得ない理由による場合は、寮生の代表をへて、事前に所定の申請書を管理運営責任者に提出し、許可を得なければならない。

(寮生が行なう行事等)

第十三條 学寮内で、寮外者を含む集会又は行事を行なうときは、事前に管理運営責任者の承認を得なければならない。

(共同生活の自主的規律)

第十四條 各学寮の寮生は、本規則にのっとり共同生活の自主的運営に関する寮規約をもうけ、これを管理運

寄宿舎規則

学寮の名称	収容対象	収容定員
啓徳寮	"	三〇名
北晨寮	水産学部の男子学生（移行後の学生を含む）	二三〇名
女子寮	女子学生	二三名
楡影寮	"	四八名
月寒学寮	"	二三名
桑園学寮	"	三七名
進修学寮	"	二八名
北学寮	学部の男子学生（水産学部を除く）	七八名
恵迪寮	教養部の男子学生	三二八名

別表

この規則は、昭和四十一年七月一日から施行する。

附則

第十五条 この規則の施行に關し、必要な事項は、学長の承認を得て管理運営責任者が定める。

（責任者に届けるものとする。）

（細則等の委任）

北海道大学学生寮規則

（昭和五十七年十二月二十二日）

（設置）

第一条 北海道大学（以下「本学」という。）に、学生寮を置く。

（目的）

第二条 学生寮は、本学の学生（外国人留学生を含む。以下同じ。）に対し、学生生活のための良好な環境を提
供し、もってその勉学に資することを目的とする。

（管理運営責任者）

第三条 学生寮の管理運営責任者は、学生部長とする。

ただし、函館地区に置く学生寮の管理運営責任者は、水産学部長とする。

（管理運営に関する審議）

第四条 学生寮の管理運営に関する基本方針は、学生部委員会がこれを審議する。

(定員)

第五条 学生寮の定員は、別表第一のとおりとする。

(入寮願)

第六条 学生寮に入寮を希望する学生（入学試験合格者を含む。第八条において同じ。）は、所定の入寮願に係書類を添えて管理運営責任者に願ひ出るものとする。

(入寮の選考及び許可)

第七条 入寮の選考は、別に定める北海道大学学生寮入寮選考基準により、管理運営責任者が行うものとする。

2 入寮の許可は、前項の選考の結果に基づき、管理運営責任者が行うものとする。

(入寮の手續及び許可の取消し)

第八条 入寮の許可を受けた学生は、指定された期日までに、所定の入寮誓約書及び入寮届を管理運営責任者に提出するものとする。

2 入寮の許可を受けた学生が、特別の事由がなく、指定された期日までに前項の手續きを怠ったとき又は第六条に規定する入寮願及び関係書類に虚偽の事実を記

載したことが判明したときは、管理運営責任者は、入寮の許可を取り消すことがある。

(入寮の時期)

第九条 入寮の時期は、学年始めとする。ただし、欠員がある場合には、学年の中途においても入寮させることがある。

(在寮期間)

第十条 在寮期間は、当該学生の最短修業年限の範囲内とする。ただし、特別の事由がある場合には、この期間を延長することがある。

(寄宿料)

第十一条 学生寮に入寮した学生（以下「寮生」という。）は、国立の学校における授業料その他の費用に関する省令（昭和三十六年文部省令第九号）に定められた寄宿料を毎月所定の期日までに、本学が指定する者に納付するものとする。

2 入寮又は退寮の日が月の中途であっても、寄宿料は、一か月分を納付するものとする。

3 既納の寄宿料は、還付しない。

4 特別な事由により寄宿料の納付が困難な寮生に対しては、別に定めるところにより、寄宿料を免除するところがある。

(光熱水料等経費の負担)

第十二条 学生寮において、寮生が消費する光熱水料等の経費は、寮生がこれを負担するものとする。

2 学生寮において、本学が管理運営上必要と認められた経費は、本学がこれを負担するものとする。

3 前二項の経費の負担区分は、別表第二に掲げるとおりとする。

4 寮生の負担する経費は、毎月所定の期日まで本学が指定する者に納付するものとする。

(施設等の保全の義務)

第十三条 寮生は、学生寮の施設、設備及び備品等を常に良好な状態で維持・保全し、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- 一 管理運営責任者の許可なくして、施設、設備及び備品等をその用途以外に使用し又は工作しないこと。

二 故意又は過失により、施設、設備及び備品等を滅失、損傷又は汚染した場合は、その原状回復に要する経費を弁償すること。

三 火災及び盗難の防止その他の学生寮の管理運営上必要な事項について、管理運営責任者の指示に従うこと。

四 学生寮内に伝染病(学校保健法施行規則第十九条に規定する伝染病)が発生したとき又はその疑いがあるときは、速やかに管理運営責任者に届け出ること。

(退寮届)

第十四条 退寮しようとする寮生は、指定された期日までに、所定の退寮届を管理運営責任者に提出するものとする。

(退寮措置)

第十五条 寮生が次の各号の一に該当するときは、管理運営責任者は、退寮を命ずるものとする。

- 一 本学の学生の身分を失ったとき。
- 二 第十条に定める在寮期間を超えたとき。

資料

- 三 寄宿料及び寮生が消費する光熱水料等の経費の納付を怠り、三か月以上滞納したとき。
- 二 寮生が次の各号の一に該当するときは、管理運営責任者は、退寮を命ずることができる。
 - 一 長期の休学をしたとき。
 - 二 三か月以上の停学処分を受けたとき。
 - 三 医師により、疾病その他保健衛生上共同生活に適さないと認められたとき。
 - 四 学生寮の秩序又は風紀を乱し、他の寮生に著しく迷惑を及ぼす行為があったと認められたとき。
 - 五 その他この規則に違反し、学生寮の管理運営上著しく支障をきたす行為があったとき。

(退寮時等の点検)

- 第十六条 寮生は、退寮時又は転室時に居室その他居室に附属する設備及び備品等について、管理運営責任者が指定する者の点検を受けるものとする。

(寮生以外の者の宿泊の禁止)

- 第十七条 学生寮においては、当該学生寮の寮生以外の者の宿泊は禁止する。

(委任)

- 第十八条 この規則に定めるもののほか、学生寮の管理運営に關し必要な事項は、学生部長が別に定める。

附則

この規則は、昭和五十八年四月一日から施行する。

別表第一

学生寮	対象学生	定員
札幌地区の男子寮	教養部男子学生（水産学部移行後の学生を除く。） 学部男子学生（水産学部学生を除く。） 大学院男子学生（水産学研究所の学生を除く。） 外国人留学生男子学生	二七〇名 二二〇名 五〇名 四〇名
函館地区の男子寮	水産学部男子学生（水産学部移行後の学生を含む。）、水産学部特設専攻科男子学生及び大学院水産学研究所男子学生	二三〇名
計		八一〇名

寄宿舎規則

別表第二

(一) 札幌地区の男子寮の負担区分

室名等	電 気		水 道		ガ ス		燃料(暖房)		そ の 他	
	寮生	大学	寮生	大学	寮生	大学	寮生	大学	寮生	大学
居 室	○						○			
補食談話室	○		○		○		○			
洗面、洗濯室	○		○				○			
便所(寮棟)	○		○				○			
倉庫(＃)	○									
浴室、脱衣室	○		○				○			
玄 関		○		○						
下 足 室		○								
ホ ー ル		○		○				○		
共同談話室(1,2階)		○		○				○		
事 務 室		○		○		○		○		
宿 直 室		○				○		○		
用 務 員 室		○		○		○		○		
物 品 庫(共用棟)		○								
便 所(＃)		○		○				○		
図 書 室		○		○				○		
資 料 室		○		○				○		
語 学 演 習 室		○		○				○		
休 養 医 務 室		○		○		○		○		
面 談 室		○		○		○		○		
小 会 議 室		○						○		
機 械 室		○								
電 気 室		○								
保 守 管 理 室		○				○		○		
休 息 室		○				○		○		
ユニットバス及び前室		○		○		○		○		
廊 下、階 段		○								
常 備 燈		○								
清 掃		○		○						
防 火 用 水				○						
基 本 料 金		○		○		○				
トイレットペーパー									○	○

別表第二

(二) 函館地区の男子寮の負担区分

負担区分 室名等	電 気		水 道		ガ ス		燃料(暖房)		そ の 他	
	寮生	大学	寮生	大学	寮生	大学	寮生	大学	寮生	大学
居 室	○						○			
洗 濯 室	○		○				○			
便 所	○		○				○			
手 洗	○		○				○			
洗 面 所	○		○				○			
風 呂	○		○				○			
脱 衣 室	○						○			
職 員 休 憩 室		○						○		
厨 房	○		○		○					
食 堂	○						○			
補 食 保 管 室	○						○			
会 議 室		○						○		
面 談 室		○						○		
集 会 室		○						○		
和 室		○						○		
倉 庫		○						○		
便 所(職員用)		○		○				○		
更 衣 室(")		○						○		
ホ ー ル		○		○				○		
事 務 室		○		○				○		
ボ イ ラ ー 室		○		○						
廊 下、階 段		○								
常 備 燈		○								
清 掃		○		○						
防 火 用 水		○		○						
基 本 料 金		○		○						
トイレットペーパー									○	○
人 件 費(炊事人)									○	

学寮建設準備小委員会の経過報告(昭和三十八年五月二十五日)

北海道大学学生部委員会学寮建設準備小委員会

学長よりの諮問に基き、昭和三十七年十二月十八日、学生部委員会のうちに標題の小委員会が組織された。当初は学生部長が小委員会の委員長をつとめたが、その後は学生部長を除く小委員会委員のうちから委員長が互選され、小委員会は別表(省略)に示す構成となった。

小委員会は、昭和三十七年学徒厚生審議会より文部大臣に答申された「大学における学寮の管理、運営の改善とその整備目標について」その他の資料を参考として、

(一)学寮の基本的意義、(二)北大の学寮の管理、運営の現状と今後のあり方、(三)新学寮の施設計画などの諸項目について、今日までに合計十一回の会合を開いて慎重審議を重ねてきた。なお、その過程において全学的に選出された学生代表三十五名(学生数に応じて員数を各学部、大学院および各学寮に割当て、その選出は学生に委任した)

とも合計四回、延べ十数時間にわたって懇談し、学生からも素直、真摯な意見と希望とを聴取した。

このようにしてまとめられた小委員会の意見は、学部で起案される昭和三十九年度の学寮建設予算要求書のうちに組込まれているが、書類の性質上それでは意のつくせない部分もあるので、新学寮のあり方について、小委員会が到達した見解をここに一応とりまとめて報告したいと思う。

一、学寮の基本的意義

学寮は学生の経済生活に対しても多大の効果をもつことはもちろんであるが、学生の人間形成の場としての学寮のもつ教育的効果がとくに重要視される。この意味において学寮は大学における教育施設の一部とみなされ

る。

二、学寮の管理・運営の現状と今後のあり方

学寮が大学における教育施設であるとすれば、その管理・運営の最終責任は当然大学にあるわけである。しかし、学生を信頼して学生による学寮の自主的運営を承認し、学生に民主的共同生活を体験させることによってこそ学寮のもつ教育的効果が著しく発揮されることも重要視されなければならない。したがって、大学が学寮の運営を実質的に学生にどこまでまかせるかの問題は、学寮の取扱いには慎重を期さなければならないわけである。小委員会には、この問題を個々の具体的項目にまで分析し、北大の学寮の現状をも考慮して次のような見解に到達した。

(一) 新学寮の場合にも、北大学寮規則の第二条に従って、学生は寮の自主的運営に関する寮則をもうけることになるが、学生はそれを学生部長に届出なければならないことは当然である。

(二) 入寮者の選考を学生にまかせるかどうかの問題は、学寮の自治の限界を規定する最も重要な問題とみなされる。この点については、北大学寮規則の第四条に「各学寮は入寮生を選考決定しこれを書面により、学生部長に届出る。学生部長は各学寮が決定した者に入寮を許可する」と規定されており、今日まで条文通り実施され、学生の意見が尊重されてきた。

ここで、さらに学生による入寮者選考の現状をみると、学生は毎年投票によって選考委員を選出して、そのための特別委員会を組織し、この委員会は学生部と選考に必要な書類並びに事務手続きに関する事項について事前打合せの上、入寮者を選考するという至極民主的、妥当な方法をとっている。

他方、大学が入寮者の選考に深く介入することは、学寮の自主的運営に対する学生の熱意と責任感とを失わせることになるので、新学寮の場合にも慣例に従い、入寮者の選考を実質的に学生にまかせるゆき方が推奨される。

(三) 学寮に、学寮の自治組織とその活動その他に対する

いわゆる助言者をおく問題は、学徒厚生審議会の答申においても、重要項目として、とりあげられているが、同時にこの種の助言者を学寮内に配置させることによつてひきおこされる逆効果の面も指摘されている。現実、助言者と名づけられている個々の教官が、高度の責任感をもたせて自治生活を体験させている学生に対して、はたして積極的に、効果的な助言をすることができるとは、うかば、はなはだ疑問といわなければならない。

しかし、大学が教育施設である学寮の運営を学生にまかせたままにして、それに全く無関心であるということに許されないとすると、要はどのようにすれば相互の信頼のもとに学寮において発生すべき全般的また個人的問題に対して、学生に好意的助言が与えられるかの実施方法の問題に帰することができるわけである。

この点については、この小委員会が、現在の学寮の委員を含む学生代表と、なごやかな相互の信頼のふん囲気の中に、新学寮の運営から施設にわたる諸問題について、隔意のない意見の交換を行ない、多くの点で意見の一致をみた実績にかんがみ、学生部職員、教官（学生部

委員）及び学生代表の三者から構成される「学寮運営協議会」のような機関を組織しておく、随時学生側からの相談に応じられる体制を整えておくゆき方が適当と思われる。学生の個人的相談については、この協議会の職員と特定の医師が担当することに規定しておけば、実際的には充分目的を達成できるものと思われる。

(四)学寮の従業員を採用、解雇などについても、学生による学寮の自主的運営の観点から、学生の意見は充分重んじられるべきであり、また学寮の本来の意義にかんがみ、これらの人々がなるべく国費によつて雇傭されることが望ましく、なお経費の負担区分についても、同様な観点から学生の負担を極力軽減するような考慮が望ましい。

(五)学寮内の行事とか学寮内特定施設の使用などについても、許可制をとるゆき方も考えられるが、現在は届出制がとられ、実質的に学生の自主的運営にまかされている。この慣例は新学寮にも存続されることが適当と思われる。

資 新学寮の施設計画をどうするかの問題は、小委員会に

課せられた最重検討項目とみなされるが、小委員会の見解は全面的に新計画図面にとり入れられるので、こゝには二、三の基本的な項目だけをとりだして述べることにする。

(一) 学寮の規模

学寮が教育施設であるという考えをおし進めると、全寮制が問題となり、とくに教養部学生の場合にそれが考慮の対象となる。しかし、現実に全面的に全寮制とする場合の学寮の規模と工事の進捗さらに管理・運営面を考えると、このようなゆき方にはかなりの難点があることがわかる。

従つて、北大の地理的特異性を考慮すると教養寮については全寮制、他については自宅外通学者の全員収容が望ましいが、差し当りの第一期工事としては、全体を通じて自宅外通学者の $\frac{1}{3}$ 程度の収容を目標とするのが適当と思われる。

(二) 学寮の種類

大学院、学部および教養部（女子は別とする）の学生を同居させ、相互の人的接触を密にさせるゆき方は、確かに学寮の教育効果を高める魅力的な方法ではあるが、このような学寮は比較的少人数の場合にのみその意義が認められ、今次の計画のように約一、〇〇〇名（水産学部を除く）の収容を目標とする場合には、全般的なまりの観点からも、また施設の構造上からも、効果的なゆき方とはみなされない。

結局、先輩と後輩の接触の特長も部分的にとり入れられ、共通の食堂、談話室、体育室などを含む中央棟を中心とし、大学院、学部および教養部の各寮をろう下によつて接続して総合寮とするゆき方が推奨される。

四、結 び

以上において、北大の新学寮のあり方について小委員の到達した見解を述べたが、北大の歴史的、地理的特殊性と北大の学寮の現状とにかんがみ、何としても北大に新学寮の速やかな実現が望ましく、これは今次委員会の

経過をみても、小委員会委員はもとより、学生代表を含めた全員の一致した熱望であった。この観点からは、大が差し当りは新学寮の実現に向って最大の努力を傾注されることが望ましく、新学寮の管理・運営の具体的細目は、新学寮の建設の過程において、学内問題としてさらに審議の機会があるものと思われる。

北海道大学における新学寮の管理運営のあり方について〈答申〉

(昭和三十九年一月二十一日)

北海道大学学生部委員会

本委員会は、北海道大学における新学寮の管理運営のあり方について、全体会議および小委員会において慎重に審議し検討した結果、別紙の結論に到達しましたので答申いたします。

新学寮の管理運営のあり方

学寮は、学生の人間形成の場として大学に設けられる教育施設である。従って、大学はその基本的な職務権能として、学寮の施設・設備を管理しなければならないとともに、入寮許可及び退寮処分を決定し、寮内活動等の学寮運営についてもその責任においてこれを指導しなければならぬ。しかしながら学寮の管理・運営にあたっては、最も教育的効果があるように、特に慎重な配慮が必要である。そのために考慮すべき各種の問題につき

北海道大学の学寮の現状を調査し、他大学の学寮をも参照して具体的に検討した結果、学生部委員会は、新学寮の管理・運営のあり方につき次のように考える。

- (一)、入寮者選考、寮内活動等の学寮の運営については、学生にその能力があるかぎり、学生による自主的運営を承認し、学生に民主的共同生活を体験させることによつて、学寮のもつ教育的効果が著しく発揮されることとが重視されなければならない。しかも、北海道大学の学生には、現状においては、その能力があるものと認められる。従つて、入寮者の選考は学生にまかせ、その他寮内活動等の学寮の運営は、一般には、学生の自主的運営にまかせるのが適當である。
- (二)、学寮の自治組織とその活動等に対する指導、助言に

ついで、高度の責任感をもたせて自治生活を体験させている学生に対して、積極的に、効果的な助言をすることは困難であるのみならず、日常、積極的に助言をすることは、教育的効果をあげるために適当でない。しかし、大学が教育施設である学寮の運営を学生にまかせきって、それに無関心であることはもとより許されない。従って関係教官、関係事務官及び寮生代表の三者により構成され、必要に応じて寮外学生の代表をも含む、「学寮運営協議会」のような機関を設けて、随時学生側からの相談にも応じられる体制を整えておくのが適当である。学寮の管理・運営上生ずる諸問題は、全般にわたって、この「学寮運営協議会」における意見の交換を通して、処理するのが望ましい。この「学寮運営協議会」がその機能を十分に発揮するためには、特に教官の積極的な活動が期待される。

(三)、学寮の施設、設備は大学に所属する国有財産であるから、大学は、直接その全責任において法令に基きこれを管理しなければならないことは言うまでもないが、特に、学寮においては昼夜の区別なく現実に学寮

としての活動が行われており、かつ、新学寮は著しく大規模なものであることを充分に考慮して有効、適切な管理が行われなければならない。

(四)、学寮における健康・衛生・保健管理については、殊に充分な配慮がなされるべきであり、寮医をおくことが望ましい。

(五)、学寮における寮生の生活には、人間としての一般的な生活があり、そのための費用を寮生が負担するのは当然のことであるが、学寮は大学における教育的施設であるとともに、学生の経済生活に対しても多大の効果をもつものであるから、寮生の経済的負担がなるべく軽減されるように配慮しなければならない。しかしながら、一般学生のための学生経費が、希望者の一部しか入寮できない学寮の経費にあてられることは、望ましくない。従って負担軽減のためには、寮内における経費の合理的運用をはかるとともに、学寮経費のための国費の増額をうよう努力すべきである。

学寮規則を改正するにあたって(昭和四十年四月二十七日)

北海道大学生部委員会

学生部委員会は、学長の諮問を受けて、北海道大学学寮規則の改正につき審議を重ねてきたが、このほど漸く一応の成案をみるに至ったので、学長への答申案を確定する以前に、全学の学生諸君と話し合いの機会をもち、改正の理由や改正案の基本的な考え方、内容などについて十分説明を行なうとともに、これに関する学生諸君の意見を聞いて参考にしたいと考える。ついては、学生諸君の正確な理解を得るため、あらかじめ、当委員会の基本的な考え方の概要をのべておきたい。

一、学寮は、学生のために勉学に適する環境をつくるとともに、学生が自主的な共同生活を通じてその人間を形成していくべき場として、大学に設けられた国の教育施設である。だが、本学における学寮の現状は、果

してこのような教育施設としてふさわしいものであるか。学寮の施設や設備が既に甚だしく老朽していること、収容学生数が自宅外通学生の約一割程度にしか過ぎないことからみても、それは余りにも貧弱であり、到底このまま放置できない状態にある。近代的な設備をそなえ、はるかに多くの学生を収容できる学寮が一日も早く増設されなくてはならない。大学は、この問題を解決すべく新寮の建設について従来さまざまな努力を重ねてきているのである。

しかし、大学が学寮の充実や増設を国や社会に対して要望するには、その前提として大学自らが学寮の管理運営に関し十分その教育的責任を果しうる態勢にならなければならない。学寮は大学の所管に属する国の教育施設であるから、大学は、国有財産を管

理する機関として、法令（国有財産法、物品管理法）に基づきこれを適正に管理すべき責任を負うと同時に、教育施設として設置された学寮の目的に最もよく適合するよう、これを運営していくべき責任を負う。これは国に対する大学の職務であるとともに、社会に對する大学の責任である。したがって、この責任を果すことなしに新寮の建設のみを要求するなどということとは大学として許されない。ここから大学自身の課題として、従来の学寮の管理運営のあり方につき、改めて検討する必要がある。

二、当委員会は、今日まで、三年余の長きにわたり、この問題について、検討を続けてきた。その結論は、新しい学寮規則案に示されているが、現行の学寮規則とそれに基づく管理運営のあり方には、大学の教育的責任という見地からみて、改められるべき点が少なくないと考ええる。

以下その二、三について簡単に説明を加えると、
(1) 入・退寮の決定について 学寮は大学の所管に属する国の教育施設であり、大学は自らの責任にお

いてこれを管理運営すべきものである以上、すくなくとも、だれを入寮させ、だれを退寮させるかについては、大学自身が決定しなくてはならない。しかも、現行学寮規則によれば、入寮の選考および決定は、大学（学生部長）ではなくて寮生のみが行ない得る建前になっており、大学（学生部長）は寮生が選考決定したものにつき形式的な許可を与えることができるかとされているにすぎない（四条）。同様に寮生が特定の者に対し退寮を決定した場合には、大学の決定をまつまでもなく、その者は当然に退寮すべきものとされており（六条三号）、一方、大学が退寮を決定できるという条項はない。要するに、大学が入退寮を決定するという措置はとりえない制度になつていたのであり、したがって、この点について、大学が教育的責任を負い得るよう学寮規則を改めなければならぬと考ええる。

(2) 学寮経費の合理的負担について さきにも述べたように、学寮は大学における教育施設であるが、それが同時に寮生の経済生活に対し多大の効果をもつ

ていることはいうまでもない。したがって、大学は、今後も適法にして合理的な筋をふみはずさない限り寮生の経済的負担がなるべく軽減されるよう努力していくことにやぶさかではない。しかし、だからといって、一般学生のための学生経費が希望者の一部しか入寮できない学寮の経費にあてられることは、決して望ましいことではない。学寮における寮生の生活には、人間としての一般的生活があり、そのための費用（個人的生活のための費用）を寮生が負担するのは当然のことといわなければならない。従来、この点については、学寮規則に何等規定がないまま過されてきたという事情もあって、必ずしも合理的とはいいがたい取り扱いがなされてきている。それ故、学生部委員会としては、今後、会計法の建前にも適合した学寮経費の合理的運用が図られなければならないと考える。

三、最後に寮生の自治に関する当委員会の見解をのべておきたい。

学寮における人間形成が寮生の自主的共同生活を通

じて行なわれるものである以上、学寮における共同生活は当然寮生の自治に基づいて営まれなくてはならない。寮生の自治は—もしそれが認められない場合は学寮の性格自体が全く別異のものとならざるを得ないという意味において—学寮にとって不可欠の要素であり、当委員会はこれを承認、尊重していかなければならないと考えている。新学寮規則案が寮規約に關し承認制をとらず届出制をとっているのは（十四条）、まさにこのような考え方を示したものにほかならない。

しかしながら、寮生の自治について、あるいは誤解している向きもあるのではないかと危惧されるので、念のため付言すると、ここで寮生の自治というのは「寮生の共同生活における自治」（例えば共同生活の秩序や組織・運営などに関する寮規約の作成、寮生大会その他の寮内集会や行事など、寮内生活および寮内活動における自治）を意味し、大学が本来その責任を担うべき「学寮の管理運営」と混同されてはならない。

そもそも「自治」とは自らの責任においてことから処理することを意味し、したがって「責任」という

要素を抜きにして自治を考えることはできない。大学が寮生の共同生活における自治を承認するのも、寮生は自らの「責任」において共同生活を律していく能力があることを確信しているからにはかならない。

しかし、例えば「学寮の管理運営」のように、法的にも社会的にも寮生が責任者となる地位を認められていない性質のことからについて、寮生の自治を云々することはできない。それは、寮生の責任したがって寮生の自治の範囲を超えたことがらに属し、まさに大学がその責任において処理すべきことがらなのである。

教育は学問の研究と並んで大学が本来の使命とするところである。大学の自治は、大学がこの使命を十分達成するために社会によって承認され、築かれてきた制度である。したがって、大学は、その自治に伴なう責務を深く自覚するとともに、全力をあげて社会に対する責任を果たしていかなければならない。学寮の管理運営が大学に委ねられているのも、大学が自治の立場において、このような教育的責任を担っているからである。したがって、大学は学寮の管理運営について、

その責任を十分に果すに足るだけの態勢を整えなくてはならない。寮生の自治は、あくまでこのような責任を担う大学の自治の中の一環として、その内部に位置づけられるべきものである。

以上、学寮問題に関する学生部委員会の基本的な姿勢と考え方をのべた。当委員会は、今後とも学寮の運営や日常生活について寮生諸君から希望や意見が出された場合は、学生部委員会が何時でも話し合いに応じ、正当で合理的な希望や意見はできる限りこれを尊重していきたいと考えている。新学寮規則案五条が、入寮の許可に当って寮生から入寮を適当と考える者についての意見が出された場合、これを尊重する旨規定しているのも、このような大学の考え方を示したものにほかならない。勿論、大学は、学生諸君、したがって寮生諸君の教育に責任を負っているのだから、学寮の自主的な共同生活についても教育的立場から指導し助言する労をおしむものではない。しかし、その場合も、寮生の自治を尊重するという立場から、あくまで学生部委員会と寮生諸君と

料
の話し合いを通して大学の考えを納得してもらおうという
方法をとりたいと考えている。

資 学生諸君の正しい理解と協力を切に望む次第である。

学寮問題中間報告要旨（昭和五十年九月）

北海道大学学生部

本報告は、昭和四十九年度学生部委員会が学長の諮問をうけて検討し、昭和四十九年一月から五〇年一月まで三回にわたって評議会において口頭報告したものの要旨である。このたび、これを各部局に配布して学寮問題検討の資料に供することにした。

学寮をめぐる諸問題についての学長諮問要旨

（昭和四十九年七月十七日、評議会報告了承）

最近、旧寮（古い木造の寮の意）の老朽化はきわめて著しく、現状（危険建物）のまま放置することはほとんど限界にきていると思われる。このような旧寮を建て替えるのか。建て替えるとするればその場合の問題点は何か。

また実現可能な具体的構想はどのようなものか。もし建て替えずに老朽化が更に進めば廃寮ということも考えられるがそのような場合の問題点は何か。などを検討して欲しいと思っている。

もともと本学の学寮をめぐる諸問題については、すでに学生部長その他より評議会に報告されている通りであるが、今後学生部委員会はこの問題を根本的に検討するため、特別の努力を払って欲しいと思っている。

一応、今秋ごろまでに一つのメドをつけ、その時点で中間報告を受けた上、評議会で論議したい。

言うまでもなく学寮については種々の困難な問題があり、全学の理解と協力のもとに進めなければ解決できないものである。

以上のように今後学生部委員会で寮問題につき真剣に

検討を進めることにつき、予め評議会です承してほしい。

学寮問題中間報告要旨目次

- I 北海道大学における学寮の現在の諸問題
 - 1 学寮の危険性と大学の管理責任
 - 2 学生生活における学寮の意味の変化
 - 3 管理運営上の問題点
 - 4 学寮に要する経費の増大
 - 5 教官が管理運営のために負っている負担とその能力
- II 新寮の構想とその問題点
 - まえ おき
 - 1 新寮の性格
 - (1) 新寮の位置づけ
 - (2) 大学が厚生施設としての学寮を持つ意味
 - 2 新寮の管理運営方式
 - (1) 入寮選考方法について
 - (2) 経費の負担について
 - (3) 寮規の取り扱いについて
 - (4) 寮生の食生活について
 - (5) 新寮の管理事務
 - 3 建設の構想について
 - (1) 基礎的な考え方
- III
 - まえ おき
 - 1 建て替えまでのプロセスに予想される諸問題
 - (1) 建て替えということの二つの側面
 - (2) 現在の寮と新寮との関係
 - (3) 新寮をスムーズに発足させることは可能か
 - (4) 現在の寮をスムーズに廃寮することは可能か
 - (5) 建て替えを可能にするために考えておくべきこと
 - 2 廃寮を選択する場合に考えるべき諸問題
 - (1) 学寮にかわる施設を考えるか、無条件の廃寮か
 - (2) 建て替えまでのプロセスと廃寮までのプロセスの難

位置、規模
 (2) 居住の区画
 (3) 建物の内容
 (4) 建設計画の進め方
 (5) 建て替えまたは廃寮までのプロセスに予想される諸問題

おわりに
 資料

I 北海道大学における学寮の現在の諸問題

1 学寮の危険性と大学の管理責任

学寮は、現在の北大の諸施設の中で、最も事故が起りやすい危険な建物である。従って学寮の建物の管理は最も厳格でなければならない。それにもかかわらず、その管理は頗る困難である。そして、学寮に事故が起った場合、直接の原因いかんにかかわらず、大学は管理上の責任さらに対社会的な責任を負わねばならない。

(4) 学寮の建物としての危険性には、二つの大きな原因が考えられる。一つはいうまでもなく建物の老朽化である。大学が昭和四九年夏に行った調査の結果では、木造建物の性質上、現在の学寮には明日にも倒れるような切迫した危険性はない。しかし、火災・地震・台風などの災害が起った場合、および今後老朽化がさらに著しくなった場合には、危険性は対応出来る限度をこえるおそれがある。

しかし、学寮の危険性の原因は、建物としての老朽化だけではないことに留意する必要がある。学寮は、多人数共同の居住施設であることからして、同じ木造老朽建物であっても、研究室や教室とは比較にならないほど危険性を孕んでいる。この単純な事実が見忘れられていしなかつたか。しかも寮生の生活様式は多様化して来ている。たとえば、今回の火災の実地検証でも明らかになったように、個々の寮生の持物は実に多く、しかもそれは可燃性のものも含めてかなり乱雑な状態にあり、その中でも電気器具もいろいろなものが使われ、タバコも吸われている。さらに、寮生の外出や在室がまちまちで、多くの寮生が一定の時間帯には揃って在室し、また揃って部屋をあげる、ということがない。

こういう集団生活が営まれている共同居住施設では、同じ木造老朽建物であっても、研究室や教室の場合に行われているように、全体および部屋ごとに防火の責任者をはっきり決めて、一定の時間に巡回を行い、また、火災が発生した場合には、その部屋の寮生が不

在でも防火責任者が立入って消火する、ということとは困難であろう。今回の恵迪寮の火災も、留守中の部屋から出火している。

- (四) それにもかかわらず寮は、現在の北大の諸施設の
中で管理が最も難しい。それは、寮生が自治を主張し、
大学もそれを認めているが、他方、大学は寮の建物
の管理について、最終的な責任を負わねばならず、こ
の両者、すなわち寮生の自治と大学による管理との調
整が難しいからである。学寮の管理運営方式をめぐつ
て紛争がおこつてのち、この両者の関係は、現在、過
渡的な状態で一時凍結されているといえよう。両者の
関係にはあいまいで必ずしもはっきりしない点があ
る。今回の火災についても、その防止、消火いづれを
とつても、寮生の自治の中の態勢と、大学の管理責
任のもとでのそれとの関係、調整にはやはり問題が
あつたと言わねばならない。

- (イ) 大学にとつての問題は、実際に事故が起つた場合、
たとえ充分な管理を行うことが事実上不可能な状況に
あつたとしても、その管理上の責任はあげて大学に負

わされるといふことである。たとえば今回の火災の原
因は未だ明らかになされていないが、かりにそれが全く
寮生の不始末による失火であり、その防止についても
消火についても現状では大学が全くタッチ出来ないよ
うなものであつても、国民の税金によつて建てられ維
持されている建物を管理する上での責任はあげて大学
に負わされ、学生部長以下学生部の職員は、管理不行
届のゆえの処罰を免れることは出来ない。この場合か
りに寮生が寮自治の立場から失火の責任をとるといふ
態度をとつたとしても、寮生には建物管理上の責任は
一切問われないのである。また、大学として的一般社
会に対する責任についてもほぼ同様である。火災のた
め一般市民に迷惑をかけた場合、直接の原因いかんにか
かわらず、外部に対して最終的な責任を負わねばな
らないのは、大学であつて寮生ではない。

2 学生生活における学寮の意味の変化

はじめに明らかにしておかなければならないのは、私
たちは、本学学寮の寮生だけではなく、自宅通学生や下

宿に住む学生を含めた、学生全体の生活条件との関連で学寮の問題をとりあげるべきだと考えている、というこ
とである。

学生部の下宿紹介や、学生部職員や私たちの日常の一般学生（寮生をも含めて）との接触の経験から、またいくつかの統計的データから学生にとっての学寮生活の意味について一つの解釈をこころみた。

(イ) 先ず言えることは、学生の生活の個性化・多様化が進み、個人生活やプライバシーが非常に重視されるようになっていくという傾向である。おそらくこの傾向を反映しているのが学生部の下宿紹介活動に近年著しくなっている動きである。すなわち、寮よりは下宿やアパートを選ぶ人の相対的な伸びは著しい。そして後者についても個室の希望をはじめ、ある程度負担はふえても、個人生活を確保出来るところを求めるのが大勢である。ちなみに学生部の手で昭和四九年度用意した下宿^ア・パートの数は申込数の一四〇%であった。

現在、寮生は学生部に対して、入寮選考のち入寮を認めた者について報告するのみで、どのような学生

が応募したかも知らせることを拒んでいる。従って入寮希望についての、確実なデータを私たちは手にすることが出来ない。そこで次善の策として、学生部が合格通知に同封して行っているアンケートの結果を見ると別表（注1）の通りである。

(ロ) 学寮への入寮希望者および入寮者の数は、全学生数の増加にもかかわらず、全学生数の中での比率でも、また絶対数でもむしろ減る傾向がうかがわれよう。その結果多くの寮には恒常的に欠員がある（注2）。今後、国民経済の動向次第でこの傾向は変化するかもしれないし、また学寮の定員には寮の老朽化や寮生の持物が多くなったため実状にあわなくなっている面があるが、なぜこのような傾向が生じたのか、検討する必要がある。その原因としては、先ず学寮が老朽化し、また居住環境が乱雑なため、生活の場としての魅力が失っていることが考えられる。

それでは、新しい寮ならば多くの人が入寮を希望するだろうか。国立大学の戦後建設された新寮全体を通じて定員充足率は昭和四九年度で平均七五%、本学の

場合（鉄筋コンクリート、二人室）は七〇・九％、なお、旧寮は七・二％であった。そのことから推せば、老朽化、汚いなどの理由以外に学生の多くが寮を希望しない何んらかの理由があると思われる。その大きな一つとしては、個人の生活ペースを乱されずに落ちついて勉強し生活したい、という学生の強い要求があるように思われる。

(イ) 学寮の学生にとって、また大学にとっての意味の変化

(1)、(2)からうかがわれる変化を明らかにするために、これまで学寮について想定されてきた機能をいくつかに分けて、そのおのおのについてどのような変化が現われているかを見て、その上で、寮の意味がどう変ってきたか、どう変わりつつあるかを考えてみたい。

① 大学の教官が教師として寮生に接し、寮生を指導するという、狭義の教育機能——かつて恵迪寮が北大予科の寄宿寮であったころは、第一義的にこのような機能が期待されていたが、その後この点は大きく変った。学寮がこのような機能をもつことを、か

つて学寮運動の側からは「中教審路線」として激しく攻撃してきていた。しかし、大学としては、現行寮規が作られたところからすでにこのような狭義の教育の場として学寮をとらえていなかったし、現在の私たちがたとえ寮生の反対がなくても、寮生に対してそのような教育をするという意志は全くないし、所属の学部という本来の教育の場での義務さえ充分に果しにくいという条件のもとで、そのようなことを行う余力もない。

② 寮生相互の共同生活の経験を通じる人格形成という意味での広義の教育機能（昭和四〇年四月二七日の「学寮規則を改正するにあたって」では「学生が自主的な共同生活を通じてその人間を形成していくべき場」Ⅱ「教育施設」としてとらえられている。昭和三九年一月二一日付、学生部答申「北海道大学における新学寮の管理運営のあり方について」とほぼ同じ）——寮生が「寮生自治」の意義としてとらえるものは、これとかなりの程度共通しているであろう。しかし全体として寮生のこのような面に対する

関心は次第に薄れてきているのではないか。「学寮の「アパート化」としてなげかれるような現象は、戦後のかなり早い時期に現われて、今日では否定できない大勢になっていると思われる。

③ 厚生施設としての機能——この点についても、信頼し得る基礎的なデータが乏しい。たとえば、すでにふれたように入寮選考について、どのような経済的條件の学生が応募したのか、寮生の手で入寮を許可された学生たちの経済的條件はどのようなものであるか、寮生はこの点について大学側に知らせることを拒んでいる。しかし、学生部で利用しうる多少の統計的データなどから推して、現在の寮生の経済的條件が、学生全体の中で比較的低く、寮が安く生活し勉強することを可能にする厚生施設としてかなりの意味をもっていることがうかがわれる。

以上①②③を総合して、現在の学寮においては、狭義の教育機能は全くなくなっており、相対的に厚生施設としての機能の比重が高くなってきており、広義の教育機能（共同生活の経験を通じる人格形成、あるいは

は寮生自治の訓練）がこれに続いているといえよう。大学と学生双方にとつての学寮の意味は、予科寮としての恵迪寮が設けられたころからはいまでもなく、昭和四〇年に現行寮規が作られたころからもかなり変わってきているのではないか。そして、このような厚生施設としての機能の比重の増大という傾向は将来ともなお続くものと思われる。

3 管理運営上の問題点

このような危険性を孕み、大学にとつても学生にとつても、意味が変りつつある学寮に対して、大学の現在の管理運営はさまざまな難問題をかかえている。その難問は、せんじつめればほとんど大学の管理運営責任と、寮生の自治との調整が出来ていないことから生じているといえよう。この点について、現行寮規をめぐって紛争が起つてのち、現行寮規は、学生部委員会において「実施保留」の状況にあることが報告され了承されたという取り扱いをうけている。現在大学の管理運営と学寮自治との関係について、実効をもっている明文の規則はなく、

過渡的中間的狀態にとどまっているといえよう。そこからさまざまな難問が生じているが、その重要なものをあげれば、

(イ) 入寮選考の権限およびその方式

現行寮規が「実施保留」であるのにかわって入寮選考はいわゆる「三書式方式」によっているが、この方式は、本来、さらに検討を重ねて安定した方式におちつくまでの、暫定的なものとして作られたように思われる。この方式については、すでにくり返しふれたように、次のような難点がある。つまり、寮生は募集と選考を行った上でその結果について、入寮生の名前などを学生部に知らせるだけである。大学は学寮の施設が全学生のために適切に運営されるように最終的な責任を負わねばならない。募集・選考の実際の仕事を寮生自治に委ねるにしても、学生部としては、入寮選考の過程について少なくとも事後にはデータにもとづいて知ることが必要であろう。現行の方式ではこれがない。

(ロ) 学寮運営上の経費の負担区分

この点についても現行寮規が「実施保留」であるため、問題が生じているが次項にゆずる。

(イ) 寄宿料不払い

札幌キャンパスの学寮七つの中の二つは現在もなお寄宿料を払おうとしない。この二寮の場合、法的には入居者はゼロであるわけだが、事実上、入居者がいるので、大学としてはこの寮についても管理運営の責任は免れず、またこれらの寮のためにも大学は職員を配置し、かなりの額の支出をしなければならない。

4 学寮に要する経費の増大

(イ) 歯止めのない膨張

原因の一つが建物の老朽化であることはいうまでもない。昭和四八年度の大学支出の学寮経費総額約三〇〇〇万円の中二五〇万円が補修のために使われている。

しかし、決定的な原因は、管理運営方式の不備である。現行寮規の「実施保留」にかわって、負担区分については、過渡的にいわゆる「北大方式」がとられて

おり、大学は光熱水料の全額、暖房用燃料費の全額、炊事・風呂用燃料費（全額もしくは一部）および寮生が当然雇うべき非常勤の従業員の人件費を負担している。この区分は定額方式や定率方式と比較して、区分のしかたにかなりの難点がある。第一に、光熱水料を中心として物価高騰の結果はもっぱら大学にかかる仕組みである。第二に、区分の線自体があまりにざれているから大学の負担に歯止めがない。第三に、そのことは、大学の負担を増させることを目標にして、寮生の「要求獲得」運動が年中くり返し行われ、学生部が些細なことまでにわたって集団対応に力をさかねばならないということの意味する。

こうした問題を最も難しくしているのは食堂運営、なかんずく炊事人の人件費負担である。学寮食堂の食費は非常に安い。これは大学側の経費負担、炊事人へのしわよせ（人件費が非常に安くきりつめられている）を一つの大きな支えとして成り立っているが、生活費の高騰による炊事人の人件費増から、学寮食堂運営は行きづまっている。このような事態を寮生雇炊事人の

公務員化で解決するというのが、学生の運動の基本目標の一つである。大学全体の定員削減という現実の中で、くり返し行われるこのような要求に対応せねばならないのが学生部の一つの問題である。

(四) 学寮運営のための支出と、大学の他の支出とのバランス

① 自宅外通学生は昭和四九年度六〇〇〇人余、この学生の居住について大学が支出している経費は、学生部が下宿紹介のために支出している年間約一〇万円（新聞広告代、下宿やアパートとの通信費）が全である。これに対し札幌の七学寮の寮生約五〇〇〇人のために大学は昭和四八年度約三〇〇〇万円を支出しており（学生一人当たり約六万円）、その上寮専属の定員内職員二人の人件費を国が負担している。

② 学寮運営のための支出と大学全体の教育・研究のための支出をみるに、上記三〇〇〇万円の中約一七五〇万円は各部署に配当された本来学生の教育・研究に使われるべき予算（校費）からの拠出によってまかなわれている。残額は主として燃料費、修繕費

などで、事務局経理で支弁されている。負担区分の現状については会計法上にも問題があり、既に会計検査院から大学が過払いしていないかとの指摘を受けるにいたっており（昭和四八年度超過支出額約八二六万円）、学生部が苦慮するところである。

5 教官が管理運営のために負っている負担とその能力

これまでの問題について大学が負っている負担の多くは、金銭など目に見える形ではかられるものであった。これに対して、大学がこれまで学寮を持つがゆえに負ってきた、目に見えない、またさまざまな理由で正面から取り上げられることがなかったけれども重要さからいつて金銭上の負担に劣らない、負担があることにこの際ふれないわけにはゆかない。教育・研究を本務とする教官が学寮のために学生部委員とくに学寮担当の小委員会委員として力を割かねばならず、程度の差こそあれ、教育や研究を犠牲にせねばならないというのが現実である。現状においては学生部委員は寮生との「集団対応」（「団交」）や文書による応酬にあたらざるをえず、そのために

問題の検討、委員会としての意見調整などに多くの時間を割かねばならない。

個人により、また時期により異なるが、そのための負担が教育・研究と両立する限界をこえ、教育・研究にいわよせされるような事態が常に起っている。「集団対応」に多くの時間と力を割いている時、私たちの本来の持ち場での教育や研究の質は、その分だけ着実に落ちているのである。それだけの犠牲を払って、私たちは学寮の管理運営のために充分役立っているか、答えは明白に「ノー」である。今回の恵迪寮の火災一つを例にとっても、防災体制をはじめ、私たちの理解をこえる、さらに思いつき得る範囲をこえる問題がいくに多いか、痛感せざるをえなかった。それは本来、教育や研究の専門職として訓練され、それを本務としている教官にとって、少なくとも普通の教官にとって、そもそも能力の限界をこえる問題ではなからうか。学生部委員とくに第一小委員会に属する学生部委員の人選が多くの学部で難しいという現実、こういう事情のいつわらざる反映ではなからうか。今後学寮について論ずる場合に、常に誰がその実

際の衝に当るのかという具体的な問題をふまえて行っていたきたい。また将来大学が学寮を持つならば、教官が教育・研究という本務を犠牲にして管理運営に関係しなくてはすむようなものにしてほしいというのが、論点の一つであつたことを特に申し添える。

II 新寮の構想とその問題点

まえおき

私たちの視点は現に学寮に居住している学生だけではなく、学生全体の生活条件との関連や、大学の教育、研究機能との関連で新寮建設の問題をとりあげるといふものである。

結論を簡単にいえば、新寮は従来からいわれてきたような学寮とはその性格を異にしたものであり、従つて在来の学寮の管理運営形態をそのまま新しい寮に移し替えるというものではない。

大学としては、現在の学寮が抱えている管理運営上のいろいろな問題を、この際できるだけ解決して、学内の

にも社会的にも責任が果せるようなものにする事、また学生にとつては学寮を希望する学生の期待にそえるようなもの、いいかえれば現在の学生の社会的意識の変化、生活様式の多様化に即応した厚生の施設であるべきであり、また学寮を利用しない一般学生との経済的負担の均衡をも充分考慮する必要があるということである。

1 新寮の性格

(1) 新寮の位置づけ

学寮の現在の諸問題の検討の中で、学寮の意味が学生にとつても、また大学にとつても、変化しているということ述べた。これを重ねて要約すれば、学生生活の個性化、多様化が進み、個人生活やプライバシーが重視され、寮生相互の共同生活の経験を通じての人間形成という意味での教育機能が全体として薄れ、低廉な経費で生活できる厚生施設としての機能が増大しており、このような傾向は将来とも続くと考えられ、一方大学の教官も寮生に接触し指導する時間も余裕もないように見受けられる。従つて、新寮の性格は厚生

施設に比重を置いたものならざるを得ないだろうし、このような学寮は教養部の学生、学部学生、大学院学生の区別なく、すべての学生に利用されるものであつてよい。

(2) 大学が厚生施設としての学寮を持つ意味

大学が厚生施設としての学寮―居住施設―を持つ必要があるのか、持つ意味は何なのかについて素朴な形で理解したことは、次のような点であつた。

(イ) 最近の経済状況からして、学生の生活費負担が大きき(注3)、勉学にも影響を与えており、しかもこのような状況は今後もなお続くと考えられる。従つて大学が厚生施設としての学寮を設ければ、利用する学生にとつて、居住生活がより安定し、学修生活に寄与するだろう。学資に恵まれない学生にとつて、学寮の持つ意義は大きい。

(ロ) 本学の如き規模の大きい大学にあつては、全国から多数の学生が入学してくる。学寮が設置されていることにより、志望校を選択する場合の一つの条件となり、北大に勉学しようとする者のために門戸を

広くする意味で有意義である。

(ハ) 学生のための奨学援護は国の育英事業の充実によるべきであるが、最近の実績は関係者の努力にも拘らず、必ずしも十分な効果をあげていとはいえない(注4、5)。(このことは、とりわけ学部学生についていえる)。また今後、国の奨学援護―育英資金―の増額増枠にのみ期待することは困難である以上、大学が厚生施設としての学寮を設置するならば、奨学援護を居住の面から補充するという意味がある。

(ニ) ここでは新寮を厚生の居住施設として捉えたが、本学の学生のみの居住する生活環境であるから、当然寮生間の相互交流が自然に伴つてくると考えられ、一般の下宿やアパートとは異なつた共同生活の効果が生れてくるであろう。

2 新寮の管理運営方式

(1) 入寮選考方法について
 現行学寮規則の実施保留に伴つて、現在七つの寮に

において実施されている三書式方式（募集届、入寮決定者名簿、入寮届）では、募集も入寮許可のための選考も寮生が行い、入寮許可者の氏名などが大学に報告されるのみである。従ってこの結果どのような学生が、入寮を希望し、どのような基準でどのような審査を経て決定されたか、またその者がどの部屋に入寮したかも知らされない。この方式には、国の財産が希望する学生のために公正に利用されているかどうかを知ることもできないという難点がある。過ぐる恵迪寮火災のときも、室の居住者が誰であるかも把握できないということがあった。

大学が形式的な入寮許可権だけを持ち、選考には一切関与することができず、責任だけを負わされている。この問題を、新寮ではどのように取り扱うべきかについて、私たちが検討した結果は、寮生の選考への関与を全く排除することを意味するものではないにしても、基本的には許可と選考は一体のものとして、入寮許可権は大学側にあるという立場をとるべきだということである。寮生にどの程度まで、またどのような方

法で選考に関与させるかという点については、充分には検討されていないが、考え方としては、次のような意見が提起された。

選考には何人も恣意的な要素を加え得ないような仕組みを検討する必要がある。たとえば、新寮は学資に恵まれない学生のための厚生施設であると考えた場合、選考は経済的条件のみを基準にすればよいことであつて、それ以外の要素を考慮に入れる必要はないだろう。この場合、入寮希望者の家計の状況を何らかの基準に基づいて点数化し、点数の高いものから順に入寮を許可する方法が考えられる。（基準は客観的なものを作らねばならないが、それは専ら技術的問題として検討すればよい。日本育英会の奨学生選考基準（家計に関するもの）なども参考になるだろう）。また選考基準についても選考結果についてもガラス張りにして、一般の学生に周知するような仕組みを取り入れるべきである。

以上のような考え方で実際の処理方法が決定できるならば、選考を大学が行なおうと、寮生が事前に選考

しようとならなくても同じ結果がでるだろう。そうであれば、入寮希望者の入寮願と関係書類は大学がとりまとめ、寮生に選考をゆだねることはできるだろうとする意見と、選考方法が明確化すれば、選考の事務は大学が事務レベルで処理できることであるから寮生に煩雑な負担をかけない方がよい、あるいは個人のプライバシーに関することがらであるから、寮生にタッチさせるべきでないという意見などがあつた。

(2) 経費の負担について

さきに報告したように、いまの負担区分（寮生はこれを北大方式といっている）は、何が寮生の負担であり、何が大学の負担であるかのケジメのない殆ど大学丸抱えの方式である。区分のない、歯止めのかかない方式を持続する限り、大学は経済変動の影響をまともに受け、負担額は年々膨脹していく。また学内の教官層からは大学本来の教育研究費や一般の下宿学生の経済的負担に比し、均衡を欠いていないかと批判されている。

新寮建設の条件として、大学が常に寮生側に言い続

けてきたことは、現行の方式のままを新寮に適用しようとするは対外的にも、また大学内部の問題としても合意を得られないだろうし、新寮の建て替えは容易に実現しないだろうから、この際改めて話し合い、合意のうえで明確なものにしたいという点であつた。これについて寮生側は、長い間大学側の便宜供与を受けてきたことや、大学に負担させることが寮生の権利であるかの如く思い込んでいるかも知れない。もし、そうだとすれば、この問題で簡単に合意を得ることはできないだろう。しかし、この点は新寮建て替えを志向する以上、どうしても避けて通ることのできない、大学の立場からすれば、譲歩の余地のない基本線の一つである。

寮生が経費の受益者負担—利用者負担といつてもよいが—に反対しすべて公費負担とすべきであるという主張に固執し、学寮管理運営上の問題に持ち込むならば、現実の問題解決にプラスにならないだろう。このことを現に寮にいる者にも一般の学生にも理解させなければならぬ。

(イ) 寮生の生活上の経費について、大学と寮生との負担の境界をどこに引くかを考える場合、学生が学寮という建物に居住し、生活するうえに必要として消費した分は寮生各自が支弁するという原則は守られなければならない。もしも大学がその時その時の大学経費の都合や寮生との集団対応の都合で、寮生の当然持つべき経費を大学が肩替りするような安易な態度をとるならば、負担区分をめぐっての寮生側とのトラブルは現在起っていると同じように今後も常に起ってくると考えざるを得ない。

(ロ) 負担区分の問題は、大学と寮生側との関係においてのみの問題ではなく、寮生相互間の問題として捉える必要がある。それは今日および将来の学生の生活様式の多様化、個性化という傾向から考えるならば、学生の私生活は各人各様さまざまな内容を持つことになり、従って寮生各人の持つべき経費も同一額にはならないだろう。これを均等に頭割りにして負担させるといふことも筋が通らない。今後少くとも新寮においては、寮生各自が使用した光熱水料の

ごときは、各人毎に使用量を明確にできるものは明確にして負担の額が決るといふ仕組みに改める必要がある。

(ハ) 建物の共通部門に要した光熱水料を大学が負担することになれば、共通施設を大きくとればとるほど大学の経費負担は増大する。新寮の施設計画にあたって、寮生個人の修学、居住の場と相互の交流の場とを、どの程度に調和させるかを考える場合に、経費面からも大学が共用の場の維持費負担に行詰まることのないよう、将来の見通しをたてて検討する必要がある。

(ニ) 新寮についての負担区分で大学側と寮生側との合意が成立したとして、将来ともその合意が履行されるという保証がなければならぬ。この点を考慮して入寮者個人との間に予め契約関係を設定するような方法を検討すべきであろう。

なお、参考までに現在の寮生活に要する寮生一人当りの経費を一、二の寮について記入しておく(注6)。

(3) 寮規の取り扱いについて

ここで寮規の取り扱いをめぐつての問題を簡単にふりかえってみると、昭和四一年七月、現行寮規の制定をめぐつて、学寮紛争が起こり、寮生側は許可なくして入寮したため(当然寄宿料は未納となつた)、昭和四二年三月大学側は四寮長を処分したが、その後も許可なき入寮者は引続き増大した。昭和四二年五月、堀内学長は学生との会見の場で、新寮規は生きているが学生部委員会との合意が成立すれば、旧寮規とほぼ同じように新寮規の大幅運用を認める意向を表明し、昭和四五年二月以降、学生部は三書式方式を採用して、順次事態の收拾をはかった。(しかし一部の寮は解決せず現在に至っている)。なお学生部委員会は新寮規実施保留の現実を認め、更には現行寮規の廃止を含めて検討しなおすという方向を示した。従つて、現在の学寮の管理運営は実効を持っている明文の規則を欠き、従来慣行によつているといわれ、また学生にもそのように説明されてきた。

今後この寮規の取り扱いをどうすべきかを考察して

みたが、現在の老朽化した学寮は早晩解体せざるを得ないものであり、それまでは現行の慣行による運営を続けることも止むを得ないとしても、今後新寮に建て替えるとなれば、当然新しい寮にふさわしい規則が必要であるし、また慣行だけで、新寮を建て替えることもできないだろう。

それでは、新寮に適用すべき規則は、現在の寮規でいくべきか、あるいは別に規則を作り直した方がよいのかについては、寮規問題をめぐるこれまでのいろいろないきさつや問題の重要性に鑑み、まず大学としての基本的態度が決められ、それを受けて検討することにした、という意見であつた。なお、私たちの間では、新寮の性格が大巾に変わるのであるから、新たに規則を作りかえた方がよい、という意見が強かつた。すなわち現行寮規制定当時、学寮はその性格や設置の意義について、広義の教育的機能と厚生の機能を併せもつたものと考へられていたが、これから建てたいとする新寮は、厚生施設としての意義を強めたものであつて、したがつて管理運営の仕組みも、当然變つて

くるだろう。とすれば寮規は新寮の性格にふさわしいものに作りかえて、必要な範囲で成文化することも考えられる、この場合、水産学部の寮に関しては、水産学部の意向を尊重すればよい、というものである。

(4) 寮生の食生活について

ここで取り上げようとしていることは、新寮における寮生の食生活に大学がどのように便宜供与すべきか、という点であるが、従来から食堂経営が人的にも、経費負担の面からもいろいろな問題を抱えていたので、新寮における食堂の問題を中心に、私たちの検討した解決の方向を述べてみたい。

(イ) 食堂運営の現状

現在の学寮食堂は、大学と寮生が協力して運営する、いわば両者の共同経営のような方式と考えてよい。このような運営形態は各国立大学共通の一般的な仕組みとなっている。具体的にいえば、大学は食堂を設け厨房施設を整え、事務員、栄養士、調理主任などを配置し、寮生は炊事人を雇い、炊事に要した光熱水を負担し、日常運営は寮自治の建前から、

自治組織で取り扱う（本学の例では寮生で組織する炊務委員会のごとき）というのが、通常の姿である。

ここにおいても、寮生の要求獲得運動が繰返される。その目標は、光熱水料国庫負担と、炊事人の公務員化についてであるが、本学の場合は、光熱水料は殆ど大学が負担していることもあってか、専ら炊事人公務員化の要求が当面の要求項目のようになっている。この運動の持つ意味は、寮生雇いの炊事人的人件費を国に負担させることによって、寮生の経費負担を軽減しようとするものであることは言うまでもない。

(ロ) 問題点

現在の食堂経営の仕組みは、大学にとっても寮生にとっても共に問題がある。大学にとつての問題点は、大学側は現に標準を超えた人数の炊事人を雇用しているところがあり、これが筋が通り難いということ、非常勤の炊事人の人件費が年々増大していくこと、また、人事管理のうえからも、これ以上非常勤職員を増やし得ないこと、まして定員化のごとき

は、大学全体の定員削減が行われている現実のもとでは、全く不可能であることなどであり、寮生にとつての問題点は安い賃金で雇おうとすれば人は得られない、現に在る炊事人の賃金は低く、寮生は待遇改善のための経費負担を望まないことなどである。退職金積立も必ずしもきちんと行なわれていない向きもある。双方共通の問題としては、公務員と寮生雇職員の混在することからくる人事管理上の難しさ、全体としての能率の問題もある。

食堂の持つ意義も変化している。現在の食堂は、小規模の学寮はともかく、一般的にいえることは、共同生活交流の場としての意義は薄くなり、食事をとるための空間に過ぎないといえようか(もつとも、このような食堂の意義を一概に否定するわけではない)。また寮生の摂食率(注7)が低いという点にも注目したい。特に一部の寮では朝食をとらない者が多い。これらはどのような理由でそうなっているのか、正確に知る資料もないので把握し難いが、おそらく、今日の学生生活の個性化の傾向の端的な現れ

ではなからうか。

(イ) 解決への方向

以上のように問題の多い食堂を現在ののような形態で、新寮に持ち込むことは困難であろう。もし新寮設置の位置が大学の食堂の近距離に考えられるならば、寮内には食堂を設けずに、一般学生と同じように大学食堂を利用するという方法も止むを得ないだろう。しかし、大学から遠距離の位置で、利用出来る食堂もないということになれば、当然食堂は必要となる。この場合食堂を設置しても、現在のような運営形態によらない、外部委託のような別途の方法を検討する必要があるだろう。

食堂経営を現在のようなものでなく、別のものとして考えれば、当然寮生の食事に要する経費の負担増はさげられないだろう。この点で、食事の内容はともかく、低廉な食事代で生活せざるを得ない寮生に対する配慮として、自炊設備を設けるならば、各自があるいは何人が共同して、自炊することもできる。それは今日の学生一般の多様な生活方法からみ

れば、不可能なことではなく、一つの解決方法にはなるだろう。現に有島寮、外国人留学生会館の学生は、自炊生活をしている点からみても充分考えられることである。

(5) 新寮の管理事務

(イ) 新寮の管理事務は専らサービス業務と施設の管理を主とすることになる。このような仕事は、事務職員の仕事の分野としてとらえ、従来のように学生部委員の教官が集団対応するようなことは過渡的段階はともかくとして、今後原則的には行わず、教官は教官本来の教育、研究に専念できるようにしたいと考える。

(ロ) 大学側の管理事務の主たる領域を具体的に示すと次のようなものになるだろう。

入退寮、料金徴収などの事務、建物、物品の管理と維持保全、建物の清掃、暖房機器の操作通気、保健衛生事務など。

(ハ) 寮費の徴収に当って、従来のような寮生組織を通じて一括納入するようなことは改め、事務の窓口を

通じて寮生個人が、もしくは寮生の保証人が本人にかわって納入するような方法を検討する必要がある

(2の(ニ)参照)

(ニ) 管理事務のために配置する人員は、現在の学寮に配置されている定員の範囲内で行わざるを得ない。

3 建設の構想について

建て替えるべき新寮の施設計画については、今後の学寮の意義やあり方、その他いろいろな観点から十分に検討しなければならぬが、ここではおおよその意見を紹介することに留めたい。

(1) 基礎的な考え方

これからの学寮は、寮生各個人の私生活が充分に保障された生活の場を提供し、安定した修学に寄与するものでなければならず、そのための施設設備が、できるだけ整ったものであることが望ましい。

(2) 位置、規模

本学の総合的な整備計画の一環として、早い機会に適当な場所を決定しなければならない。現在の学寮五

○○名収容程度と見合った規模の建物であれば、一つの団地内にまとめた方が管理運営や経費の関係などから考えても望ましい。距離は大学に近く、通学に便利であること。教育研究施設とは適当な距離をおくこと、規模は寮生一人当り二〇平方メートル程度となろう。

(3) 居住の区画

一棟当りの収容人員は、あまり大きくしないよう(例えば一棟一〇〇名程度とか)にして、多人数から生じやすい欠陥を考慮して一団地に適当に分散配置することが望ましい。

(4) 建物の内容

(イ) 居室―寮生の個人生活の中心であるから、これらの寮は多人数の居室は設けるべきではなく、一人制の居室が適当である。二人制居室が若干あってもよいが、その場合管理上いろいろな問題が起つてくることはさげられない。

(ロ) 共用施設―各階に応接室、自炊設備、洗濯室、トイレなど、各棟毎に乾燥室、シャワー室などを設ける。

(ハ) 附属施設―食堂、浴室、管理事務室など。

(5) 建設計画の進め方

さしあたっては旧寮の定員と見合った規模の新寮に建て替える方針で、五〇〇名収容程度の建設計画を決定し、実施すること。

III 建て替えまたは廃寮までのプロセスに予想される諸問題

まえおき

大学が寮を持つことに何らかの意味があるとしても建て替えの方向に最終的に踏み切るまでには、検討し解決しなければならぬ重要な問題がいくつかまだ残されている。その主なものだけをあげれば、まず大学に寮を持っている能力があるか、管理運営する能力があるかという問題がある。これは「寮を持ちたい」「持つべきである」という考えとは別の次元で検討しなければならないことである。この点については、これまでの報告の中から問題を考える手がかりを引き出していたれば幸いである。

つぎに大学が寮をもつことに意味があると考えられるにしても、あるいはさらに大学の手で管理運営をしてゆく能力ありと判断するにしても、建て替えるまでのプロセスにどういふ問題が横たわっているか、どうしたらこれを乗り越えることができるか、という問題がある。

もし、こういう問題を乗り越えることができなければ、建て替えるという選択をしても、好むと好まざるとにかかわらず、すでに実施にとりかかった計画を中途で放棄せざるを得ない。ということは言わば消極的な形で廃寮を余儀なくさせられることになる。さらにより積極的に、学寮問題についての検討の最終的結論として、寮は持たないという方向に踏み切る、言わば積極的廃寮を選ぶという選択がある。これらの場合について最終的に廃寮が実現するまでのプロセスにどういふ問題が考えられるであろうか。

1 建て替えまでのプロセスに予想される諸問題

この問題を考えるためには、まず寮の建て替えに含まれる具体的な作業を整理し、それに基づいて建て替えの

プロセスに予想される大きな問題を三つのグループに分けて、順に検討してみたい。最後にこれらの問題を解決するために大学として少なくとも何を考えておかなければならないかについて簡単に触れてみる。

(1) 建て替えという二つの側面

寮を建て替えるということは、簡単にいえば新しい寮をもつということと、現在の寮を廃寮にするということの両面を含んでいる。

(イ) 新しい寮を建てるということは、いうまでもなく単に建物を建てるということではない。建てた建物に定員だけの学生が現実に入居して、大学と寮生との間にスムーズな管理運営が発足し、寮生が新しい寮のもたらす利益をエンジョイすることである。

(ロ) 現在の寮を廃寮するということは、現在入居している寮生を完全に退去させ、その上で建物を撤去するということが最低の要件である。そして重要なことは、新寮建設と現在の寮の廃止とが表裏一体の関係をなしているということである。制度上、一方で

の廃寮なくしては新寮をもつことはできないのである。

建て替えるプロセスで起つてくると予想される大きな問題を次の三つのグループに整理することができる。第一は現在の寮から新寮への移行、あるいはつながりの問題、第二は新寮を建てて管理運営をスタートさせることができるかどうか、第三は現在の寮を廃寮することができるかどうか、それぞれのプロセスにどういう問題が予想されるかである。

(2)

現在の寮と新寮との関係

現在の寮を廃止し、そして新寮をもつということは、制度上は現在の寮の寮生を全員退去させ、他方では新寮の寮生を新しく募集するということになる。しかし、実際の問題としては、現在の寮の寮生は、それぞれの寮で持っているところの様々な慣習を新寮に対して要求するであろう。また、その中には大学として考慮しなければならないものもあるかもしれない。しかもそうした多様な慣習は現在札幌だけを取っても、七つの学寮によってかなり異なっており、それを現在のそれ

ぞれの寮の寮生が引き続き新寮にも確保するよう要求することが予想される。現にこれまでに二、三の寮からはこのような要求が出されているのである。問題が非常に多様で、網羅的に挙げることは難かしいが、こうした慣習は一方では各々の寮のいわば「伝統」として主張されている。それは恵迪寮のように古い伝統を持った学寮であれば、理解しやすいが、歴史の新しい学寮の場合でも、たとえば桑園寮では主として体育会系の学生が入居して独特の寮風を作り出しており、かなり早くからそういう個性を新寮に生かすようにという要求をしている。また、女子寮は別な意味で独自のまとまりを持っている。その他いくつかの小規模な学寮には強烈な個性を持ったものがあり、それを新寮に持ちこむことを主張している。

一方におけるこうしたさまざまな「伝統」の主張は、他方ではそれを裏づけるための多様な制度上の要求となってくるだろう。現在或る寮に入居している寮生を、新寮に優先的にないしは自動的に入居させよ、その場合現在の学寮はそれぞれが一体としてまとまっ

て新寮に移れるようにせよ、たとえば新寮の中の一定の区画をそれぞれのグループがおさえることが出来るようにせよ、ということが起つてくるかも知れない。さらに、各寮の個性ということ、新寮をどういうメンバーが構成するかという問題に帰着するし、メンバーの問題は入寮選考の問題につながってくる。そこで入寮選考を現在の寮単位に別個に行わせよ、というような要求が出てくる可能性もあろう。そうすると問題は結局入寮選考権を中心にした管理運営の問題に入っていく。

(3) 新寮をスムーズに発足させることは可能か

すでにのべたように、新しい建物が建つということが、すなわち新寮をもつということではない。まず第一に、新しく建った寮に定員だけの寮生がスムーズに入寮するか、さらに大学と寮生との間でスムーズな管理運営をスタートさせることができるかが問題である。その場合、予想されるつまずきは、これまで各地の大学や本学で経験したように、入寮をボイコットされるというトラブルである。つまり新寮の管理運営あ

るいは負担区分等の条件が不満で、それに対する闘争として入寮をボイコットするということが起り得る。その場合には大学は少なくともある期間人手とお金をかけて、新寮の空家を維持しなければならない。また、管理運営や、負担区分について新寮に入居してしまつたうえで、要求を主張し闘争するということもあり得る。

(4) 現在の寮をスムーズに廃寮することは可能か

しかし、これ以上に難かしいと思われるのは、やはり現在の寮を廃寮にすることであろう。現在の寮を廃寮にするためには、寮生を一人残らず退去させたいので、空家を撤去しなければならない。そこで、一方では現在の寮生に退去を求め、他方では新規の入寮を停止するということがまず必要になる。しかし、これまでの例からして、このような大学の方針に対しては、さまざまな抵抗が予想される。すでに述べたことの裏の関係になるが、新寮が出来てもその条件等に不満で、それをボイコットして、あるいはその他の理由によって廃寮しなければならない寮から退去しないというこ

とがあり得る。たとえば、新寮は建つたけれども、現在の寮の方が条件は悪くても安いから出ないとか、あるいは限られた期間にせよ、新寮も旧寮もともに利用できて寮で生活する者の数が多い方がよいから、旧寮にぎりぎりまでねばるといったことが考えられる。いずれにせよ取り壊して廃寮にすべき古い寮から退去しない学生がいるということが起り得る。

さらに大学としては入寮を停止しているにもかかわらず依然として旧寮への入寮者が続くということが起り得る。現在本学の二つの寮で起っているのに似た、不法入居者が後をたたないという状態になる。新旧二種類の法的には不法入居者が、取り壊さねばならない古い寮に住みついている、しかも、一方のカテゴリーの不法入居者については、それが誰であるか、何人いるかも判らないというような状態が起らないとはいえない。

大学は、こういう人々が現実に住みついている古い寮をどうすることができるか。主な問題だけをあげても、まず寮に配置している職員は人数が限られている

から、新寮の完成とともに早速古い寮からは引き揚げなければいけなくなる。あるいはガス、水道、電気、暖房等々をどうするか。大学として廃寮しなければならぬ寮だから、筋からいえばこういうものの供給を止めても差支えないはずであるが、そうすれば特に冬期間など建物が危険になる。その結果、不法入居者であるにせよ、中に居る人間に危害が及ぶという事態が生ずる。そして建物や人間に災害が起れば、大学の管理責任は免れないのである。

このような事態が起れば大学は一方には新らしく建つた寮、他方には撤去できない古い寮と両方に負担とトラブルを背負いこむことになる。最悪の場合には、古い寮に居座る者を法的措置にうったえて退去させ、そのうえで建物を取り壊すという方法を避けることはできないかもしれない。

以上、寮を建て替えるまでのプロセスについて考えられる主な問題を三つに分けて検討した。それぞれが難しいが、恐らく実際にはこういった問題がからみ合って同時に起り得る。その場合、問題は一層難しく、

解決はさらに困難となるだろう。

(5) 建て替えを可能にするために考えておくべきこと

それでは、このような問題を解決するために、あるいは障害を乗り越えるために、大学としては、主体的な条件あるいは実行体制の問題として、何を考えなければならぬだろうか。この点は充分検討できなかったが、二、三の点だけをあげる。

(イ) その一つは、ある意味では技術的な問題である。

現在札幌には定員総数約五〇〇名の七つの学寮があるが、これを一時にかつ全面的に建て替えるか、それとも、例えば一〇〇人程度の規模で数年間に亘って漸進的に建て替えを行うか両方の道があり得る。

漸進的に建て替えを行う場合には寮を建て替える方向に踏み切って乗り出してみても、その過程で出てくる障害が大きく、それを乗り越えることが出来ないかと判断された場合には、それ以上の建て替えを断念する。そのことよって、学寮をもつことによるマナスを少なく食い止めることが可能だろう。ただ問題はやはりその裏側からいえるわけで、そういう

形で、結果的には現在よりは少なくなるかもしれないが、依然として学寮問題が新しい形をとるだけに重荷として残るといふ恐れもある。

(ロ) このような、どちらかといえば技術的な面で考慮すべきことは非常に多く、網羅的に挙げることは困難だろう。やはりそうした問題を満遍なく考えるよりもっと重要と思われるのは、寮を建て替えるということについての、合意の問題である。その合意については、大別して二つの面がある。一つは大学と学生との間の合意、他に管理者としての大学の内部での合意である。自明なことだが、両者は性質を異にする。学生との間の合意については、いうまでもなく、その合意の中を出来る限り拡げることが望ましいし、そのための努力をしなければならぬ。まず大学としては建て替えのプロセスについても将来の学寮の条件についても学生に対して主張すべきゆずれない最低限の基本線ははっきりさせなければならぬ、そしてこの基本線が実現される見通しがない限り建て替えに踏み切ることは難しいであ

らう。

一旦建て替えの方向に踏み切ったならば、この基本線以外の点については、できるだけ柔軟に学生に対応すべきであろうし学生側の希望を入れ大学側の構想を修正することもあり得るだろうが、大学として十分に検討して決定した最低限の基本線については大学が責任をもって実行しなければならぬ。もし、この点について大学側の姿勢がぐらぐらしていれば、学寮は結局建てられないであろう。

また、合意の内容についていえば、単なるデスクプランではなく、実行段階の問題についての合意なのだから、建て替えの途中でおこる具体的な問題のために、どういう負担やコストが予想され、誰がどのような形で実際にそれを担うかという点について、充分検討したうえでの合意が必要であろう。そのうえで建て替えに着手してから実現するまで、実際に仕事の衝にあたる者を最後までしっかりとサポートできる態勢を作ることが重要だと思われる。

2 廃寮を選択する場合に考えるべき諸問題

次にはもう一方の選択として廃寮という方向がある。

第一に廃寮に踏み切る場合に考慮すべき問題、第二に廃寮と建て替えとを比較してどちらが難しいだろうかという問題がある。すでに述べたように、寮を建て替えるということは、実は現在の寮を廃寮にするということを一つの重要な側面として含んでいるから、ここで起ってくるのが予想される問題については、寮建て替えの検討の中でかなりふれることができたのではないかと思う。

(1) 学寮にかわる施設を考えるか、無条件の廃寮か

最終的に寮を廃止する方向に踏み切る場合に考慮しておくべき問題として、自明のことがらであるが、やはり寮を廃止することが、現在から将来にわたる学生、特に学資に恵まれない学生に対して、どういう影響があるか、充分検討した上で廃寮に踏み切るべきではないか。大学が学寮を持つことに意義があるとしても、そのことと大学に学寮を管理運営する能力があるか、

あるいは建て替えまでこぎつける能力があるかは次元を異にする問題である。従って大学に寮があればよいと思ってもそういった面に能力がなければ、実際問題としては廃寮せざるを得ない。そういった大学の能力の限界からして廃寮を余儀なくされる場合には、学寮にかわるものを大学として考えることは可能ではなからうか、あるいは必要ではなからうかということが、ここから問題となる。そうすると廃寮という方向に踏み切るにしても、そこに二つの場合が考えられよう。一方は、北大改革検討委員会4-1専門委員会の提言に示唆されているように大学としては寮は持たない、あるいは持てないから断念する。しかし大学固有の学寮にかわる寮について考える。例えば北大生だけではなく、他大学の学生との共通の学生寮を考え、それを造るように大学がイニシアチブをとる。そのような一大学が管理運営する学寮にかわる、学生の居住のための厚生施設を考えつつ、廃寮するのが一つの場合である。他方には、そのようなことは大学として行わず、言わば無条件に廃寮するという場合が残る。

(2) 建て替えまでのプロセスと廃寮までのプロセスの難易

廃寮する場合について議論したもう一つの問題は、廃寮の方向を選択した場合と、建て替えの方向を選択した場合とどちらが難しいかである。いずれにしても、学生との対応あるいは最悪の場合、紛争によって負担が増すことであろうし、また現在の老朽寮を廃止しなければならぬということも共通している。この辺の検討は不十分だが、建て替え作業の一部として現在の寮を廃止する場合には、現在の寮の代りの新寮が約束されている。これに対して廃寮の方向を選択した場合、代りがないのであるから寮生との対応でも大学側内部の合意の点でも、問題はより難しくなるのではなからうか。ただ、つけ加えておかなければならないのは、これはあくまで建て替えのプロセスと廃寮のプロセスとの、いずれにしても途中のプロセスの難易の比較だということである。

資料 私たちは昭和四九年七月に諮問をうけ、五〇年一月を目途に浅くとも出来るだけ広く問題点を洗い出したいと考えてきた。しかしこの報告は平面的、羅列的で今後の方向がはっきりせず、言いつばなしではないかといった批判があるかと思われる。

またまりの悪い報告であり、不十分な面も多いが学寮問題の実態を反映するものとして今後の検討の素材にしたい。 (注1) アンケートによる新入生の年度別居住調

- (注1) アンケートによる新入生の年度別居住調
- (注2) 学寮の利用状況
- (注3) 下宿(貸間)料の推移
- (注4) 日本育英会貸与月額の推移
- (注5) 昭和四九年度の本学奨学生数
- (注6) 寮生の生活費(昭和五〇年一月現在)
- (注7) 寮生の摂食率

またまりの悪い報告であり、不十分な面も多いが学寮問題の実態を反映するものとして今後の検討の素材にしたい。 (注1) アンケートによる新入生の年度別居住調

(注1) アンケートによる新入生の年度別居住調 昭和47~49年度

事項年度	A 入学者数 人 (194)	B アンケート提出者数 人 (144)	居住別内訳		(D/B)	E 入寮希望 申込者数 人 (15)	F 入寮者数 人 (7)	(E/D)	(F/E)	(F/D)	G 下宿紹介 申込者数 人 (50)	(G/D)	備考
			C 自宅内 通学者数 人 (65)	D 自宅外 通学者数 人 (79)									
47	2,006 (1,944)	1,583 (1,444)	446 (65)	1,137 (79)	71.8 (54.9)	185 (15)	132 (7)	16.3 (19.0)	71.4 (46.7)	11.6 (8.9)	527 (50)	46.4 (63.3)	78.9 (74.2)
48	2,020 (1,891)	1,773 (1,671)	400 (56)	1,373 (1,111)	77.4 (66.5)	168 (18)	134 (7)	12.2 (16.2)	79.8 (38.9)	9.8 (6.3)	748 (62)	54.5 (55.9)	87.8 (88.4)
49	2,082 (1,931)	1,779 (1,581)	383 (62)	1,396 (96)	78.5 (60.8)	257 (17)	108 (5)	18.4 (17.7)	42.0 (29.4)	7.7 (5.2)	830 (58)	59.5 (60.4)	85.4 (81.9)

注：()内は女子学生を内数で示す。

学寮問題中間報告要旨

(注2) 学寮利用状況

年 度	入 寮 率		
	全国国立大学	北海道大学	恵 迪 寮
46	77.6%	72.3%	81.7%
47	71.3	69.4	80.6
48	70.0	69.6	83.5

(注3) 下宿(貸間)料の推移

札幌市内の下宿(貸間)料の推移を示すと概ね次のようになっている。

下宿(2食付)

	昭和47年	昭和49年	昭和50年
6畳	15,000円	20,000円~23,000円	25,000円~27,000円
4.5畳	14,000円	17,000円~19,000円	23,000円~25,000円

貸間(室代のみ)

	昭和47年	昭和49年	昭和50年
6畳	6,000円	7,000円	8,000円~10,000円
4.5畳	5,000円	6,000円	7,000円~8,000円

なお、北大生協の食堂を利用すれば食事代は3食(定食)で450~550円程度(昭和50年4月調)

(注4) 日本育英会貸与月額推移

年 度	大 学		大 学 院		
	一 般 貸 与	特 別 貸 与	修 士	博 士	博 士 (医・歯)
29	新入学者 継続者の10%に2,500円 2,000円 6月継続者の30%に3,000円		第1種 6,000 第2種10,000		
30	〃		〃 〃	第1種 6,000 第2種10,000	
31	〃 3,000円を50%に拡大		〃 〃	〃 〃	
32	〃 3,000円を60%に拡大		〃 〃	〃 〃	第1種 6,000 第2種10,000
33	〃 〃		〃 〃	〃 〃	〃 〃
34	〃 〃		〃 〃	〃 〃	〃 〃
35	〃 〃		〃 〃	〃 〃	〃 〃
36	〃 〃		第1種 8,000 第2種10,000	第1種 8,000 第2種12,000	第1種 8,000 第2種12,000
37	〃 〃		〃 〃	15,000	〃 〃
38	4月新入学者 2,000円 から2,500円 2,500円 3,000円 の3本建 とする	新入学者から { 自宅 5,000円 学年進行で } { 自宅外8,000円	10,000	〃	15,000
39	2,500円と3,000円の2本建とする	〃	〃	〃	〃
40	〃	〃	〃	〃	〃
41	〃	〃	〃	〃	〃
42	3,000円1本建とする	〃	13,000	18,000	〃
43	〃	〃	〃	〃	〃
44	〃	〃	〃	〃	〃
45	〃	〃	15,000	20,000	〃
46	〃	新入学 { 自宅 6,000円 者から } { 自宅外10,000円	17,000	22,000	〃
47	新入学者から6,000円	〃 { 自宅 8,000円 自宅外12,000円	〃	〃	23,000
48	〃	〃	〃	〃	〃
49	〃	〃	25,500	33,000	33,000
50	〃	〃	32,000	42,000	42,000

学寮問題中間報告要旨

(注5) 昭和49年度 北海道大学の奨学生数(地方自治体、民間団体を含む)

昭和49年11月現在

学部	一般	1,446名
	特奨	1,252名
	計	2,698名

全学生に対する比率 30.2%

(学寮の奨学生は寮生の50.5%)

大学院	修士	436名
	博士	437名
	計	873名

全大学院生に対する比率 62.6%

(注6) 寮生の生活費

昭和50年1月現在

寮に居住する者の1人当りの生活費(1ヵ月)の例を示すと次のとおりである。

A寮	食費(3食)	9,600円
	諸経費(人件費その他)	2,900円
	計	12,500円
B寮	食費(3食)	9,200円
	諸経費(人件費その他)	2,600円
	計	11,800円

(注7) 寮生の摂食率

昭和48年度 ある寮の年間平均摂食率

朝食	現員の22.0%
昼食	" 60.6%
夕食	" 65.7%

学寮問題検討会(五二・八・一八〜一九)まとめ

(昭和五十二年二月二十一日、評議会了承)

学寮問題特に昨年夏以降における第一小委員会審議及び学生との対応の経緯をふまえ、学寮に対する基本的な考え方及び具体的構想について検討を行った。

①教官の負担問題

このことについて、かねてから疑問が提起されていたので、大学としてゆずれ得ない基本線(いわゆる四つの基本線)について集約した評議会(五一・一・二二)の経過を改めて紹介した。

学寮の運営にあたっての教官負担の軽減については、学生部委員会で、従来、具体的な論議をしていなかったで、この点に関し討議を行った。

「学寮問題の項目別まとめ(五一年度第一小委員会)」の中にも「学生部委員会が……」という字句がでてくるが、これは中間報告要旨(五〇・九)の趣旨を十分生か

すものではないとの意見もあり、学生部委員会は、学寮の日常的運営並びに直接的な学生対応に関与しないという方針を確認し、寮規にこの趣旨が生かされるように配慮し、且つ、この点に関する審議の経過を学生部委員会などの議事録に明記することで合意をみた。

いうまでもなく学生部委員会は学生部長をバック・アップするものではあるが、学寮の運営はできる限り事務的に処理して行くことを基本とする。

②入寮選考

入寮選考については、従来、第一小委員会がとってきた方針を継続して行く。

入寮選考の提出資料(所得証明書など)に関しては、プライバシーの問題もあるので、寮生を関与させるとした場合には慎重な配慮が必要となろう。

③学寮の構想

学寮の構想については、大学として建て替への決定を
みない現段階においては、慎重に取り扱う必要がある。
しかし、学寮の規模、用地取得の可能性、学寮の運営、
大学の負担及び学生の負担などの諸問題に関し、事前の
検討は避けられないという第一小委員会の討議の経過を
ふまえ「建て替えるとすれば」を前提として、以下のよ
うな検討を行った。

①居室

個人の私生活の尊重を主眼として、各施設及び設備
を考慮する。従って、居室は一〇平方メートル程度の
個室を原則とし、その他に隣合った二つの個室をドア
などで連絡できる構造のものを考慮することも可能で
ある。

②敷地

学生部の試算によれば、分散（学生部所管の学内外
の学寮敷地）方式では、職員配置及び経費の面で、維
持運営は不可能に近い。二カ所分散の場合も同様であ
り、学内一括でなければ、学寮の維持運営は極めて困

難であり、敷地としては約一〇〇〇〇〜一五〇〇〇平
方メートルが必要となろう。

また、将来的に学寮以外の学生部所管の数多くの施
設をこの一括団地に集約することができれば、これら
の維持管理に多くの利点が期待される。

学生部所管敷地に限定して考えると、学内的には、
準硬式野球場の位置する場所が適当と思われる。

この場合、準硬式野球場の移転先としては、学生部
所管の恵迪寮敷地の西側が考えられる。このことにつ
いては一般体育の授業としても、学生の憩いの場とし
ても、身近かに利用できるであろうとの意見も出され
た。また、教養部の将来問題とも関連を生ずるかも知
れないが、これは全学的に考えられるべきこととして、
取りあえず、準硬式野球場敷地を学寮敷地の第一候補
地とすることに異論はなかった。

④学寮の経費

経費の問題については、教育研究費へのシワ寄せは、
不可との強い意見がある。

試算によれば、負担区分を受益者負担の原則で貫けば、

資料

文部省配当の寄宿舎経費内での運営が可能であり、寮生の負担の額も過重なものではないと思われる。しかし、将来、寄宿料の改定がなければ公共料金と物価の上昇に伴って大学負担の額に問題が生ずるであろうとの指摘もあった。

⑤ 院生寮

院生寮については、現寮をそのまま残すことは、旧寮と新々寮との併存を意味し、運営に著しい困難をもたらすので、これを機会に学寮建て替えの定員に含める（即ち五五四名十一四名〓五六八名）方向で院生と対応してみることにした。

なお、単独の院生寮については、新しい構想で将来へ向けて検討を進めることとした。

⑥ 今後の進め方

従来の寮生との対応の経過について分析をした結果、北大寮連との間においても総べての点で一致をみることは困難であろうし、特に、反対の意見を強く表明している寮生との間で合意を得ることは、更に困難と思われる。従って、在来への対応の方式をもってしては、現状の打開

を図ることは難しい。

しかしながら、寮生対応における感触からすれば、寮生は大学側により具体的な提案を期待している。

第一小委員会としては、今までの討議の結果、「学寮の建て替えのための種々の制約条件」及び「大学として踏み切るための条件」を考慮した構想を得た。

よって、現状を打開するためには、大学としてより具体的な学寮の構想及び諸条件を定め、不転の決意をもって、一歩踏み込んだ寮生との対応を行うべき時期に至ったと考えられる。

現寮における負担区分の正常化について

現寮における負担区分の正常化について（昭和五十六年七月～昭和五十八年三月）

〔通知〕

寮生諸君へ

北海道大学学生部委員会

一、このたび、学生部委員会および評議会において、現存の本学学寮について、経費負担区分の正常化を本年十月一日から実施することが決定されました。寮生諸君がこの問題を正しく理解して下さることを願って、この決定に至る経緯、学生部委員会の見解、具体的な実施方法等について説明したいと思います。

二、現行の寮規（北海道大学学寮規則 昭四一・六・二

四）の八条には、「個人の生活に必要な光熱水料等の経費は寮生の負担とする」と定められ、また実施細則（北海道大学学寮規則の実施に関する細則 昭四一・七・

一）の六条には、寮生の負担すべき経費として、炊事人の人件費と電気・水道・燃料・通信運搬費が掲げられています。

戦後の国立大学においては、終戦直後の極度の経済的困難を背景として、光熱水費等の私生活費の全額を大学が負担するところが数多くみられました。しかし、私生活に要する経費は自らが負担すべきであるという市民社会の基本的ルールは、国立大学の寮生なるがゆえに適用を排除されうるものではありません。この自明の理の認識の上に立って、昭和三十九年二月十八日に、「学寮における経費の負担区分について」と題する通達が各国立大学長あてに出されました。前記の寮規の定めは、この通達の主旨にも適合するものです。ところが、その後、いわゆる大学紛争の時期に入っ

たこともあって、北大を含む多くの国立大学において、「負担区分の正常化」は容易に実現されませんでした。そして遂に、国の財政執行を監督・検査する機関である会計検査院（憲法九〇条参照）によって、「不当支出」として指摘され、その是正が求められるに至りました。まず、昭和四十七年には、学寮を持つ殆どの国立大学が不当支出の存在を指摘され、北大を含む各大学は「今後、正常化に努力する」と約束しました。さらに、昭和五十四年には、会計検査院は国立大学の学寮に関する詳細な調査を実施し、数多くの大学において不当支出が存在し、しかも前回は是正勧告にもかかわらず努力の跡がみられない、との厳しい指摘と正常化の要求を行ないました。北大の学寮については、たとえば昭和五十三年度に約二、三〇〇万円にのぼる不当支出があり、それを早急に是正するよう求められました。昭和五十五年以降においては、各国立大学は寮経費の負担区分の正常化に努力し、現在、不正常なままの状態にあるのは北大を含むごく少数の大学のみとなっています。なお、会計検査院は国会に検査の報告・説明を

行なうことができる（会計検査院法二九・三〇条）ほか、検査に関連して懲戒処分等の要求、犯罪の通告等となし（同法三一・三二条）、さらに責任者の弁償責任について決定する権限を有しています（同法三二条）。

三、ところで、学寮問題は北大における十数年來の懸案事項ですが、昭和十五年一月二十三日の評議会において、現寮を廃止して新しい寮を建設することが決定されています。このことは寮生諸君もよくご存知のことと思います。この「新々寮建設」に関しても、なお検討すべき問題が少なからず残されていますが、ともあれ、現在の老朽化した寮の新寮への建て替えは、今や必ずなしとげられねばならないことです。そして、寮経費の負担区分の正常化は、新寮において実施されるべきことはもちろんですが、その前に、いささか遅きに失したとはいえ、現寮についても当然に行なわれなければなりません。本年度においてもこれが怠られるならば、目前に迫っている「新々寮建設」に重大な支障が生ずる恐れがあります。

四、学生部委員会は、以上に述べたことの認識の上に

立って、本年五月六日の臨時学生部委員会において、現寮の負担区分を正常化する方針を決定しました。そして、負担区分の正常化は、当然なされるべきであったことを本筋に帰って実行することであるにしても、寮生諸君の経済的負担が従来よりも増すことは疑いがない事実である点を考慮して、実施決定の前に何回かの話し合いの場を持つことにしました。しかし、五月二十二日および六月十二日に設定した話し合いの申し入りは、寮連執行部によって、五月六日の決定を撤回するか、もしくは決定が変更しうることを確約しない限り応じられない、との回答によって拒否されました。また、六月一九日に第一小委員長と補佐が寮生諸君と懇談したいという申し入れを行ない、さらに学生部長との話し合いが六月二十六日に持たれる可能性がありました。しかし、いずれも不調に終わりました。学生部委員会としては、五月六日の決定が変わりうることを確約せよとの寮連執行部の要求に対しては、つぎのように答えてきました。「そのような変更がもし仮になされたとしても、結局は、現寮を廃止して『新々寮建設』を

とりやめるか、あるいは、現寮について昭和五十七年度から入寮募集を停止していささかでも不当支出の額を減らす措置をとるという結果にしかならないが、それは甚だ好ましくない。というよりは、それらは殆ど絶対に選択しえない途であるから、五月六日決定を変更しうるといふ確約はできない。」

このようにして、現寮の負担区分正常化の問題に関する限り、学生部委員会と寮連は事実上の決裂状態となりました。委員会としては、この事態にどのように対処すべきかに苦慮しましたが、いくどもの論議を重ねた結果、すでに述べた問題の性格、および時間的余裕がもはや殆どないことを考えるならば、寮連との話し合いの場を遂に持つことができなかったことはきわめて遺憾であるけれども、現段階において現寮の負担区分の正常化を実施する決定をするほかないとの結論に達しました。この決定は、六月二十九日開催の臨時評議会に報告され、了承されました。なお、その際には、前記の寮規八条および細則六条を規定どおり実施することが確認されています。

五、最後に、昭和五十五年度において負担区分の正常化が実施された場合に寮生諸君が納入すべきであった光熱水費等の概算額を、参考例として示しておきます。
寮生一人あたり一カ月分

区分	寮名	電気料	上下水道料	炊事、風呂等燃料費	暖房費	人件費	合計
恵通寮	八八円	三〇四円	重油六八九円 石炭六二円	重油一七三円	六四八円	三、五二四円	(一、七九二)

(一)内は夏期(五、十月)の負担額
なお、計算方法等について不明な点があれば、厚生課学寮掛にお問い合わせ下さい。
(以下、各寮分の概算額は省略)

〔揭示〕

負担区分の正常化について

周知のように、本学には、学寮問題と呼ばれる多年の懸案があります。学寮問題の多彩な経緯のなかで、歴代学生部長及び学生部委員会は、ほぼ一貫して、老朽化した現寮の建て替えという方向を追求し、

そのための条件を整えてまいりました。「新々寮建設」の時機は漸く熟しつつあります。

このような状況のもとで、学生部委員会としては、「新々寮建設」に先だって、現寮の「負担区分の正常化」を実施することが、とりわけ緊要な課題であると考えます。本学では、ながらく、学寮に要する光熱水料のほぼ全額を国費で賄ってきましたが、元来、寮生活の私的経費を受益者たる寮生自らが「負担」することは市民社会の当然のルールであって、北大の現状はきわめて異例といわなければなりません。

学生部委員会は、これまで、寮連を通じ、負担区分の正常化に向けて、寮生諸君の理解と協力をうるため努力を傾けてきましたが、寮連との話し合いは終始軌道に乗ることなく今日にいたりました。話し合いが実を結ばないまま解決に踏みきくことはまことに遺憾ではありますが、学寮における市民ルールの回復なくして学寮の再生はありえないと考えております。

六月二十九日の評議会決定を承けて、近く負担区分の正常化を行います。ひろくこの問題に対する全学のご理解を求める次第であります。

昭和五十六年七月十一日

学生部長

寮生父兄各位（昭和五十六年七月二十七日）

北海道大学学生部長

拝啓 ご父兄の皆様には、時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、ご子女が居住されている学寮について、寮生のご父兄の皆様に、現在、本学が当面する不正常的な学寮の実態をご報告いたし、ご理解ご協力を賜わりたく、誠に勝手ながらご通知いたす次第であります。

かねて、本学の学寮については、大学が国費で私生活に要する経費（光熱水料等）の大部分を負担してまいりましたが、会計検査院から適切な支出ではないので、早

急に是正するよう厳しい指摘がなされております。

いうまでもなく、学寮の私生活にかかる経費を寮生自らが負担することは、社会通念上当然のルールでありますが、本学の実態は、いかに寮生への便宜供与とはいえ、例えば昭和五十三年度においては、約二千三百万円相当を寮生の私生活にかかる経費として不当に支出せざるをえませんでした。

学寮における光熱水料等は、大学が管理運営上負担する分と、寮生が私生活に要する負担分に、それぞれ明確に区分して徴収すべきところでありましたが、本学では諸般の事情により、その実現ができませんでした。しかし、この不正常的な実態をこのまま放置することは、社会的公正を欠き著しく不当であることから早急に是正しなければならず、しかも、今年度後期（十月一日）から、大学としては、寮生の私生活に要する経費の計上が不可能となり、是非とも正常化しなければならぬ重大な事態となりました。

本学としては、寮連合執行委員会、各寮々長を通じ、正常化に向けて寮生の理解と協力をうるため努力を続け

てまいりましたが、不幸にして話し合いは終始軌道に乗ることなく現在に至っております。

今後、仮に寮生の合意がえられず、万一、寮生が不払い運動を展開し、大学が正式に決定した「本年十月一日からの私生活に要する経費（光熱水料等）の徴収」が実施できない最悪の事態にたちいたるようなこととなれば、ご父兄に負担していただくざるをえないと判断いたしております。また、場合により、遺憾ではありませんが、退寮処分・入寮停止・廃寮等の厳正な措置をとらざるをえず、誠に不幸な事態となります。

大学としては、かかる事態をさげ、円満に解決いたしたく万全を尽す覚悟であります。ご父兄の皆様におかれましても「学寮における負担区分の正常化」について、ご理解ご協力を賜わりたく衷心よりお願い申し上げます。第であります。

なお、ご子女に対しましては、別添文書により、個々に理解と協力を要請しましたので、ご父兄の皆様には、ご子女に対し帰郷の折にあるいは音信等により、しかるべくご指導を願えれば幸甚であります。

おって、仮にご子女が不払いの態度を示された場合、ご父兄としてのお考えについて、同封の葉書により折り返しご回答いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

備考 一、本文中の別添文書は省略する。

二、同封の葉書は、次のとおりである。

仮にご子女が不払いの態度を示された場合

父兄として（何れかに○印をおつけ下さい。なお、この問題について、ご意見があればお聞かせ下さい。）

一、支払います。

一、子女から支払わせるよう説得します。

ご父兄ご住所

ご芳名

ご子女名

昭和56年10月12日

寮 生 各 位

北海道大学学生部長

学寮経費個人負担額(光熱水料等)の
徴収について(通知)

寮生諸君には、すでに学生部委員会名をもって「現寮における負担区分の正常化について」により、理解と協力を求めたところであり、

ついては、本年10月1日から、大学が管理運営上負担する分と寮生が私生活に要する負担分とに、それぞれ明確に区分し、寮生の負担額(光熱水料等)を徴収しますので、あらかじめ通知します。

本学としては、寮生諸君が「現寮における負担区分の正常化について」の本旨を理解し、学寮経費個人負担額(光熱水料等)の徴収が、円滑かつ、円滑に実施できることを求めています。

万一、寮生諸君が不払い運動を展開するようなこととなれば、遺憾ではありますが、退寮処分等の厳正な措置をとらざるをえないことを念のため申し添えます。

なお、10月からの学寮経費個人負担額(光熱水料等)は、毎月当月分を翌月の1日(翌月の1日が、日曜日、休日等の場合は当月末日)に通知します。15日以内(15日目が日曜日、休日等の場合は、その前日)に納付願います。

昭和56年10月12日

寮 生 父 兄 各 位

北海道大学学生部長

拝啓 ご父兄の皆様には、時下益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、先般、本学の不正常な学寮の実態についてご報告ご説明いたし、ご理解ご協力を賜わるようお願いいたしましたところであり、

ついては、ご子女に対し、本年10月1日以降の学寮経費個人負担額(光熱水料等)を請求することといたしました。

本学としては、ご子女が「現寮における負担区分の正常化について」の本旨を理解し、学寮経費個人負担額(光熱水料等)の徴収が、円滑に実施できることを求めています。万一、ご子女が納付期限までに完納されない場合には、誠に不本意ながらご父兄の皆様にご通知いたし、ご父兄の皆様からお支払い願うこととなりますので、あらかじめお含みおきくださるようお願いいたします。

敬 具

学寮経費個人負担額一覽

区 分	定員	電気料	道 上 料 水	道 下 料 水	炊 事 燃 料 費	暖 房 費	人 件 費	合 計
忠 迪 寮	三 三	三 三 円	円	三 三 円	九 三 円	一 九 三 円	△	三 三 三 三 円
北 学 寮	六	五 三	三 三	三 三 円	三 三 円	一 四 三 円	△	一 一 四 三 円
進 修 学 寮	六	四 九	三 三	三 三 円	△	三 三 円	△	四 一 六 円
琴 園 学 寮	七	三 三	△	三 三 円	三 三 円	三 三 円	△	三 一 七 円
月 寒 学 寮	三	四 九	六	六 円	三 三 円	三 三 円	△	一 一 〇 六 円
輪 影 寮	四	七 七	△	三 三 円	三 三 円	一 九 九 円	△	三 一 六 円
女 子 寮	三	五 五	三 三	三 三 円	△	三 三 円	△	三 一 九 九 円
有 島 寮	四	△	三 三	三 三 円	三 三 円	三 三 円	△	一 一 三 三 円

() 内は夏期(五、十月)の負担額

学寮経費個人負担額(光熱水料等)
納付の告知

1. 納付経費区分
昭和56年10月分学寮経費個人負担額
(光熱水料等)

2. 納付期限
昭和56年11月14日

3. 納付場所
学生部厚生課学寮掛
(寮長に、在寮生分をとりまわりの上学寮掛へ納付するよう依頼してあるので、寮長に渡すこと。ただし、寮長がとりまわれない場合には、学寮掛へ直接持参すること。)

4. 納付者及び納付すべき金額
別紙掲載のとおり

上記のとおり納付してください。

昭和56年10月31日

北海道大学学生部長

昭和56年10月31日

(寮長) 殿

北海道大学学生部長

学寮経費個人負担額(光熱水料等)の
納付について(告知)

貴寮における10月分学寮経費個人負担額(光熱水料等)は、下記のとおりであります。ついでには、各寮生分のとりまとめを依頼しますので、一括して所定の期日までに納付してください。

1. 請求金額 円

記

- | | | |
|----|-------------|---|
| 内訳 | 燃料費(単価×人数=) | 円 |
| | 上水道料() | 円 |
| | 下水道料() | 円 |
| | 電気料() | 円 |
| | 人件費() | 円 |
2. 納付期限 昭和56年11月14日までとする。
3. 納付場所 学生部厚生課学寮掛
個人別告知書は別添のとおり

昭和56年10月31日

(寮生) 殿

北海道大学学生部長

学寮経費個人負担額(光熱水料等)の
納付について(告知)

あなたの10月分学寮経費個人負担額(光熱水料等)は、下記のとおりであります。ついでには、所定の期日までに納付してください。

1. 請求金額 円

記

- | | | |
|----|------|---|
| 内訳 | 燃料費 | 円 |
| | 上水道料 | 円 |
| | 下水道料 | 円 |
| | 電気料 | 円 |
| | 人件費 | 円 |
2. 納付期限 昭和56年11月14日までとする。
3. 納付場所 学生部厚生課学寮掛
(寮長に、在寮生分を取りまとめの上学寮掛へ納付するよう依頼してあるので、寮長に渡すこと。ただし、寮長が取りまとめない場合には、学寮掛へ直接持参すること。)

昭和56年11月16日

(寮 長) 殿

北海道大学学生部長

督 促 状

先に、貴寮に対して納付の告知をした10月分学
寮経費個人負担額（光熱水料等）は、納付期限
（11月14日）までに完納されておりませんので、各
寮生分をとりまとの上、一括して至急納付する
よう督促します。

なお、寮生が学寮経費個人負担額（光熱水料等）
の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しないと
きは、本学の学寮規則により退寮処分となります
ので、念のため申し添えます。

記

請求金額	円
内訳	
燃料費（単師×人数＝）	円
上水道料（	円
下水道料（	円
電気料（	円
人件費（	円

昭和56年11月16日

(寮 生) 殿

北海道大学学生部長

督 促 状

先に、あなたに対して納付の告知をした10月分
学寮経費個人負担額（光熱水料等）は、納付期限
（11月14日）までに完納されておりませんので、
至急納付するよう督促します。

なお、学寮経費個人負担額（光熱水料等）の納
付を怠り、督促を受けてもなお納付しないときは、
本学の学寮規則により、退寮処分となりますので、
念のため申し添えます。

記

請求金額	円
内訳	
燃料費	円
上水道料	円
下水道料	円
電気料	円
人件費	円

昭和56年12月1日

(寮生) 殿

北海道大学生部長

督促状

先に、あなたに対して督促をした10月分学寮経費個人負担額(光熱水料等)は、納付期限(11月14日)を過ぎてもいまだに完納されておりませんので、直ちに納付するよう再度督促します。

記

請求金額	円
内訳	
燃料費	円
水道料	円
下水道料	円
電気料	円
人件費	円

(寮生父兄) 殿

北海道大学生部長

昭和56年12月1日

昭和56年10月分学寮経費個人負担額(光熱水料等)について(告知)

このことについて10月31日ご子女に料し、下記のとおり納付の告知を行いました。納付期限(11月14日)を過ぎてもいまだに完納されておりません。

ついては、誠に恐縮ではありますが、ご子女にかわり納付くださるようお願いいたします。

なお、万一、本文書到達前にご子女が支払われ、後日、ご父兄から同一月分が納付された場合には、翌月分で相殺し処理させていただきますので、お含みおきくださるようお願いいたします。

おつて、ご不明の場合には、厚生課学寮掛(電話711局2111番内線3257番)へおたすねください。

記

1. 請求金額	円
内訳	
燃料費	円
水道料	円
下水道料	円
電気料	円
人件費	円

2. 納付場所 学生部厚生課学寮掛

3. 納付方法 現金書留で送金又は富士銀行札幌支店(当座預金12064)へ振込み願います。

昭和五十六年十二月十六日

〔寮生父兄殿〕

北海道大学学生部長

学寮経費個人負担額（光熱水料等）について

拝啓 時下益々清祥のことお慶び申し上げます。

さて、先般、ご子女が一〇月分学寮経費個人負担額を納付されていなことを報告申し上げ、ご子女にかわり納付くださるようお願いいたしましたところでありますが、いまだに一部のご子女若しくはご父兄からは納付されておりません。

いうまでもなく、学寮における光熱水料等は、大学が管理運営上負担する分と、寮生が私生活に要する負担分に、それぞれ明確に区分し、私生活にかかる経費分を寮生自らが負担すべきことは、社会通念上当然のルールであり、この当然のルールは、国立大学の学生なるがゆえに免除されるものでは決してありません。督促を受けてもお納付を怠り、明年一月一六日（納付期限厳守）までに納付されないときは、誠に不本意ながら、ご子女に対し、退寮処分を行わざるを得ず、誠に不幸な事態にたちいたることとなります。

また、仮に退寮処分をうけ、退寮されたとしても、在寮中の学寮経費個人負担額は免除され得るものではなく、誠に遺憾ではありますが、本学学寮規則に基づき処分、更には法的な所要の措置をとらざるを得ないこととなります。

かかる事態にたちいたることは、単にご本人、ご父兄の不利益にとどまらず、大学にとってもこの上ない苦悩をかかえることとなり、このような不幸な事態を回避すべく、ご子女にかわり納付くださいますよう、再度、お願い申し上げます。敬

具

なお、ご子女に對しまして、別添文書（写）のとおり通知を行っておりますので、念のためお知らせいたします。

おつて、内容等にご不明の場合は、厚生課学寮掛（電話 〇一一七一一二一一内線 三三五七）へおたずねください。

また、本信到着前にご納付いただきましたご父兄には、現寮における学寮経費の正常化の旨に免じてご返答くださいますようお願い申し上げます。

敬 啓

昭和56年12月16日

(寮 生) 殿

北海道大学学生部長

学寮経費個人負担額(光熱水料等)について

先に、あなたに対して納付の告知をした10月分学寮経費個人負担額(光熱水料等)は、納付期限(11月14日)までに完納されておりませんので、至急納付してください。

なお、学寮経費個人負担額(光熱水料等)の納付を怠り、督促を受けてもなお1月16日までに納付しないときは、本学の学寮規則により、退寮処分を行うので、念のため申し添えます。

(未納寮生氏名列記)

記

昭和五十七年一月二十日

北海道大学学生部長

以上、嚴重注意する。

このことは、寮生としての責務に欠けるものであり、極めて遺憾である。
三、請求・督促をしたにもかかわらず、いまだに所定の金額を納付していない。
費を自らが負担すること。)を決定し、昨年十月一日から実施することとし、再
左記の者は、本学が現寮における負担区分の正常化(寮の私生活にかかる経

嚴 重 注 意

現寮における負担区分の正常化について

昭和57年 1月20日

(寮 生) 殿

北海道大学学生部長

厳 重 注 意

貴君は、本学が現寮における負担区分の正常化（寮の私生活にかかる経費を寮生自らが負担すること。）を決定し、昨年10月1日から実施することとし、再三、請求・督促をしたにもかかわらず、いまだに所定の金額を納付していない。

このことは、寮生としての責務に欠けるものであり、極めて遺憾である。
以上厳重注意する。

昭和57年 1月20日

寮生父兄各位

北海道大学学生部長

ご子女に対する厳重注意について

このことについて、別紙（写）のとおり、ご子女に対し「厳重注意」を發出しましたので、ご参考までにお知らせします。

なお、ご父兄にあつては、今後共、本学が当面する現寮における負担区分の正常化についてご理解、ご協力を賜りたく、お願い申し上げますとともに、ご子女に対し、なお特段のご説得を賜れば幸いです。

昭和57年2月3日

(寮 生) 殿

北海道大学学生部長

退寮処分について (予告)

貴君は、再三にわたり、請求・督促をしたにもかかわらず、いまだに所要の学寮経費個人負担額を納付していない。

従って、昭和57年1月29日開催の学生部委員会は、北海道大学学寮規則第11条第6号により、昭和57年2月18日付けをもって退寮処分を行うことに決定したので、あらかじめ通知する。

なお、現在、経済的事情等により、学寮経費個人負担額を納付できない者は、学生部委員会の議を経て、延納を許可することがあるので、延納を希望する者は、きたる2月15日(月)(期限厳守)までに、学生部厚生課(学寮掛)に別添様式により申請すること。

退寮処分について (予告)

左記の者は、再三にわたり、請求・督促をしたにもかかわらず、いまだに所要の学寮経費個人負担額を納付していない。

従って、昭和五十七年一月二十九日開催の学生部委員会は、北海道大学学寮規則第十一条第六号により、昭和五十七年二月十八日付けをもって退寮処分を行うことに決定したので、あらかじめ通知する。

なお、現在、経済的事情等により、学寮経費個人負担額を納付できない者は、学生部委員会の議を経て、延納を許可することがあるので、延納を希望する者は、きたる二月十五日(月)(期限厳守)までに、学生部厚生課(学寮掛)に所定の様式により申請すること。

昭和五十七年二月三日

記

(未納寮生氏名列記)

北海道大学学生部長

上記の正統化区分の負担額における誤差

昭和57年2月3日

寮生父兄各位

北海道大学学生部長

退寮処分について(予告)

このことについて、小職として、誠に遺憾では
ありますが、別紙(写)のとおり、ご子女に対し
「退寮処分」の予告を行いましたので、ご参考ま
でにお知らせします。

なお、ご父兄にあっては、現寮における負担区
分の正常化について、ご理解、ご協力を賜り、ご
子女が納付すべき学寮経費個人負担額を納付くだ
さいますようお願いいたします。

学寮経費個人負担額延納申請書

昭和 年 月 日

北海道大学学生部長 殿

寮
学部 学科 年
氏名 印

現在、私は、学寮経費個人負担額を納付できま
せんので、下記により、延納を申請いたします。

記

1. 延納を希望する理由(具体的に記載のこと。)
2. 延納を希望する月額分 昭和56年 月分から
昭和56年 月分までの
学寮経費個人負担額(円)
3. 延納を希望する期限 昭和 年 月 日まで
備考 1. 延納を許可する月額分は、昭和56年12
月分までとする。
2. 延納期限は、昭和57年3月31日までと
する。

記
(退寮処分寮生氏名列記)

昭 和 五 十 七 年 二 月 二 十 六 日
北 海 道 大 学 学 生 部 長
昭 和 五 十 七 年 三 月 七 日 限 り で 退 寮 を 命 ず
る。
十 七 年 三 月 七 日 限 り で 退 寮 を 命 ず
六 号 に よ り、左 記 の 者 に、昭 和 五
北 海 道 大 学 学 寮 規 則 第 十 一 条 第

公 示

退 寮 処 分 書
海 大 学 第 246-1 号
1 号
進 修 学 寮 学 部 学 科 学 年
氏 名
北 海 道 大 学 学 寮 規 則 第 11 条 第 6 号 に よ り、昭
和 57 年 3 月 7 日 限 り で 退 寮 を 命 ず る。
昭 和 57 年 2 月 26 日
北 海 道 大 学 学 生 部 長

昭 和 57 年 2 月 26 日
北 海 道 大 学 学 生 部 長
寮 生 父 兄 各 位

ご 子 女 に 対 す る 「退 寮 処 分」 に つ い て (通 知)
北 海 道 大 学 学 生 部 長
ご の こ と に つ い て、小 職 と し て、誠 に 遺 言 で は
あ り ま す が、別 紙 (写) の と お り、ご 子 女 に 対 し
「退 寮 処 分」 を 行 い ま し た の で、お 知 ら せ し ま す。
な お、き た る 3 月 8 日 (月) ま で に 納 付 が あ っ た 場
合 に は、退 寮 処 分 を 解 く こ と も 考 慮 し て い ま す。
お っ っ て、ご 参 考 ま で に、「学 寮 経 費 個 人 負 担 額 徴
収 状 況」 を 同 封 し ま す。
(学 寮 経 費 個 人 負 担 額 徴 収 状 況 は 省 略)

昭 和 五 十 七 年 度 の 入 寮 募 集 は、
現 在 の と こ ろ、北 学 寮、桑 園 学 寮、
月 寒 学 寮、楡 影 寮、女 子 寮 及 び 有
鳥 寮 に つ い て 認 め る。
た だ し、学 寮 経 費 個 人 負 担 額 の
未 納 者 は、学 部 寮・有 鳥 寮 へ の 入
寮 を 認 め な い。
昭 和 五 十 七 年 二 月 二 十 六 日
北 海 道 大 学 学 生 部 長

公 示

進修学寮
(管理人氏名) 殿
海大学第 276 号
昭和57年 3月 1日

北海道大学学生部厚生課長
退寮処分に伴う措置について

このことについて、別記の寮生は、所要の学寮
経費個人負担額滞納のため、学寮規則第11条第6
号により、昭和57年 2月26日付けをもって退寮処
分となり、昭和57年 3月7日限り退寮すること
を命ぜられています。
ついては、学寮の適正な管理運営上の観点から、
退寮処分となった者については、下記のように取
り計らうよう命じられています。
なお、学生部委員会は、退寮処分となった者が、
3月8日(月)までに、所要の学寮経費個人負担額を
納付した場合には、「退寮処分を解くことも考慮し
ている」ので、念のため申し添えます。

記

1. 退寮処分となった者には、3月8日(月)以降、
食事の供給は行わないこと。
2. 寮しない場合となった者が、3月7日(日)までに退
の氏名を毎日厚生課(学寮掛)に通知することと
に、その者が退寮するよう勧告を行うこと。
3. 退寮処分となった者には、3月8日(月)以降、
寮の設備、備品等は、一切使用させないこと。
貴職がとった措置については、全て記録し、
報告すること。
4. 退寮処分となった者の取り扱いについて、疑
義が生じた場合には、その部屋、厚生課(学寮
掛)に照会し、その指示を受けること。

昭和57年 3月 1日
(忠彦寮の未納寮生の父兄) 各位
北海道大学学生部
学寮経費個人負担額の延納申請について

このことについて、別紙(写)のとおり、
ご子女から申請がありましたので、お知らせ
します。
つきましては、諸般の事情により、延納を
許可するにあたり、ご父兄のご意見を参考と
して判断をいたしたいので、きたる3月8日
(月)までに、別紙によりご回答願います。

別 紙

学寮経費個人負担額延納申請について
ご子女が延納申請を提出したことは、支払
いの意思を表明しているものと解しますが、
万一、延納期限を過ぎても支払いがなかつた
場合のお考えをお知らせください。

1. 支払います。
2. その他(具体的に記載してください)
昭和 年 月 日
寮生氏名
父兄氏名

昭和五十七年三月六日
北海道大学学生部長
記

左記の者にかかわる昭和五十七年二月二十六日付け海大第二四六一―十三号による退察処分は、これを解く。

公 示

昭和57年3月6日
北海道大学学生部長
寮 生 父 兄 各 位

退察処分を解くことについて(通知)

昭和57年2月26日付け文書で通知しましたご子女に対する「退察処分」は、3月6日(由)に、寮生自ら10月分学寮経費個人負担額を納付しました。
従って、同日付けで、別紙(写)のとおり退察処分を解きましたので、お知らせします。分しかしながら、11月分、12月分及び1月分の学寮経費個人負担額は、所要の納付期限をすでに過ぎており、納付状況によっては、再び、退察処分を行わざるを得ない状況にありますので、ご父兄の皆様におかれましても、なお一層ご子女に対してお詫言方お願いいたします。

進修学寮 海大第303号
(管理人氏名) 殿 昭和57年3月6日

北海道大学学生部厚生課長

「退察処分に伴う措置」の解除について

この経費について、別記の寮生は、10月分学寮したのまは、3月6日(由)納付いたことと申しました。3月1日付け海大第276号を通いも知りました。退察処分に伴う措置は、これを解除し、11月分以降の学寮経費個人負担額をなお、状況に基づいては、任意に留まらぬこととします。11月分以降の学寮経費個人負担額を、平素から十分(寮生氏名列記)願います。

現寮における負担区分の正善化について

海大第302-11号
13
(別 記) 殿

退察処分を解くことについて

昭和57年2月26日付け海大第246-11号による退察処分は、これを解く。

昭和57年3月6日

北海道大学学生部長

寮 生 諸 君 へ

昭和57年3月16日
北海道大学学生部委員会

学寮経費個人負担金の救済について

○救済というのは……………

現寮における学寮経費個人負担金の救済に関する暫定措置として、生活保護家庭、またはそれに近い程度に生活が困窮し、学寮経費個人負担金の納付が困難な家庭の寮生に對して、救済することを目的とします。

次の各項に該当し、救済を希望する寮生は、申請書に記入のうえ、所要の証明書を添付して、申込期間内に、学生部厚生課学寮掛に申請してください。

学生部委員会は、必要に応じ、事情を聴取し、救済するかどうかを決定します。

○救済の対象となる寮生は……………

1. 現在、生活保護を受けている家庭。
2. 前年度または本年度において、次のいずれかに該当する家庭で、
 - (1) 生活保護が停止または廃止された。
 - (2) 市民税が非課税または減免された。
 - (3) 国民年金保険料、国民健康保険料、個人事業税が減免された。
 - (4) 母子世帯などに対する児童扶養手当が支給された。
 - (5) 世帯更生資金の貸付けを受けた。
3. その他経済的に困窮な家庭で
 - (1) 収入が著しく少なく、学寮経費個人負担金の納付ができない。

- (2) 職業が不安定（例えば休職、失業、倒産などにより収入が著しく減少）で、生活が困窮している。（例えば、長期療養、火災、交通事故など）により、経済的に学寮経費個人負担金の納付ができない。

○貸与される救済金、貸与期間は……………

○貸与される学寮経費個人負担金の相当額です。

貸与期間は、原則として、昭和57年4月1日から昭和58年3月31日までですが、特に、経済的に困窮な寮生については、昭和56年10月1日から貸与することがあります。

○救済金の返還は……………

貸与された救済金は、寮生が卒業した年度の次の年度の4月から起算して1年以内に、貸与された額と同額を返還することになります。が、勿論、経済的な余裕が生じた場合には、期限内に返還しても結構です。

救済金の返還猶予、返還免除はありません。必ず、返還してください。

○救済金の申込方法は……………

救済を希望する寮生は、所定申請書に必要事項を記入し、所得証明書、家庭状況調査書、必要に応じて経済的に困窮していることを証明する書類を添付して、昭和57年4月24日(日)までに申請してください。

なお、年度途中に申請理由が生じた場合には、学生部厚生課学寮掛に照会してください。

○救済金の貸与方法は……………

救済金は、年1回、一括して貸与します。

学寮経費個人負担金貸与申請書

昭和 年 月 日

北海道大学学生部長 殿

申請者

所属学部(教養部) 部 学科(系) 学年

所属大学院 研究科 専攻 学年

氏 名 印

保証人

住 所 印

氏 名 印

現寮における学寮経費個人負担金の貸与を受けた
いので、下記により申請します。

記

1. 貸与を受けたい金額 円

2. 貸 与 期 間 自 昭和 年 月 日

至 昭和 年 月 日

3. 貸与を希望する理由
(具体的に記載して下さい。)

昭和57年3月26日

寮 生 父 兄 各 位

北海道大学学生部長

学寮経費個人負担金の救済について

拝啓 向春の候 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、先般来、ご子女が居住されている学寮の学寮経費個人負担金の納付につきまして、纏々ご説明申し上げます。ご理解ご協力をいただき、心から感謝申し上げます。

このたび、寮生諸君の強い要望もあり、大学として慎重に検討した結果、現寮における学寮経費個人負担金の救済に関する暫定措置として、「生活が困難し、学寮経費個人負担金の納付が困難な家庭の寮生」に対して、別紙のとおり救済金を貸与することとし、別途、ご子女に封して通知いたしました。

つきましては、別紙「学寮経費個人負担金の救済について」をご高覧いただきまして、諸般の事情により救済金の貸与を希望される場合には、ご子女とご連絡の上、申請されるようご案内申し上げます。

敬 具

昭和57年 4月21日

(各 寮 寮 長) 殿

北海道大学学生部長

入寮届の受理について

先に、貴寮から届け出のあった入寮者については、届け出どおり、これを受理しました。ついでには、別添「入寮届の受理について」を入寮者に交付願います。

昭和57年 4月21日

(寮 生) 殿

北海道大学学生部長

入寮届の受理について

先に、(各 寮) 寮長を通じ、届け出のあった本学学生寮に入寮することについては、届け出どおり、これを受理しました。

昭和57年 5月1日

寮 生 各 位

北海道大学学生部長

廃寮に伴う現寮における在寮期間について(通知)

現在、本学では、新しい学生寮(教養部学生、学部学生、大学院学生を対象とする男子寮 定員580名)を建設中であり、昭和57年度末には完成する予定であります。

この新しい学生寮が完成した場合、現在、あなたが入寮している学生寮は廃寮となります。

従って、あなたの現寮における在寮期間は、昭和58年3月31日限りとなりますので、あらかじめ通知します。

なお、昭和58年度からの入寮手続等については、新しい学生寮に適用する学寮規則が制定された後、改めて、通知します。

昭和57年 5月 1日

寮 生 各 位

北海道大学 学生部長

廃寮に伴う現寮における在寮期間について

現在、本学では、新しい学生寮（教養部学生、学部学生、大学院生及び留学生を対象とした男子寮 定員580名）を建設中ですが、女子学生を対象とする女子寮については、昭和58年度末完成を目途に、鋭意、努力を重ねているところであります。

仮に、予定どおり、新しい女子寮が完成した場合には、現在あなたが入寮している女子寮は廃寮となります。

従って、在学年数との関係もありますが、あなたの現寮における在寮期間は、最大限、女子寮の完成するまでの間でありませう。

なお、昭和59年度以降の入寮手続等については、別途、改めて、通知します。

昭和57年 5月 1日

父 兄 各 位

北海道大学 学生部長

廃寮に伴う現寮における在寮期間について

拝啓 向春の候 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

現在、本学では、新しい学生寮を建設中であり、昭和57年度末には完成する予定であります。

つきましては、別紙のとおり、ご子女に對し「廃寮に伴う現寮における在寮期間」を明示しましたので、念のため、通知します。

昭和57年12月9日

(寮 生) 殿

北海道大学生部長

新々寮への入寮希望の調査及び現寮の
在寮期間について

現在、本学では、新々寮（教養部学生、学部学生、大学院学生、外国人留学生を対象とする男子寮、定員580名）を建設中であり、昭和57年度末には完成し、昭和58年4月1日から入寮を開始する予定であります。

については、新々寮の開設にあたって、現寮生の新々寮への入寮希望の有無を承知したいので、別紙により、回答願います。

なお、新々寮への入寮希望の有無の回答が所定の期日までにない場合には、新々寮への入寮の意思がないものとして取り扱うこともあり得るので、念のため申し添えます。

おつて、新々寮が開寮した場合、あなたが入寮している現寮は閉寮となります。

従つて、あなたの現寮における在寮期間は、昭和58年3月31日限りとなりますので、あらかじめ、通知します。

北海道大学生部長 殿

新々寮への入寮希望について

昭和 年 月 日

氏 名 (印)

下記により、新々寮への入寮を希望します。

現 寮 名	学生証番号	氏 名	入学年度	所属学部・学科名	学年	昭和57年度末 現入寮希望の有無	希望する学生寮の区分
希望寮名を希望する 保護 人 氏 名		生		所	本入の關係		教養部・学部・大学院
							職 業

〔注意事項〕

- 1 提出期間は、昭和58年1月14日（金）までとする。
- 2 提出先は、学生部厚生課（学友課）とする。
- 3 保証人は、親権者又は学友委託人とする。
- 4 希望する学生寮の区分は、該当する事項を○で囲むこと。
- 5 提出後、上記記載事項に変更がある場合、又は入寮を希望しない場合には、速やかに届け出ること。

昭和58年2月26日

(寮 生) 殿

北海道大学学生部長

学生寮への仮入寮許可について

先に、貴君から希望のあった学生寮への入寮については、下記条件の下に仮に許可する。なお、後日、事情の変更により学生寮への入寮を辞退する場合には、別紙により、すみやかに学部厚生課（学寮組）に届け出ること。おつて、下記の条件が順守されない場合には、入寮の許可を取り消すことがあるので留意すること。

記

1. 現寮における在寮期間に相当する寄宿料及び光熱水料等は、昭和58年3月16日までに全額納付すること。
2. 入寮誓約書及び入寮届は、所定の期日までに提出すること。

附記事項

1. 在寮期間は、昭和58年4月1日から起算する学年から卒業までの最短期間を範囲内とする。
2. 本学では、昭和55年度以降自動車での通学は、禁止されている。したがつて、学生寮敷地内には、自動車を持ち込まないこと。

辞 退 届

昭和 年 月 日

北海道大学学生部長 殿

寮 名
学部等名
学 年
氏 名

(印)

下記理由により、新しい学生寮への入寮を辞退しますので、届け出ます。

記

辞退理由

昭和58年2月26日

父兄各位

北海道大学学生部長

学生寮への仮入寮許可について

謹啓 ご父兄の皆様には、時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。本学の多年にわたる懸案事項の一つでありました「新寮建設」は、本年3月末に竣工し、4月1日から開寮の運びとなりました。

この学生寮への入寮につきましては、「北海道大学入寮選考基準」により、入寮させることに決定いたしました。

しかしながら、ご子息の入寮につきましては、特例的措施として、一定の条件の下に、引き続き入寮させることとし、適日、別紙(写)のとおりご子息あてに通知いたしましたので、念のためお知らせいたします。

つきましては、ご子息が入寮するための条件を順守されない場合には、誠に不本意ながら、入寮の許可を取り消すこととありますので、ご父兄におかれましてもご子息に対し、よろしくご指導くださるようお願いいたします。

おつて、ご参考までにご子息の負担区分未納額(3月分まで)をお知らせいたしますので、ご父兄の皆様が納入される場合には、下記よりご送金くださるようお願いいたします。

敬 具

記

1 負担区分未納額 月分から昭和 年 月
昭和 年 月分 の 円

2 送金先

現金送金の場合
〒060 札幌市北区北9条西5丁目
北海道大学学生部
厚生課学寮掛 宛
銀行振込みの場合
富士銀行札幌支店(当座預金 12064)
北海道大学学生部厚生課長宛

道 伸

ご送金いただける場合には、大変恐縮では
ありますが、ご子息との重複支払をさけるた
め、3月12日(土)までにご送金くださるよう
お願いいたします。

あとがき

学生寮の新設に伴う記念事業実行委員会の中の関連事業小委員会がこの記念誌の編集を担当した。学生部長長川代重富氏はじめ学生部職員の方々からご協力を仰いだ。特に厚生課課長補佐樋口史朗氏には実務面からの貴重な示唆をいただいた。なお、学生課課外活動助成掛長田中善徳が資料の調達整理に当った。

歴代の学生部長・学生部委員・学生部職員の各位に対しアンケートを行い、重要事実について見落としがないように心がけた。多くの方々から懇切な御回答を頂いたことについて、編集者はつつしんで感謝するとともに、御回答内容のすべてを本誌に盛り切ることができなかった点について各位の御海容を乞う。また、本誌のために玉稿を寄せられた各位に対し、つつしんで感謝する。

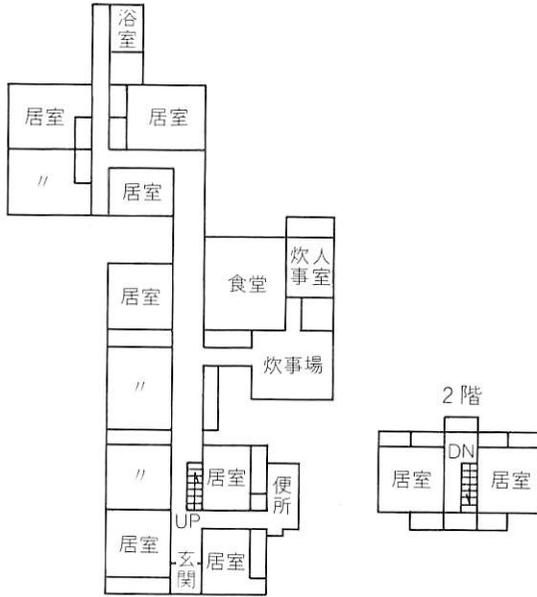
各学寮の略図のうち、水産学部啓徳寮の図面については水産学部の齋藤讓講師・小野里坦助手お二方の御協力を得た。恵迪寮図面は『恵迪寮史』所収のものを借りた。各寮の写真は、元学生部職員水野巖氏と法学部の深瀬忠一教授が学生部に残されたアルバムの写真などを使わせて頂いたものである。北海道大学学生寮（札幌地区男子寮）の概略、北海道大学学寮概史は編集主任水野一（学生部委員・文学部教授）が執筆した。学寮概史のうち、第二章については藪重夫教養部長（法学部教授）の御助言を得た。本誌のレイアウトをは

はじめとする制作は北大図書刊行会の前田次郎氏に一任した。芳名を挙げるまでもなく、多くの方々の尽力によって本誌が成ったことを銘記して編集をおえる。

(編集主任 水野 一)

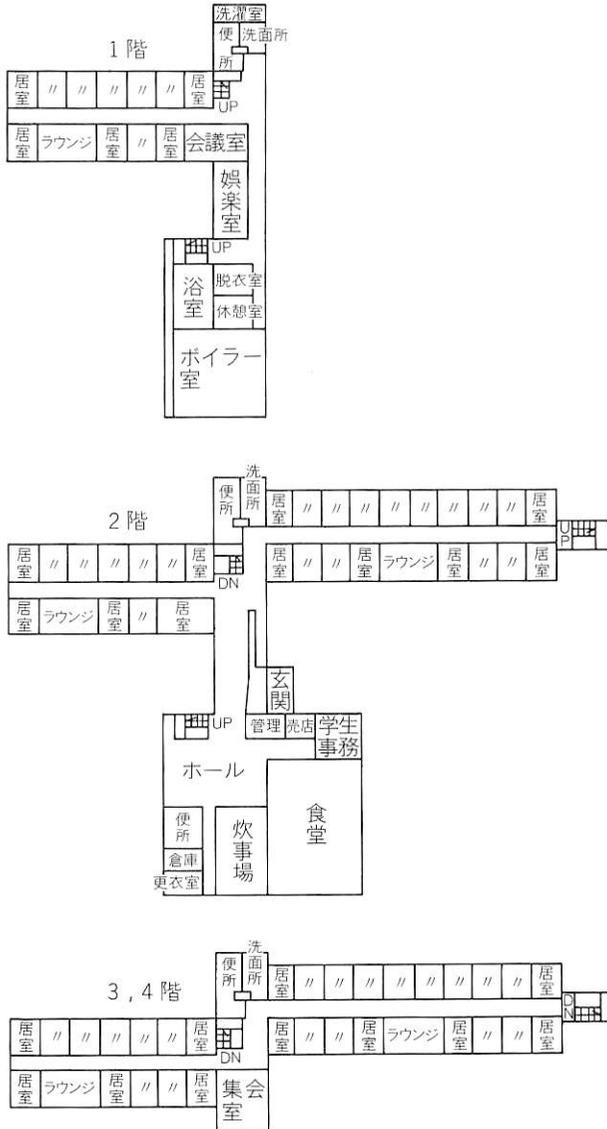
寄宿舎平面図

啓徳寮(昭和27~50年) 建面積 330.4m²
延面積 380.0m²



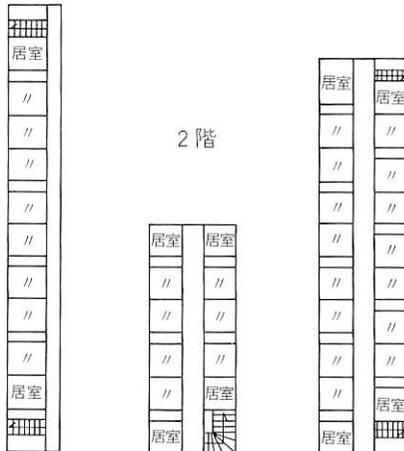
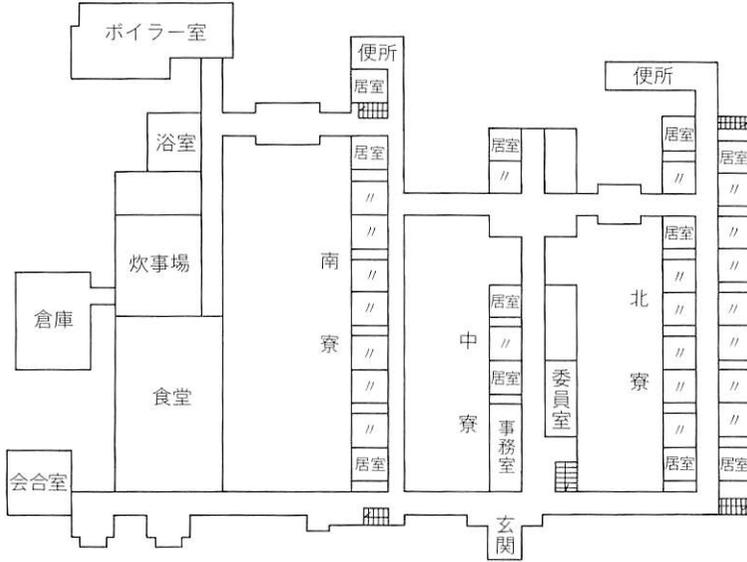
資 料

北農寮(昭和40年～) 建面積 595.0m²
 延面積 3,137.2m²



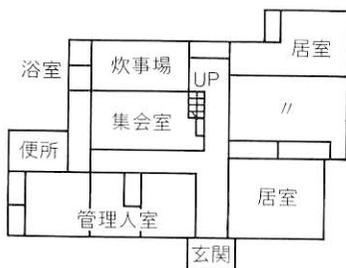
寄宿舎平面図

旧北農寮(昭和10~41年) 建面積 1,782.8m²
 延面積 2,607.0m²

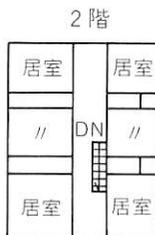


資 料

有島寮(昭和46~58年) 建面積 194.4m²
延面積 298.6m²

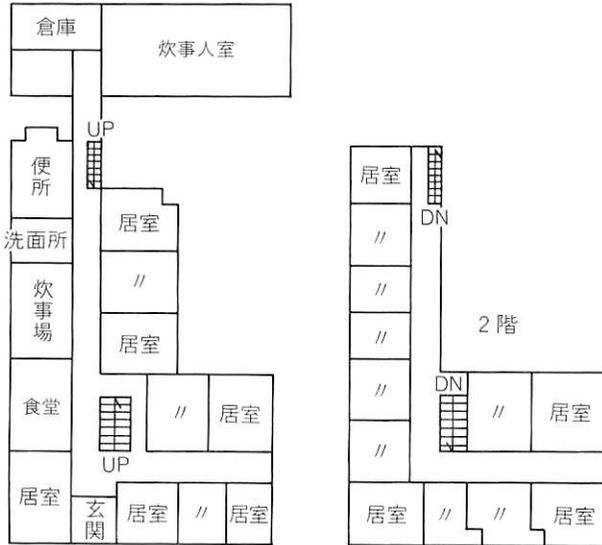


女子寮(昭和29年~) 建面積 132.2m²
延面積 221.5m²

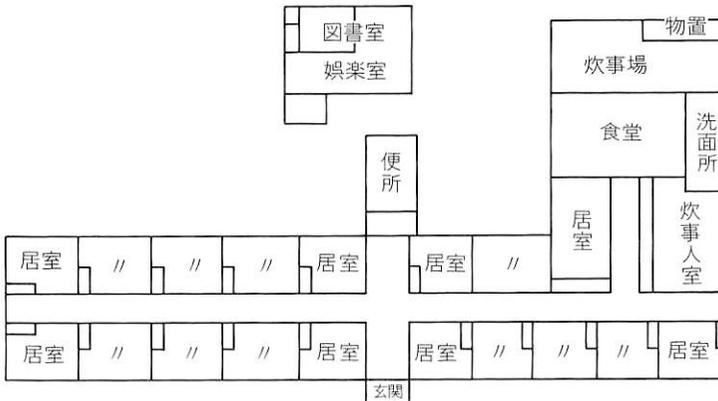


寄宿舎平面図

旧桑園学寮(昭和24~36年) 建面積 373.6m²
延面積 513.2m²

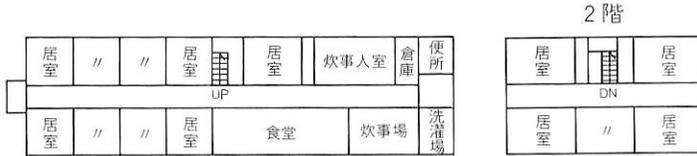


桑園学寮(昭和36~58年) 建面積 649.8m²
延面積 649.8m²

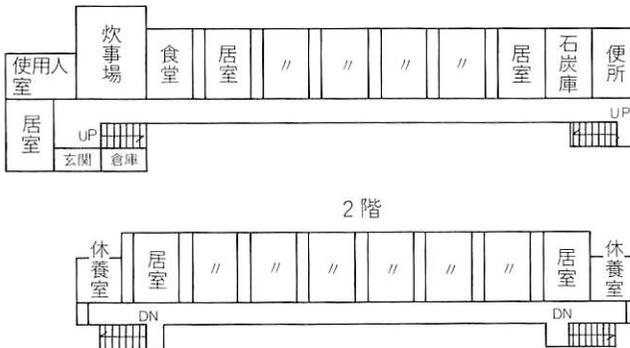


資 料

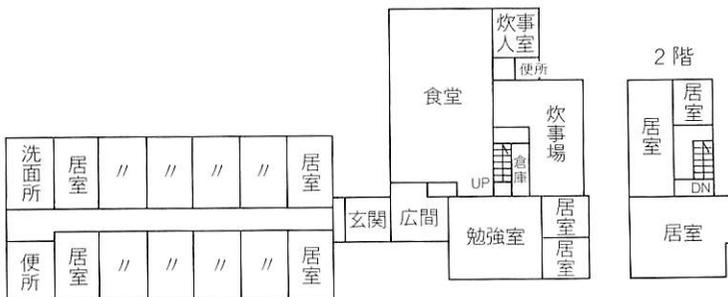
進修学寮 (昭和26~58年) 建面積 305.8m²
延面積 446.3m²



江別榆影寮 (昭和23~30年) 建面積 454.6m²
延面積 788.4m²

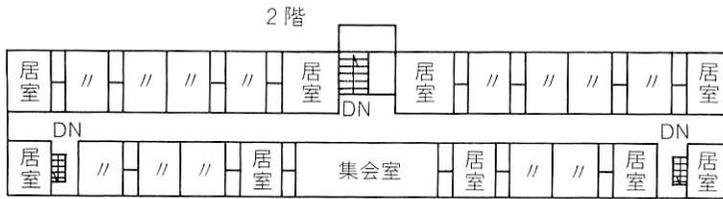
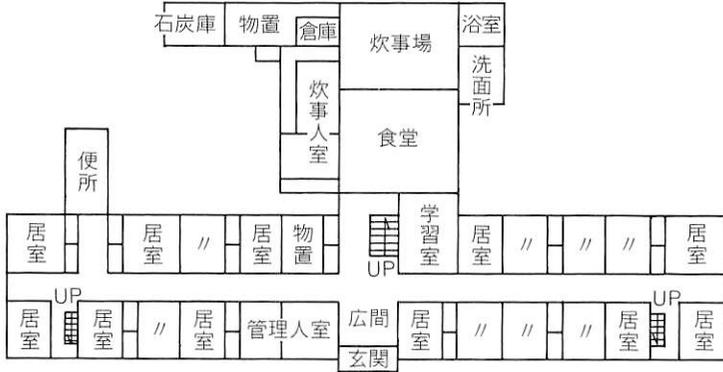


榆影寮 (昭和31~58年) 建面積 612.7m²
延面積 731.7m²

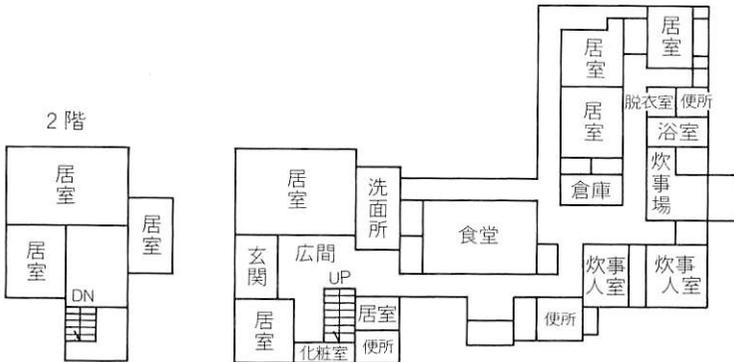


寄宿舎平面図

北学寮(昭和24~58年) 建面積 600.7m²
延面積 1,018.9m²

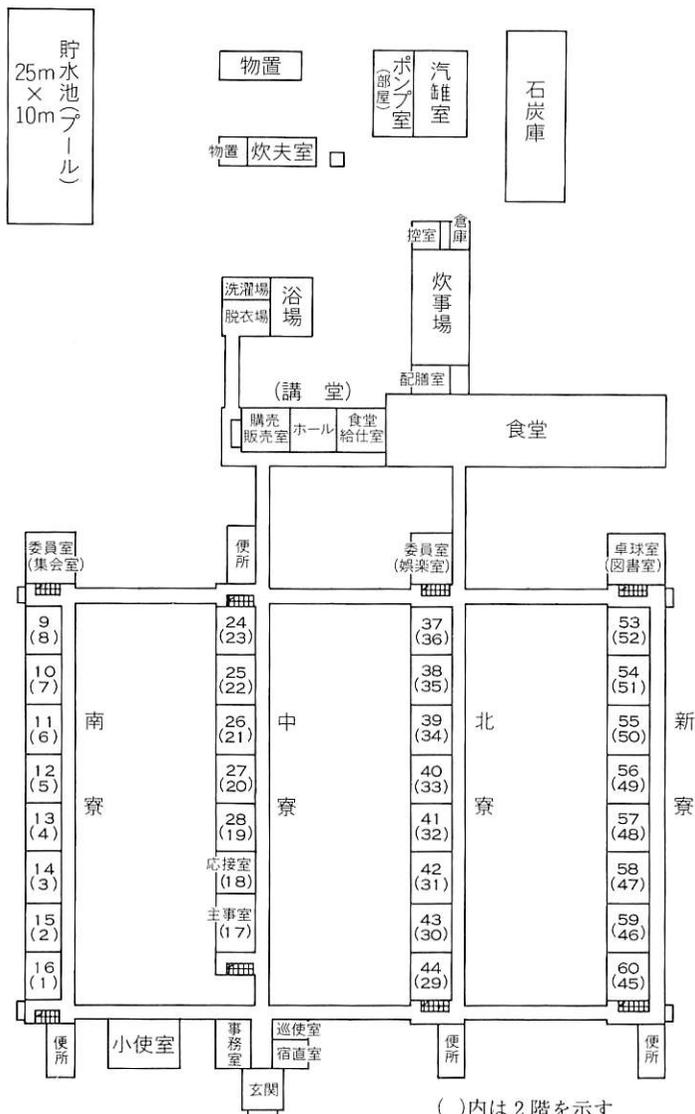


月寒学寮(昭和24~58年) 建面積 357.0m²
延面積 439.7m²



資 料

恵迪寮(昭和6～58年) 建面積 3,139.7m²
 延面積 4,956.5m²



資 料

所属等	年度
	58
学 生 部 長	58.4.1- P 小林 博
文 学 部	58.4.1- P 岡田宏明
教 育 学 部	58.4.1- P 山田定市
法 学 部	荒木俊夫
経 済 学 部	58.4.1- P 石坂昭雄
理 学 部	土井公二
医 学 部	牧田 章
歯 学 部	山崎岐男
薬 学 部	米光 寧
工 学 部	58.4.1- P 石黒亮二
農 学 部	58.4.1- P 香山 彊
獣 医 学 部	58.4.1- P 藤本 胖
水 産 学 部	58.4.1- P 角皆静男
教 養 部	58.4.1- A P 中村耕二
	58.4.1- A P 大友 浩
	58.4.1- A P 中川功哉
環境科学研究科	山村悦夫
医 療 技 術 部 短期大学部 (57.5.19)	森 二三男
事 務 局 長	58.4.1 遠藤 丞
保 健 課 長	高橋香織
学 生 部 次 長	川代重富
学 生 課 長	小池紀久夫
厚 生 課 長	小椋 環

歴代学生部委員会委員

所属等	年度	54	55	56	57
学 生 部 長		菅原照雄	55.4.1-58.3.31 P 内田文昭	内田文昭	内田文昭
文 学 部		54.4.1-55.3.31 A P 平 善介	55.4.1-56.3.31 P 高畠 稔	56.4.1-56.9.30 P 大井晴男 56.10.1-57.3.31 P 青柳謙二	57.4.1-58.3.31 P 宇都宮芳明
教 育 学 部		54.10.1-55.9.30 A P 岩城完之	55.10.1- 56.9.30 A P 木村保茂	56.10.1-57.9.30 A P 杉村 宏	57.10.1-58.3.31 A P 小林 甫
法 学 部		内田文昭	55.4.1-56.9.30 P 下井隆史	56.10.1-57.9.30 P 中村睦男	57.10.1- P 荒木俊夫
経 済 学 部		54.4.1-55.3.31 P 富森虔児	55.4.1-56.3.31 P 荒又重雄	56.4.1-57.3.31 P 森 果	57.4.1-58.3.31 P 白井孝昌
理 学 部		54.10.1-55.9.30 P 佐々木昭治	55.10.1-56.9.30 P 菊地勝弘	56.10.1- P 土井公二	土井公二
医 学 部		小林 博	55.4.1-57.3.31 P 広重 力	広重 力	57.4.1- P 牧田 章
歯 学 部		54.10.1-55.9.30 P 河村正昭	55.10.1-56.9.30 P 亀田和夫	56.10.1-57.9.30 P 中村進治	57.10.1- P 山崎岐男
薬 学 部		54.10.1-55.9.30 P 石井信一	55.10.1-56.9.30 P 三橋 博	56.10.1-57.9.30 P 木村道也	57.10.1- P 米光 幸
工 学 部		54.4.1-55.3.31 P 石井忠雄	55.4.1-56.3.31 P 柴田拓二	56.4.1-57.3.31 P 丹保憲仁	57.4.1-58.3.31 P 田頭博昭
農 学 部		54.4.1-55.3.31 P 桃野作次郎	55.4.1-56.3.31 P 岡澤養三	56.4.1-57.3.31 P 水谷純也	57.4.1-58.3.31 P 大金永治
獣 医 学 部		54.4.1-55.3.31 P 橋本信夫	55.4.1-56.3.31 P 伊澤久夫	56.4.1-57.3.31 P 戸尾悋明彦	57.4.1-58.3.31 P 菅野富夫
水 産 学 部		54.4.1-55.3.31 P 高木 徹	55.4.1-56.3.31 P 鈴木恒由	56.4.1-57.3.31 P 座間宏一	57.4.1-58.3.31 P 箕田 嵩
教 養 部		54.4.1-55.3.31 P 室木洋一 54.4.1-55.3.31 A P 小林敢一郎	55.4.1-56.3.31 A P 安藤義直 55.4.1-56.3.31 P 黒沢悦郎	56.4.1-57.3.31 P 室木洋一 56.4.1-57.3.31 P 大朝雄二	57.4.1-58.3.31 P 多賀光彦 57.4.1-58.3.31 P 水野 一 57.4.1-58.3.31 A P 安藤義直
環境科学研究科		伊藤浩司	伊藤浩司	56.10.1- P 山村悦夫	山村悦夫
医 療 技 術 部 短 期 大 学 (57.5.19)					57.5.19- P 森 二三男
事 務 局 長		森 和夫	森 和夫	56.4.1-58.3.31 内田 新	内田 新
保 健 課 長		高橋香織	高橋香織	高橋香織	高橋香織
学 生 部 次 長		安岡 潤	安岡 潤	安岡 潤	57.4.1- 川代重富
学 生 課 長		堀切基水	堀切基水	56.7.1- 小池紀久夫	小池紀久夫
厚 生 課 長		54.4.1-56.9.30 塚下静夫	塚下静夫	56.10.1- 小 椋 環	小 椋 環

資 料

所属等 \ 年度	50	51	52	53
学 生 部 長	50.6.26-55.3.31 P 菅原照雄	菅原照雄	菅原照雄	菅原照雄
文 学 部	50.4.1-51.3.31 P 田原嗣郎	51.4.1-52.3.31 P 宇野光雄	52.4.1-53.3.31 P 熊谷直男	53.4.1-54.3.31 P 寺岡 隆
教 育 学 部	50.10.1-51.9.30 A P 北島象司	51.10.1-52.9.30 A P 山田定市	52.10.1-53.9.30 A P 若井邦夫	53.10.1-54.9.30 A P 高山武志
法 学 部	50.4.1-50.9.30 P 小川晃一 50.10.1-51.9.30 P 丹宗昭信	51.10.1-52.9.30 P 小菅芳太郎	52.10.1-53.9.30 P 能勢弘之	53.10.1-55.3.31 P 内田文昭
経 済 学 部	50.4.1-51.3.31 P 中村通義	51.4.1-52.3.31 P 所 哲也	52.4.1-53.3.31 P 小林好宏	53.4.1-54.3.31 P 佐藤茂行
理 学 部	50.10.1-51.9.30 P 西田進也	51.10.1-52.9.30 P 勝井義雄	52.10.1-53.9.30 P 久田光彦	53.10.1-54.9.30 P 横川敏雄
医 学 部	飯田廣夫	51.4.1-55.3.31 P 小林 博	小林 博	小林 博
歯 学 部	50.10.1-51.9.30 P 星野 洸	51.10.1-52.9.30 P 中村進治	52.10.1-53.9.30 P 飯田正一	53.10.1-54.9.30 P 雨宮 璋
薬 学 部	50.4.1-50.9.30 P 宇井 理生 50.10.1-51.9.30 P 伴 義雄	51.10.1-52.9.30 P 上田 享	52.10.1-53.3.31 P 有田隆一	53.4.1-53.9.30 P 宇井理生 53.10.1-54.9.30 P 金岡祐一
工 学 部	50.6.26-51.3.31 P 諸住 高	51.4.1-52.3.31 P 佐藤敏一	52.4.1-53.3.31 P 青村和夫	53.4.1-54.3.31 P 前田正雄
農 学 部	50.4.1-51.3.31 P 石田茂雄	51.4.1-52.3.31 P 安井 勉	52.4.1-53.3.31 P 松居勝広	53.4.1-54.3.31 P 後藤寛治
獣 医 学 部	50.4.1-51.3.31 P 石川 恒	51.4.1-52.3.31 P 波岡茂郎	52.4.1-53.3.31 P 大林正士	53.4.1-54.3.31 P 酒井 保
水 産 学 部	50.4.1-51.3.31 P 川島利兵衛	51.4.1-52.3.31 P 石田正己	52.4.1-53.3.31 A P 辻野 勇	53.4.1-53.6.13 P 高木 徹 53.6.14-54.3.31 P 富士 昭
教 養 部	50.10.1-51.3.31 A P 吉田敏雄 50.4.1-51.3.31 A P 八木橋 貢	51.4.1-52.3.31 A P 安藤義直 51.4.1-52.4.30 A P 松井 愷	52.5.1-53.3.31 A P 北市陽一 52.4.1-53.3.31 A P 吉田敏雄	53.4.1-54.3.31 A P 中川功哉 53.4.1-54.3.31 A P 藤井寛治
環境科学研究科 (52.5.18)			52.5.18-53.3.31 A P 福田弘己	53.4.1-56.9.30 P 伊藤浩司
事 務 局 長	篠澤公平	篠澤公平	52.4.1-56.3.31 森 和夫	森 和夫
保 健 課 長	高橋香織	高橋香織	高橋香織	高橋香織
学 生 部 次 長	鈴木定次郎	51.4.1-53.3.31 河野 喬	河野 喬	53.4.1-57.3.31 安岡 潤
学 生 課 長	堀 道博	堀 道博	52.4.1-56.6.30 堀切基水	堀切基水
厚 生 課 長	忠 軍治	51.4.1-54.3.31 本田俊一	本田俊一	本田俊一

歴代学生部委員会委員

所属等 \ 年度	46	47	48	49
事務局 長	46.10.16-50.2.15 西間木久郎	西間木久郎	西間木久郎	50.2.16-52.3.31 篠澤公平
保健課 長	高橋香織	高橋香織	高橋香織	高橋香織
学生部 次長	大場和夫	47.4.1-51.3.31 鈴木定次郎	鈴木定次郎	鈴木定次郎
学生課 長	46.7.16-49.7.15 井上 清	井上 清	井上 清	49.7.16-52.3.31 堀 道博
厚生課 長	46.4.1-49.3.31 白石 浩	白石 浩	白石 浩	49.4.1-51.3.31 忠 軍治

資 料

年度 所属等	46	47	48	49
学 生 部 長	46.10.2-47.3.31 P 大野公男	47.4.1-49.3.31 P 有江幹男	有江幹男	49.4.1-50.6.25 P 相沢 幹
文 学 部	46.4.1-46.7.31 P 戸田正直 46.8.1-47.3.31 P 本田実信	47.4.1-48.3.31 P 佐藤一郎	48.4.1-49.3.31 P 関 清秀	49.4.1-50.3.31 P 花田圭介
教 育 学 部	46.10.1-47.9.30 A P 鈴木秀一	47.10.1-48.9.30 P 布施鉄治	48.10.1-49.9.30 A P 山崎真秀	49.10.1-50.9.30 A P 高村泰雄
法 学 部	深瀬忠一	47.4.1-48.3.31 P 保原喜志夫	48.4.1-49.3.31 P 遠藤博也	49.4.1-50.3.31 P 松沢弘陽
経 済 学 部	46.4.1-47.3.31 P 長岡新吉	47.4.1-48.3.31 P 長尾昭哉	48.4.1-49.3.31 P 真野 脩	49.4.1-50.3.31 P 是永純弘
理 学 部	46.7.16-47.7.15 P 越 昭三	47.7.16-48.9.30 P 金子元三	48.10.1-49.9.30 P 山田真弓	49.10.1-50.9.30 P 伊藤英治
医 学 部	平井秀松	47.4.1-49.3.31 P 相沢 幹	相沢 幹	49.4.1-51.3.31 P 飯田廣夫
歯 学 部	46.4.1-46.4.19 P 入江通暢 46.4.20-46.9.21 P 中根文雄 46.9.22-47.9.30 P 岡田昭五郎	47.10.1-48.9.30 P 太田 守	48.10.1-49.9.30 P 内山洋一	49.10.1-50.9.30 P 石川 純
薬 学 部	46.4.1-47.3.31 P 米光 宰	47.4.1-48.3.31 P 小山次郎	48.4.1-49.3.31 P 小島陽之助	49.4.1-50.3.31 P 石本 真
工 学 部	46.4.1-48.3.31 P 木下重教	木下重教	48.4.1-49.3.31 P 松原嘉市	49.4.1-50.6.25 P 菅原照雄
農 学 部	46.4.1-46.9.30 P 細川定治 46.10.1-47.3.31 P 岡村俊民	47.4.1-47.9.30 P 湯沢 誠 47.10.1-48.4.10 P 森 燮須	48.4.11-49.3.31 P 田中 明	49.4.1-50.3.31 P 東 三郎
獣 医 学 部	46.4.1-46.9.30 P 石川 恒 46.10.1-47.3.31 P 吉井義一	47.4.1-47.9.30 P 菅野富夫 47.10.1-48.4.19 P 大賀 皓	48.4.20-48.9.30 P 工藤宣夫 48.10.1-49.3.31 P 梁川 良	49.4.1-50.3.31 P 久保周一郎
水 産 学 部	小林喜一郎	47.4.1-48.8.31 P 山田寿郎	48.9.1-49.3.31 P 秋場 稔	49.4.1-50.3.31 P 西村雅吉
教 養 部	奈良岡健三	47.10.16-48.4.4 A P 吉田敏雄 47.4.27-47.10.15 A P 小林正忠 47.10.16-48.4.4 A P 中島甲臣 47.10.16-48.4.4 A P 東出 功	48.4.5-48.5.20 P 有岡 勇 48.5.21-49.4.19 A P 安藤義直 48.4.5-50.3.31 A P 増渕法之 東出 功	49.4.20-50.9.30 P 室木洋一 増渕法之

歴代学生部委員会委員

所屬等	年度	42	43	44	45
工業教員養成所		42.11.1-43.2.28 P 綱谷 孝 43.3.1-44.3.31 A P 道端久紀	道端久紀		
事務局 長		富安虎太	富安虎太	44.4.1-46.10.15 吉田 勇	吉田 勇
保健課 長		高橋香織	高橋香織	高橋香織	高橋香織
学生部 次長		久野秀嗣	43.4.1-47.3.31 大場和夫	大場和夫	大場和夫
学生課 長		42.4.1-44.3.31 高橋恵一	高橋恵一	44.4.1-46.7.15 馬上真平	馬上真平
厚生課 長		42.4.1-44.3.31 馬上真平	馬上真平	44.4.1-46.3.31 楠 昭三	楠 昭三

資 料

所屬等 \ 年度	42	43	44	45
学 生 部 長	42.10.2-44.10.1 P 鈴木朝英	鈴木朝英	44.10.2-46.10.1 P 小池東一郎	小池東一郎
文 学 部	42.6.16-44.3.31 A P 佐藤震二	佐藤震二	44.4.1-45.3.31 P 岩崎允胤	45.4.1-46.3.30 P 池上二良
教 育 学 部	42.12.20-44.11.6 A P 道又健治郎	道又健治郎	44.11.7-46.9.30 P 三宅和夫	三宅和夫
法 学 部	42.5.1-43.3.31 P 山嶋正男	43.4.1-44.12.22 P 川井 健	44.12.23-45.12.11 P 小暮得雄	45.12.12-47.3.31 P 深瀬忠一
經 济 学 部	42.4.1-43.3.31 P 松井安信	43.4.1-44.3.31 P 菅原秀人	44.4.1-45.3.31 P 林 善茂 44.5.1-44.7.31 P 松井安信(臨時)	45.4.1-46.3.31 P 石垣博美
理 学 部	42.7.16-44.7.15 P 八木健三	八木健三	44.7.16-45.8.2 P 田治米鏡二	45.8.3-46.7.15 P 大野公男
医 学 部	42.7.1-45.1.21 P 高桑栄松	高桑栄松	45.1.22-45.4.17 P 相沢 幹	45.4.18-47.3.31 P 平井秀松
歯 学 部 (42.6.1)	42.7.16-44.3.31 P 中村治雄	中村治雄	44.4.1-45.3.31 P 西風 脩	45.4.1-46.3.31 P 鈴木 武
薬 学 部	42.5.1-43.5.3 P 金岡祐一	43.6.1-44.3.31 P 三橋 博	44.4.1-45.4.20 P 木村道也	45.4.21-46.3.31 P 岩本多喜男
工 学 部	42.4.1-44.3.31 P 小池東一郎	小池東一郎	44.4.1-46.3.31 P 長岡金吾 44.5.1-44.7.31 P 小池東一郎(臨時)	長岡金吾
農 学 部	滝沢義郎	滝沢義郎	44.5.1-44.9.30 P 沢田 稔 44.10.1-45.3.31 P 坂村貞雄 44.5.1-44.7.31 P 滝沢義郎(臨時)	45.4.1-45.9.30 P 広瀬可恒 45.10.1-46.3.31 P 齋藤雄一
獣 医 学 部	42.8.12-44.5.31 P 藤本 胖	藤本 胖	44.6.1-45.1.13 P 久保周一郎 45.1.14-45.9.30 P 工藤宣夫	45.10.1-46.3.31 P 浜田輔一
水 産 学 部	43.1.1-47.3.31 P 小林喜一郎	小林喜一郎	小林喜一郎	小林喜一郎
教 養 部	42.4.18-42.7.7 P 藤田清次 42.7.8-43.7.7 P 水谷 寛 42.4.18-42.7.7 A P 笹森秀雄 42.7.8-43.7.7 A P 魚住 悟 42.4.18-42.7.7 A P 大畑甚一 42.7.8-43.7.7 P 奈良岡建三	43.7.8-44.7.6 P 井出資夫 43.7.8-44.7.6 A P 有岡 勇 43.7.8-44.7.6 A P 奥山次良	44.7.7-44.10.8 P 小菅芳太郎 45.2.2-45.10.5 A P 松井 彪 44.7.7-44.10.8 A P 吉崎昌一 45.2.2-45.10.6 A P 中田靖泰 44.7.7-44.10.8 A P 加藤 斌 45.2.2-45.10.6 A P 安藤義宣	45.10.6-47.10.15 P 奈良岡建三 中田靖泰 安藤義宣

歴代学生部委員会委員

所屬等	年度	38	39	40	41
学 生 部 長		38.6.1-38.12.28 P 安倍三史 38.12.29-41.1.31 P 星 光一	星 光一	41.2.1-42.10.1 P 板倉忠三	板倉忠三
文 学 部		成瀬 治	39.4.1-41.3.31 P 猪俣庄八	猪俣庄八	41.4.1-42.6.15 A P 宇野光雄
教 育 学 部		38.5.1-41.9.30 A P 大宮快雄	大宮快雄	大宮快雄	41.10.1-42.12.19 P 佐々木隆介
法 学 部		平出慶道	39.4.1-42.4.30 P 藪 重夫	藪 重夫	藪 重夫
経 済 学 部		38.4.1-39.4.19 P 大爺栄一	39.4.20-42.3.31 P 新川士郎	新川士郎	新川士郎
理 学 部		38.9.13-40.3.31 P 玉重三男	玉重三男	40.4.1-41.12.22 P 福富孝治	41.12.23-42.7.15 P 田部浩三
医 学 部		39.2.1-41.9.15 P 伊藤昌一	伊藤昌一	伊藤昌一	41.9.16-42.6.30 P 田辺恒義
薬 学 部 (40.4.1)				40.5.1-42.4.30 P 水野義久	水野義久
工 学 部		斎藤 武	斎藤 武	40.4.1-42.3.31 P 吉井周雄	吉井周雄
農 学 部		38.4.1-40.3.31 P 高倉新一郎	高倉新一郎	40.4.1-44.4.30 P 滝沢義郎	滝沢義郎
獣 医 学 部		酒井 保	39.4.1-39.8.14 P 藤本 胖 39.8.15-41.4.20 P 大屋正二	大屋正二	41.4.21-42.8.11 P 梁川 良
水 産 学 部		39.1.1-40.12.31 P 新川伝助	新川伝助	41.1.1-41.3.31 A P 佐藤 修	佐藤 修 41.4.1-42.12.31 P 斎藤恒行
教 養 部		39.1.1-40.7.7 A P 和田謹吾 中田 平 38.4.1-38.10.24 A P 高田洋一郎 38.10.25-40.7.8 A P 篠原正三	和田謹吾 39.5.1-40.7.7 A P 土橋由造 篠原正三	40.7.8-41.7.19 P 石川 武 40.7.8-42.4.17 A P 藤井智瑛 40.7.8-42.4.17 A P 小林正忠	41.7.20-42.4.17 A P 増渕法之 藤井智瑛 小林正忠
工業教員養成所		勝藤昌伸	39.4.1-41.3.31 P 関 信弘	関 信弘	41.4.1-42.10.31 P 石丸幸男
事 務 局 長		38.4.1-40.12.31 藤吉日出男	藤吉日出男	41.1.1-44.3.31 富安虎太	富安虎太
保 健 課 長		佐々木志郎	39.8.25- P 高橋香織	高橋香織	高橋香織
学 生 部 次 長		倉本雄三郎	倉本雄三郎	40.4.1-40.7.31 星光一 (事務取) 40.8.1-43.3.31 久野秀嗣	久野秀嗣
学 生 課 長		前川春雄	39.4.1-42.3.31 田村善一	田村善一	田村善一
厚 生 課 長		田村善一	39.4.1-42.3.31 高橋恵一	高橋恵一	高橋恵一

資 料

所属等	年度	34	35	36	37
学 生 部 長		大塚 博	35.12.1-38.5.31 P 田口啓作	田口啓作	田口啓作
文 学 部		34.5.8-36.5.15 A P 関 清 秀	関 清 秀	36.5.16-39.3.31 A P 成瀬 治	成瀬 治
教 育 学 部		34.5.20-35.4.27 P 菊野正隆	35.4.28-36.3.31 A P 石原孝一	36.4.1-38.4.30 A P 齋藤秋男	齋藤秋男
法 学 部		五十嵐 清	五十嵐 清	36.4.1-39.3.31 A P 平出慶道	平出慶道
経 济 学 部		34.4.1-35.3.31 A P 大爺栄一	35.4.1-36.3.31 P 前田新太郎	36.4.1-38.3.31 P 内海庫一郎	内海庫一郎
理 学 部		34.4.1-36.3.31 P 石川俊夫	石川俊夫	36.4.1-38.9.12 P 田中 一	田中 一
医 学 部		安倍三史	安倍三史	36.8.1-39.1.31 P 藤森開一	藤森開一
工 学 部		林 邦雄	林 邦雄	林 邦雄	37.5.10-40.3.31 P 齋藤 武
農 学 部		三島 惣	35.12.1-38.3.31 P 横田廉一	横田廉一	横田廉一
獣 医 学 部		山下次郎	山下次郎	36.4.1-39.3.31 P 酒井 保	酒井 保
水 産 学 部		齋藤恒行	35.6.1-38.12.31 P 時田 郁	時田 郁	時田 郁
教 養 部		34.10.2-35.5.17 A P 鈴木重吉	35.5.18-36.9.18 A P 赤井 彰	36.9.19-38.12.31 A P 島崎英一	島崎英一
		34.10.2-35.12.12 A P 篠原正三	35.12.13-37.4.30 P 外岡慶之助	外岡慶之助	37.5.1-39.4.30 A P 中田 平
		34.10.2-35.5.17 A P 青戸偕爾	35.5.18-38.3.31 A P 丸子基夫	丸子基夫	丸子基夫
工業教員養成所 (36.5.19-44.3.31)				36.12.15-39.3.31 P 勝藤昌伸	勝藤昌伸
事 務 局 長		34.4.1-38.3.31 美作小一郎	美作小一郎	美作小一郎	美作小一郎
保 健 課 長		佐々木志郎	佐々木志郎	佐々木志郎	佐々木志郎
学 生 部 次 長 (36.4.1)				36.4.1-40.3.31 倉本雄三郎	倉本雄三郎
学 生 課 長		佐藤正一	35.7.7-36.9.29 倉本雄三郎 (事務取含む)	36.9.30-37.1.6 前川春雄(事務取) 37.1.7-37.12.31 倉本雄三郎 (事務取)	倉本雄三郎 (事務取) 38.1.1-39.3.31 前川春雄
厚 生 課 長		34.5.10-34.9.24 大塚 博(事務取) 34.9.25-34.12.14 安倍三史(事務取) 34.12.15-35.2.15 大塚 博(事務取) 35.2.16-35.7.31 倉本雄三郎	35.8.1-37.12.31 前川春雄	前川春雄	前川春雄 38.1.1-39.3.31 田村善一

歴代学生部委員会委員

所屬等	年度	30	31	32	33
学 生 部 長		大塚 博	大塚 博	大塚 博	大塚 博
文 学 部		竹内照夫	31.10.1-34.5.7 A P 梅岡義貴	梅岡義貴	梅岡義貴
教 育 学 部		30.5.17-34.5.19 A P 木村謙二	木村謙二	木村謙二	木村謙二
法 学 部		30.4.1-32.3.31 P 矢田俊隆	矢田俊隆	32.4.1-33.3.31 A P 鴻 常夫	33.4.1-36.3.31 P 五十嵐 清
経 済 学 部		30.5.12-32.3.31 P 鎌田正三	鎌田正三	32.4.1-34.3.31 P 早川泰正	早川泰正
理 学 部		高杉直幹	高杉直幹	高杉直幹	高杉直幹
医 学 部		山田守英	31.8.1-36.7.31 P 安倍三史	安倍三史	安倍三史
工 学 部		板倉忠三	板倉忠三	32.8.20-37.5.9 P 林 邦雄	林 邦雄
農 学 部		橋本吉雄	橋本吉雄	橋本吉雄	33.5.1-35.11.30 P 三島 惣
獣 医 学 部		伊藤時哉	伊藤時哉	伊藤時哉	33.9.15-36.3.31 P 山下次郎
水 産 学 部		31.1.1-35.5.31 P 齋藤恒行	齋藤恒行	齋藤恒行	齋藤恒行
教 養 部 (32.7.16 まで 一般教養部)		P 明峯俊夫 岡不二太郎	明峯俊夫	明峯俊夫	明峯俊夫 34.2.1-34.10.1 A P 藝目清一郎 34.2.1-34.10.1 L 後藤辰男
事 務 局 長		土田義和	土田義和	土田義和	土田義和
保 健 課 長		30.7.1-39.8.24 A P 佐々木志郎	佐々木志郎	佐々木志郎	佐々木志郎
学 生 課 長		佐藤正一	佐藤正一	佐藤正一	佐藤正一
厚 生 課 長		30.4.1-34.5.9 石丸五郎	石丸五郎	石丸五郎	石丸五郎

資 料

所屬等		年度			
		26	27	28	29
学 生 部 長		25.9.4-26.4.1 P 橋本俊彦 26.6.1-29.7.9 P 高倉新一郎	高倉新一郎	高倉新一郎	29.7.10-35.11.30 P 大塚 博
文 学 部		26.5.4-26.11.9 A P 鳥山成人 26.11.10-27.4.30 A P 佐藤一郎	27.5.1-28.5.21 A P 猪俣庄八	28.5.22-28.10.31 A P 細谷貞雄 28.11.1-31.9.30 P 竹内照夫	竹内照夫
教 育 学 部		26.5.4-28.4.12 P 橋本俊彦	橋本俊彦	28.4.13-29.6.11 A P 砂沢喜代次	29.6.12-30.5.17 A P 黒田孝郎
法 経 学 部	法 学 部 (28.7.28)	26.5.4-27.4.13 A P 尾形典男 27.5.15-28.5.11 A P 小山 昇	27.4.14-27.5.14 尾形典男(臨時) 27.5.15-28.5.11 A P 小山 昇	28.5.12-29.3.31 P 今村成和	29.4.1-30.3.31 A P 莊子邦雄
	経 済 学 部 (28.7.28)			28.7.28-30.5.11 P 新川士郎	新川士郎
理 学 部		26.5.4-27.11.30 P 原田準平	27.12.1-34.3.31 P 高杉直幹	高杉直幹	高杉直幹
医 学 部		26.5.4-27.5.31 P 安保 寿	27.6.1-28.12.27 P 武田勝男	28.12.28-31.7.31 P 山田守英	山田守英
工 学 部		26.5.4-29.7.9 P 大塚 博	大塚 博	大塚 博	29.7.10-32.8.19 P 板倉忠三
農 学 部		26.5.4-26.5.31 P 高倉新一郎 26.6.1-27.7.14 A P 小林已知次	27.7.15-33.4.30 A P 橋本吉雄	橋本吉雄	橋本吉雄
獣 医 学 部 (27.4.1)			27.4.1-29.3.31 P 中村良一	中村良一	29.4.1-33.9.14 A P 伊藤時哉
水 産 学 部		26.5.4-30.12.31 P 吉村克二	吉村克二	吉村克二	吉村克二
教 養 部 (32.7.16 まで) (一般教養部)		26.5.4-34.10.1 A P 明峯俊夫	明峯俊夫	明峯俊夫 28.10.26-30.10.25 A P 岡不二太郎	明峯俊夫 岡不二太郎
事 務 局 長		26.5.4-34.3.31 土田義和	土田義和	土田義和	土田義和
保 健 課 長 (29.9.1)					29.9.1-30.6.30 A P 本田迪康
学 生 課 長		26.5.4-35.7.6 佐藤正一	佐藤正一	佐藤正一	佐藤正一
厚 生 課 長		26.5.4-27.6.15 佐藤正一(兼)	27.6.16-30.3.31 足羽進三郎(併)	足羽進三郎	足羽進三郎

注) Pは教授、A Pは助教を示す。

歴代学生部委員会委員
(昭和 26 年 5 月～昭和 58 年 4 月)

北海道大学学生寮新設・閉寮記念誌

一九八三年七月二二日 印刷
一九八三年七月一九日 発行

編集 北海道大学学生寮の新設に伴う
記念事業実行委員会

発行 北海道大学学生部

製作 北海道大学図書刊行会

高速印刷センター／石田製本所